

～いじめの未然防止のために～



平成24年3月
岐阜県教育委員会

まえがき

岐阜県では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、各学校や各市町村教育委員会などの学校関係者による地道な取組を進めています。さらに、保護者や地域住民、関係団体、関係機関等と学校が密接に連携して「全ての大人と子どもでいじめを無くす」ことを目指した「子どもを地域で守り育てる県民運動」も展開しています。各教育事務所管内に推進会議を設け、子どもたちの健全な育成に関わる方々に御参集いただき、協議の場を位置付けたり、地区内で共通の取組を展開したりするなどして、運動の推進を図ってきました。さらに、平成23年度には、飛騨地区で既に取り組まれていた「あったかい言葉かけ運動」を、県内全推進地区で共通に取り組む活動とし、150を超える団体の協力を得ることができました。その一例を紹介します。

下校中にころんじゃった。友だちが「大じょうぶ？」とバンソウコウをくれたよ。わたしも、ランドセルにバンソウコウを入れておこう。こんどは、わたしが友だちにあげたいな。
(高山市 小学校2年生)

休んだ次の日、学校へ行くと、「お前がおらんでつまらんかったぞ。」という声。そんなこと言ったらもう休めんやんか。
(関市 中学校1年生)

文部科学省が毎年度実施する「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果によれば、いじめの日常的な実態把握のために、県内全ての小・中学校、高等学校が、直接児童生徒に対してアンケート調査を行っています。また、全ての中学校では、教職員と生徒の間で交わされている「生活ノート」などの日記等が、いじめの実態把握のために活用されています。さらに、全ての高等学校では、個別面談が実施され、生徒からの聞き取りによって実態把握が行われています。各学校では、いじめの問題に対して、チーム体制による組織的な対応がなされたり、校内の全ての教職員が機会を捉えて教育相談を行ったりしています。また、児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを目指して、児童生徒が主体的に活動する児童会・生徒会活動、学校行事の充実が図られたり、「分かった。できた。」を実感する授業の実現のために、基礎学力の定着が図られたりしています。

こうした各学校のいじめの未然防止に対する地道な努力により、岐阜県全体のいじめの認知件数は平成19年度をピークにして減少を続けているなど、努力が確実に実を結んでいることを実感しています。

しかし、児童生徒1,000人当たりの認知件数は、依然として多く、楽観できる状況にはありません。携帯電話やインターネットによるいじめの問題など、新たな問題も発生しています。さらに、いじめられた児童生徒の中で、誰にも相談をしていない児童生徒が8%程度存在するなど、憂慮すべき状況にあります。

こうした状況を鑑みて、このたび、いじめの問題に対する早期発見・早期対応はもとより、未然防止に重点を置いた取組のさらなる充実を図るため、平成18年11月に改訂された「ほほえみと感動のある学校をめざして」を大幅に改訂し、県内全小・中学校、高等学校、特別支援学校に配布することとしました。本書は、いじめの問題に対する未然防止のため、各学校や各教職員が総点検を行い、その結果を踏まえて取組の改善・充実を推進することを主な目的としています。

市町村教育委員会の施策の推進のため、また、学校として取り組んでいくために、是非とも御活用いただきたいと思います。

いじめの問題は、人権を侵害する深刻な問題であり、人として決して許されない卑劣な行為です。曖昧にしたり、なおざりにしたりすることなく、絶対に許さないという毅然とした粘り強い態度で臨まねばなりません。

現に、今もいじめられ、悲しい思いでいる子どもがいるかもしれないとの危機意識をもって、子どもたちの姿を見ることを大切にするとともに、この冊子を大切に保存するのみではなく、繰り返し繰り返し取り出して活用いただきたいと思います。そして、笑顔があふれ、歓声がひびく学校づくりに役立つことを願ってやみません。

平成24年3月

岐阜県教育委員会
学校支援課長

目 次

| | |
|----------------|---|
| まえがき | |
| 本書の活用方法 | 1 |
| I いじめの問題への取組点検 | 2 |

基礎編

| | |
|------------------|---|
| II いじめの問題の基本的な理解 | |
| 1 いじめの問題とは何か | 4 |
| 2 いじめの問題の現状 | 8 |

取組編

| | |
|-----------------------------------|----|
| III いじめの問題への具体的な取組 | |
| 1 指導体制について | |
| (1) 一致協力した全校指導体制の確立 | 12 |
| (2) いじめの問題と児童生徒理解 | 14 |
| (3) 報告・連絡・相談とチーム対応 | 20 |
| 2 教育指導について | |
| (1) 生命や人権を大切にする指導 | 22 |
| (2) いじめの問題に関する講話や積極的な指導 | 27 |
| (3) 道徳や学級活動の時間の指導 | 30 |
| (4) 児童会・生徒会活動など特別活動における生徒指導の充実 | 33 |
| (5) 社会性の涵養や豊かな情操を培う活動 | 36 |
| (6) 教師の言動 | 39 |
| (7) いじめを行う児童生徒への対応 | 42 |
| (8) いじめられた児童生徒への対応 | 45 |
| (9) いじめが解決した後の対応 | 47 |
| 3 早期発見・早期対応について | |
| (1) 好ましい共感的な人間関係の醸成 | 49 |
| (2) アンケート調査等の実施 | 51 |
| (3) スクールカウンセラー等、養護教諭など校内の専門家との連携 | 53 |
| (4) 児童生徒の発するサイン ～いじめの早期発見～ | 56 |
| (5) 事実関係の把握と対応 ～いじめの発見から事実確認～ | 58 |
| (6) 関係機関との連携 | 60 |
| (7) 全教職員の対応による教育相談の体制 | 62 |
| (8) 保護者の相談 | 64 |
| (9) 専門家との連携 | 67 |
| (10) 相談窓口 | 69 |
| (11) 個人情報の取扱い | 71 |
| 4 家庭・地域との連携について | |
| (1) いじめに対する対応方針の保護者等への説明 | 73 |
| (2) 家庭との密接な連携協力 | 75 |
| (3) いじめの発生時の家庭との連携 | 77 |
| (4) 学校のみで解決することに固執せず、地域ぐるみの対策を進める | 79 |

事例編

IV いじめの問題の事例

[小学校]

| | | |
|------|------------------------------|-----|
| 事例 1 | 学習面で遅れがあり、体力的に劣る児童への習慣化したいじめ | 8 2 |
| 事例 2 | 分団登校時の上級生によるいじめ | 8 4 |
| 事例 3 | 靴隠しによるいじめ | 8 6 |

[中学校]

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 事例 1 | 集団での無視によるいじめ | 8 8 |
| 事例 2 | 集団による金品のたかりなどのいじめ | 9 0 |
| 事例 3 | ボスの生徒を中心にした集団でのいじめ | 9 2 |
| 事例 4 | ブログでの誹謗中傷の背景にあったいじめ | 9 4 |

[高等学校]

| | | |
|------|--------------------------|-------|
| 事例 1 | 中学時代のいじめが再発したいじめ | 9 6 |
| 事例 2 | 周りには仲間だと見えていた女子生徒からのいじめ | 9 8 |
| 事例 3 | インターネット掲示板を介した誹謗中傷によるいじめ | 1 0 0 |

演習編

V 失敗事例に学ぶ演習

| | |
|---------------|-------|
| 演習の行い方 | 1 0 2 |
| 生徒指導のポイント 2 5 | 1 0 3 |
| 生徒指導の失敗要因 2 5 | 1 0 4 |
| 解答シート | 1 0 5 |

事例と解説

| | | |
|------------|------------------------|-------|
| 事例 1 [小学校] | ごっこ遊びと称したいじめ | 1 0 6 |
| 事例 2 [小学校] | 長期化する学級内のいじめ | 1 0 8 |
| 事例 3 [中学校] | 部活動内での中傷メール | 1 1 0 |
| 事例 4 [中学校] | 歪んだ部員関係による不登校 | 1 1 2 |
| 事例 5 [中学校] | 仲良しグループからの仲間はずれ | 1 1 4 |
| 事例 6 [中学校] | 遊びで撮った動画がサイトへアップ | 1 1 6 |
| 事例 7 [中学校] | いじめられた生徒の保護者からの要望書への対応 | 1 1 |

8

| | | |
|------------|----------------|-------|
| 事例 8 [中学校] | 転校後のいじめによる登校渋り | 1 2 0 |
|------------|----------------|-------|

資料編

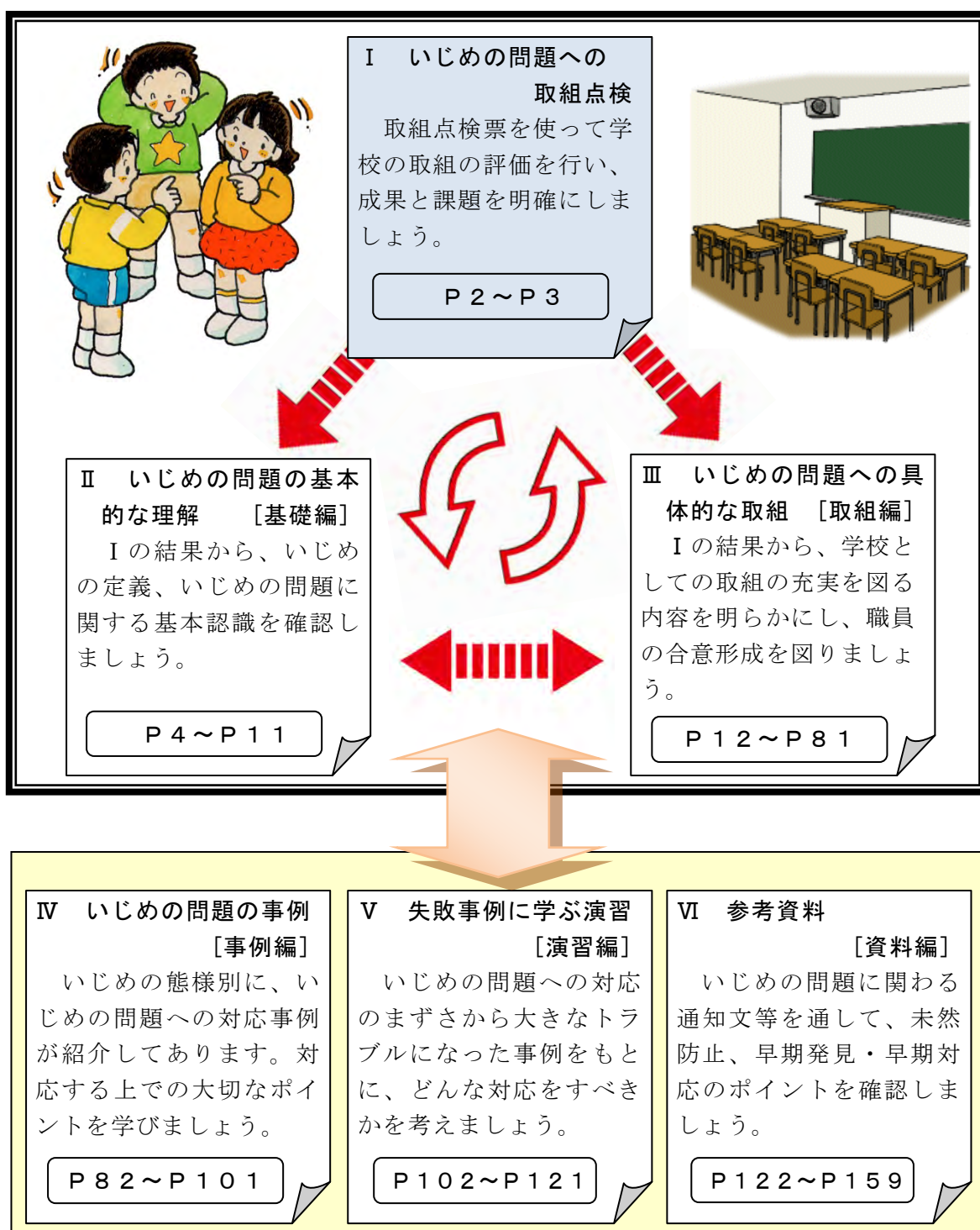
| | |
|---|-------|
| いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について (H7. 3. 30) | 1 2 2 |
| いじめの問題に関する総合的な取組について (H8. 8. 13) | 1 2 6 |
| いじめの問題への取組の徹底について (H18. 10. 25) | 1 3 6 |
| いじめの問題への取組の徹底について (H22. 7. 13) | 1 4 7 |
| いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について (H22. 11. 17) | 1 5 0 |
| 「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について (H23. 1. 26) | 1 5 3 |
| 引用・参考資料一覧 | 1 5 8 |

編集委員

本書の活用方法

「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめの問題の早期発見・早期対応はもとより、未然防止に重点を置いた取組を推進することが重要です。

本書は、いじめの問題が起こらない、起きにくい、また、いじめの発生を予防している学校であるかどうか（未然防止）、いじめが起こったときに素早く誠意をもって組織的に対応できる学校であるかどうか（早期発見・早期対応）を、総合的に検証できるようにしています。また、その検証結果をもとに取組の改善を図ることができる内容・構成としています。



I いじめの問題への 取組点検



I いじめの問題への取組点検

次の取組点検票（この点検票は、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月25日付け学支第753号依頼）に基づいています。）を用いて、学校の取組の総点検を行うことから始めましょう。

全教職員による定期的な評価をもとに、取組が十分ではない項目については、参照頁を参考にして対応策を協議し、取組の改善を図るようにしましょう。

取組点検票

1 指導体制について

| | 評価 ○× | 参照頁 |
|--|--------------------------|-------|
| 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。 | <input type="checkbox"/> | P 1 2 |
| 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 1 4 |
| 3 いじめの問題について、学校の中で「報告・連絡・相談・確認」などが円滑に行われ、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、チーム対応を基本として学校全体で対応する体制が確立しているか。 | <input type="checkbox"/> | P 2 0 |

2 教育指導について

| | 評価 ○× | 参照頁 |
|--|--------------------------|-------|
| 1 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努めているか。特に、「いじめは人として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。 | <input type="checkbox"/> | P 2 2 |
| 2 全校集会のような機会に、校長や担当教師などが、児童生徒に対していじめの問題に関する講話をしたり、積極的に指導を行ったりするよう努めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 2 7 |
| 3 道徳の時間や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、具体的な指導が行われているか。 | <input type="checkbox"/> | P 3 0 |
| 4 学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事などにおいて、仲間や友達の中に悲しんだりつらい思いをしたりする者がいないか、児童生徒が確かめ合うことができるようにするなど、適切な指導・助言が行われているか。 | <input type="checkbox"/> | P 3 3 |
| 5 児童生徒に幅広い生活体験を積みせ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。 | <input type="checkbox"/> | P 3 6 |
| 6 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 3 9 |
| 7 いじめを行う児童生徒に対しては、毅然とした対応を行うことができるよう、具体的な対応方法が明確になっているか。 | <input type="checkbox"/> | P 4 2 |
| 8 いじめられる児童生徒に対し、心のケアや問題の解決が確認できるまで別室で学習できるようにするなど、様々な弾力的措置を講じて、いじめから守り通すための対応を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 4 5 |
| 9 いじめが解決したと判断できる場合でも、いじめを受けた児童生徒の教育相談を実施するなど、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 4 7 |

3 早期発見・早期対応について

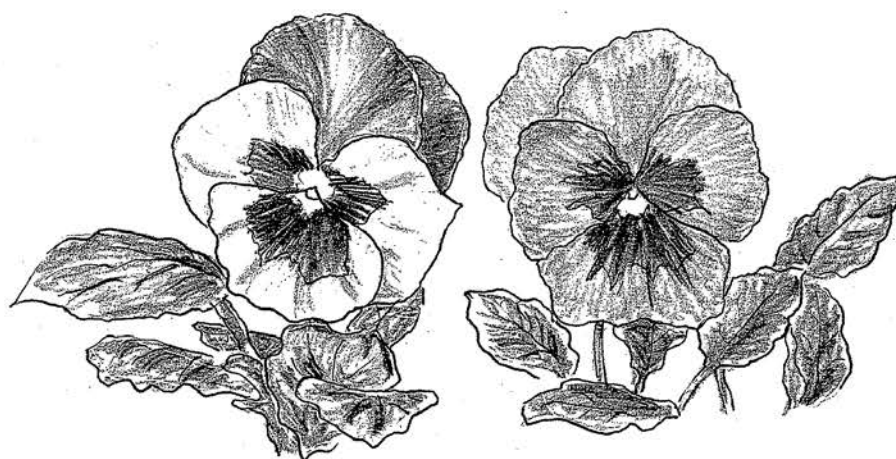
| | 評価 ○× | 参照頁 |
|---|--------------------------|-------|
| 1 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい共感的な人間関係の醸成に努めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 4 9 |
| 2 児童生徒の実態について、聞き取りや質問紙などのアンケート調査を行うなど、きめ細かな把握に努めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 5 1 |
| 3 いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などの学校内の専門家との連携協力を努めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 5 3 |
| 4 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。 | <input type="checkbox"/> | P 5 6 |
| 5 いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人からの情報収集などを通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 | <input type="checkbox"/> | P 5 8 |
| 6 いじめの問題解決のため、市町村教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、地域の関係団体や子ども相談センター、警察などの関係機関等との連携協力を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 6 0 |
| 7 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めたりすることができるような、全教職員の対応による教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。 | <input type="checkbox"/> | P 6 2 |
| 8 学校における保護者などの相談体制が整備され、保護者にその窓口が十分理解されているとともに、相談内容に迅速、丁寧に対応できるようになっているか。 | <input type="checkbox"/> | P 6 4 |
| 9 教育相談の実施に当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関との連携を図っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 6 7 |
| 10 総合教育センターや教育事務所、子ども相談センターなどの学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底を行っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 6 9 |
| 11 児童生徒などの個人情報については、十分な配慮をして適切に取り扱っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 1 |

4 家庭・地域社会との連携について

| | 評価 ○× | 参照頁 |
|---|--------------------------|-------|
| 1 いじめに対する対応の方針などを説明するなどして、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 3 |
| 2 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 5 |
| 3 いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、学校と家庭が一致協力してその解決に当たっているか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 7 |
| 4 いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 9 |
| 5 P T Aや地域の関係団体などとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。 | <input type="checkbox"/> | P 7 9 |



Ⅱ いじめの問題の 基本的な理解



Ⅱ いじめの問題の基本的な理解

1 いじめの問題とは何か

(1) 「いじめ」か否かの判断

いじめは潜在化していることが多いため、その行動を見逃したり、単なるふざけやけんかと見てしまったりして、一時的な指導にとどまっているうちに、深刻ないじめに発展している場合が多くあります。

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめは、昭和60年以来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきましたが、その後、平成18年に、

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

と変更されました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知という観点からいじめを捉えることが重要であるとともに、「心理的、物理的な攻撃」の回数が「いじめ」か否かの判断の基準となるものではないことにも留意する必要があります。

(2) いじめの問題の認識

いじめの問題は、昭和60年前後に、大きな社会問題となりました。岐阜県教育委員会では「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を発足し、昭和60年6月28日付けで、「児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言＝いじめの問題の解決のためのアピール＝」を発表しました。この提言において、次の5つの基本認識を示しました。

「いじめの問題に関する5つの基本認識」

- ① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
- ② いじめは、今日の児童生徒の心の問題が深く介在している問題であること。
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、教師の指導の在り方と深くかかわっている問題であること。
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること。
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

※詳細は「信頼と愛情に基づく教育をめざして」（昭和62年1月発刊）に掲載されています。

いじめの問題を考える際には、まず、この5つの基本認識を十分理解する

とともに、平成7年に文部省によって開催された「いじめ対策緊急会議」が報告した「いじめの問題への対応に当たっての基本的認識」にも留意します。なお、この基本的認識は現在でも変更はありません。

「いじめの問題への対応に当たっての基本的認識」

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえる。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ④ 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを有していること。

※詳細は「いじめの問題の解決のための当面取るべき方策等について」（平成7年3月30日付け教学第1543号教育長通知）に掲載されています。

さらに、陰湿化、複雑化するいじめの問題に対しても、次のような認識をもって対応することが極めて重要です。

- 学校・家庭において、社会では許されない行為は子どもでも許されないとの観点に立って、善悪の判断や基礎的倫理観など基本的生活態度を身に付けさせるような教育・しつけを十分に行うことにより、本人の自覚を促すことが大切である。
- 特に、学校はいじめを絶対許さない毅然とした態度で臨み、金銭を脅し取る、暴力を振るうなどの行為は誰よりもそれを行うものが悪いという観点に立ち、いたずらに議論を拡散させることなく、その責任の所在を明確にするという姿勢も大切である。児童生徒の中に、何をしても責任を問われないという世界を作り出すことは教育上好ましいことではない。
- さらに、学校では、児童生徒の生活体験・人間関係を豊かなものとし、自主性・主体性を育成する観点から、児童生徒一人一人に、ほほえみと感動のある幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動を積極的に推進することが必要である。

また、平成6年に文部省によって開催された「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、いじめの問題に関する総合的な調査研究がなされ、その報告書の中では、以下の基本的な考え方が示されています。

学校における取組の充実

1 基本的な考え方及び教育指導の在り方

- (1) 学校は児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であること。学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る必要があること。
- (2) いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童生徒にもたせること。
- (3) いじめられる児童生徒やいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示すこと。
- (4) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図ること。
- (5) 学級(ホームルーム)活動や児童(生徒)会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義があること。
- (6) すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要があること。また、学習の遅れがちな児童生徒には十分な補充指導を行うとともに、学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努める必要があること。

※詳細は「いじめの問題に関する総合的な取組について」(平成8年8月13日付け教学第886号教育長通知)に掲載されています。
(本書の平成18年11月改訂版のP119にも掲載)

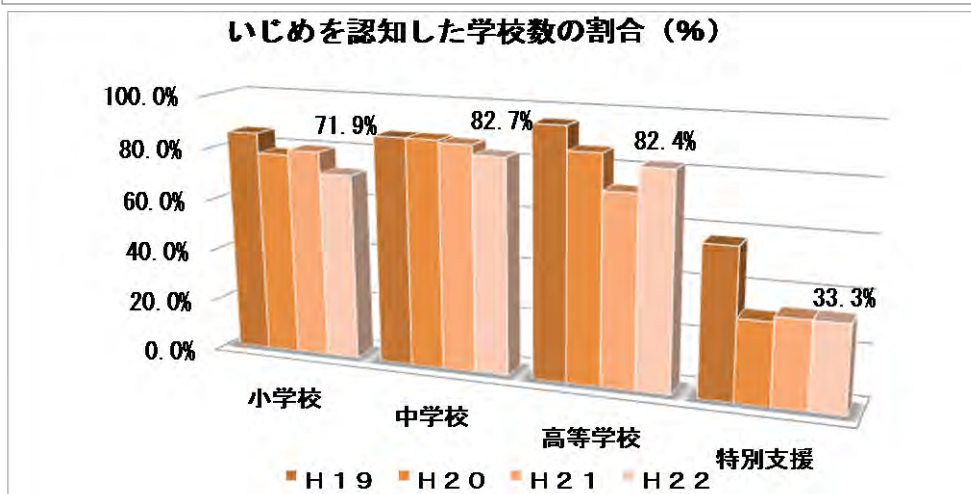
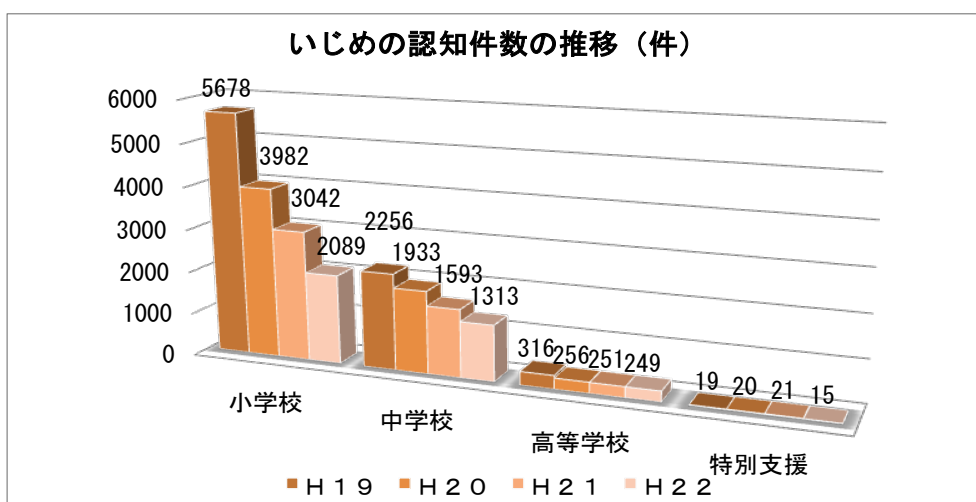
(3) いじめは本当にどの学校、どの子にも起こり得るのか

国立教育政策研究所が平成21年6月に発刊した『いじめ追跡調査2004-2006 いじめQ&A』では、2004～2006年のデータに基づき、各学校単位

で見た場合にも、各学年単位で見た場合にも、いじめが起きやすい学校とそうでない学校、いじめが起きやすい学年とそうでない学年というものが存在しているわけではないことが明らかにされました。さらには、いわゆる「いじめられっ子（いじめられやすい子ども）」や「いじめっ子（いじめやすい子ども）」も存在しないことも明らかにされました。

平成22年6月に発刊された『いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A』においても前述した結果と同様であることが明らかにされ、「いわゆる『荒れた学校』や『問題のある学年』だけでいじめが起きているわけではありません。どんな学校でも、どんな学年でも、いじめは起き得るとというのが、正しい事実認識、客観的な事実認識なのです。」と示されています。（詳細については「生徒指導支援資料2 いじめを予防する」（平成22年6月国立教育政策研究所）に掲載されています。）

実際、岐阜県の公立学校では、平成19年～平成22年の4年間のいじめの認知件数が、大きく減少しているにもかかわらず、いじめを認知した学校数の割合は、目立って減少しているわけではありません。むしろ、大きな変化がなく、高い割合を保っている状況であると言えます。これらのことから、「いじめはどの学校でも起こり得る」ことが証明されています。

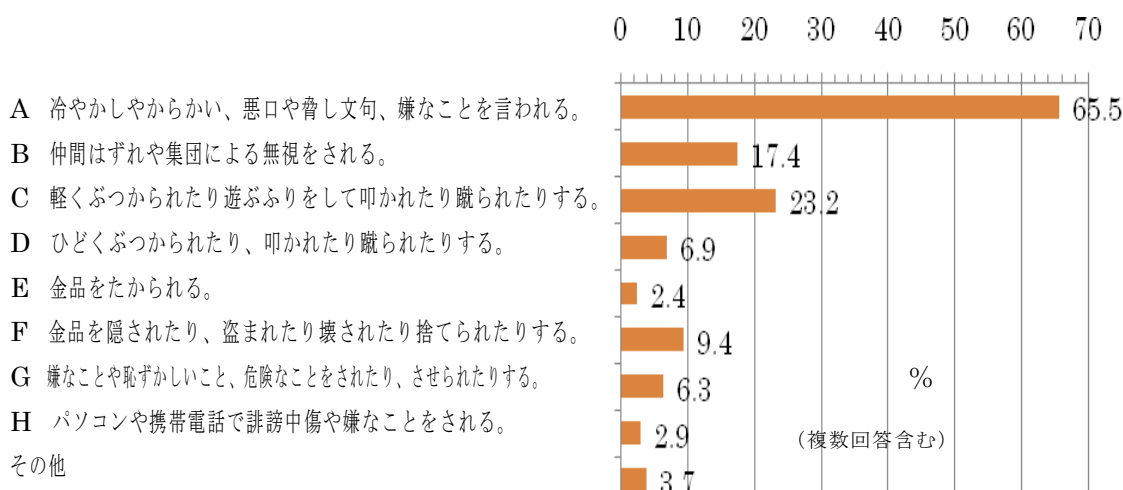


「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）岐阜県結果による

2 いじめの問題の現状

(1) いじめの態様

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)では、いじめの態様を大きく8つに分類(下記のグラフ参照)して調査しています。例えば、平成21年度の調査によると、岐阜県の小・中学校、高等学校及び特別支援学校で認知した4,907件のいじめの約65.5%が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」という態様を伴っており、どの校種でも一番多い結果となりました。小・中学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が二番目に多く、高等学校では、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」が二番目に多くなっているのが特徴です。



また、各校種毎の態様別認知件数の割合を経年比較し、高い順に順位付けをすると、右のような結果になります。

中学校や高等学校では、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」の高い割合が懸念される年度もありましたが、各学校の指導や保護者への啓発により、現在は減少傾向にあります。

| 小学校順位 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | A | A | A | A |
| 2位 | C | C | C | C |
| 3位 | B | B | B | B |
| 4位 | G | F | F | F |
| 5位 | F | D | D | E |

| 中学校順位 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | A | A | A | A |
| 2位 | B | B | C | C |
| 3位 | C | C | B | B |
| 4位 | F | F | F | F |
| 5位 | H | H | D | G |

| 高等学校順位 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 1位 | A | A | A | A |
| 2位 | B | H | H | B |
| 3位 | H | C | I | H |
| 4位 | C | B | C | C、F |
| 5位 | F | G | B、F | I |

しかし、パソコンや携帯電話による問題はその普及や使用年齢が、低年齢化していることから、今後は小学校においても留意すべき態様です。

(2) いじめの深刻化

態様としては、軽く叩くなどの暴力行為であり、発見した担任が双方から事情を聞き、指導をして解決したつもりが、保護者への丁寧な説明が不足していたために、学校の対応について批判をされ、解決にかなりの時間を費やさざるを得なかった事例があります。また、インターネットの掲示板や携帯電話のブログに無断で他人の個人名を書き込み、誹謗・中傷する内容を掲載する事例や個人の名誉を傷つけるような画像ファイルを勝手に他人に転送したり、動画閲覧サイトにアップロードしたりする事例などがあります。中には遊びのつもりがエスカレートして、法に触れるような悪質な行為に発展してしまい、警察が関与する大きな問題となった事案も発生しています。

今後、多機能携帯電話（スマートフォン）がますます普及し、多くの児童生徒が所有することになるでしょう。カメラ機能やネットワーク機能などを駆使して、大人の知らない世界がどんどん広がり、複雑で見えにくいいじめの問題が発生する危険性がさらに高まるのは必至です。

これから発生するいじめの問題は、表立って見えないために、発見が遅れたり、初期対応が適切でなかったりすることで、事案が深刻化、複雑化するケースがかなり多くなると予想されます。また、当事者や周囲で見ている児童生徒の問題意識の希薄さから発見が遅れ、深刻化する事案も生まれてくるでしょう。学校の教職員はもとより、児童生徒に関わる全ての大人には、常に高い危機意識と未然防止を中心にした適切な対応が求められます。

3 いじめの問題への教師の基本的姿勢

平成19年に文部科学省によって開催された「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」では、「最近の相次ぐいじめ事件は、子どもたちの日常生活を不安なものとし、学校、家庭及び地域が一体となって子どもを守り育てるための体制をつくっていくことが急務であることを痛感させた。子どもたちが様々な経験と多様な人間関係を通して、一步一步着実に成長し、安心して自分らしく生きることができる環境を整えることは、社会全体に課せられた喫緊の課題である。」という共通認識のもとに5つのメッセージを提案し、その一つとして、教師の基本的姿勢を示しています。

1 教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守ろう！

いじめを早期に発見し、適切に対応することで、いじめを長期化、深刻化、複雑化させないことが重要である。いじめを絶対に許さず、いじめられている子どもを徹底して守ることが大切である。

- 教師は、日頃から子ども同士の関係や動向を注意深く見守り、子どものわずかな変化にも気を止め声をかけることを心がけ、得られた情報は学校内で共有することが大切である。

- 教師は、いじめられている子どもに対して、絶対に見捨てないというメッセージを送ることが大切である。そのため、毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達、避難場所の確保、警察や福祉関係機関との連携などあらゆる観点からの支援が大切である。
- 教師は、生徒会をはじめとして、子どもたちが主体的に行ういじめ対策の活動を積極的に支援することが必要である。○ 教師は、クラスや部活動等のルールづくりを子どもに任せ、責任感、自他の葛藤の解消方法、感情や行動を制御する方法等を学ばせることが大切である。
- 教師は、被害者及び加害者以外の子どもに対し、当事者意識と自主自律の意識を高めなければならない。このため、再発防止のために何をすべきか、どのような行動をとり、気をつけるべきことは何か等について、反省と振り返りの機会を設ける必要がある。
- 教師は、いじめが自殺という最悪のケースに至ることや後追い自殺が生じることを絶対に防がなければならない。そのために、子どもに対して、適切な時機に、生きる喜びや希望と同時に死と向き合うことを伝え、死を美化してはならないことを教える必要がある。
- いじめは、からかいや冷やかしなどから傷害や恐喝等の犯罪行為となり得るものまで段階（レベル）がある。このため、対応策においても、いじめの段階（レベル）に応じた方策を講じる必要がある。
- 学校は、いじめられている子どもを守るため、保護者や地域、学校評議員、サポートチーム等の理解と協力を得て必要な情報を公開することが大切である。
- いじめの事実確認については、複数の教師がチームを組み、同時に複数者から聞き取りを行い、校長のリーダーシップのもと、教育委員会と連携を取りつつ迅速に初期対応の措置を検討する必要がある。
- いじめの実態把握や意識調査においては、子ども、保護者、その他第三者からの聞き取りを丁寧に行うなど状況把握の方法を工夫し、事実関係を正確に把握・分析した上、学校内での共通理解を徹底することが必要である。
- これまで他の教師や学校が取った対応事例を十分参考にして、多様なケースに対応できるノウハウを蓄積していくことが大切である。こうした事例の蓄積には、国や地方自治体の取組も必要である。
- いじめを見過ごさないよう、子どもの小さな変化に気づくためには、教師が子どもと向かい合い接する時間を確保することが必要である。このため、学校内での職務分担の見直しや文書事務・調査事務を軽減することが必要である。
- いじめ問題により適切に対応したり、子どもの変化に気付く感性を絶えず維持することができるように、教員研修を定期的実施する必要がある。校長等の管理職が問題に適切に対応できる能力を高める研修の機会を設けることも重要である。

※詳細は「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」 ―ぬくもりのある学校・地域社会をめざして― 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）」（平成19年2月文部科学省）に掲載されています。

全ての児童生徒を対象に、健全な社会性を育むとともに、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく、ということは、学校教育の本来の活動です。今、求められているのは、教育の専門家である教職員にとって最も得意な活動をしていくことです。深刻ないじめかどうかを区別するというのではなく、深刻であろうがなかろうが、そうしたことが起きないようにすべきである、起きた後の対応に力を注ぐのではなく、起きにくくするための努力こそが重要である、ということです。こうした考えに立つとき、求められる対応は、被害者を守るという意味での未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策になるはずです。加害者がいなくなれば、おのずから被害者もいなくなるからです。

つまり、いじめの問題に対する教師の基本的な姿勢として最も大切なことは「**早期発見・早期対応はもとより、未然防止に重点を置く**」ことです。



教師がしてはならないこと（WHO（世界保健機関）勧告）をご存じですか？

「自他の命を大切にする指導」を行ったり、身近に自殺の事案があったりしたとき、教師が児童生徒に対して、新聞報道などをもとにして生々しく指導をする場面を見かけたことがあります。

WHOは、2000年に「自殺を予防する自殺事例報道のあり方について」「自殺予防に向けた学校の教職員のための資料」を同時に全世界に向けて発表しています。そこでは、自殺に関する報道について、○やるべきこと

- ・自殺に代わる手段（alternative）を強調する。
- ・ヘルプラインや地域の支援機関を紹介する。
- ・自殺が未遂に終わった場合の身体的ダメージ（脳障害、麻痺等）について記述する。 など

●避けるべきこと

- ・写真や遺書を公表しない。
- ・使用された自殺手段の詳細を報道しない。
- ・自殺の理由を単純化して報道しない。
- ・自殺の美化やセンセーショナルな報道を避ける。
- ・宗教的、文化的固定観念を用いて報道しない。 など

と明確な勧告をしています。

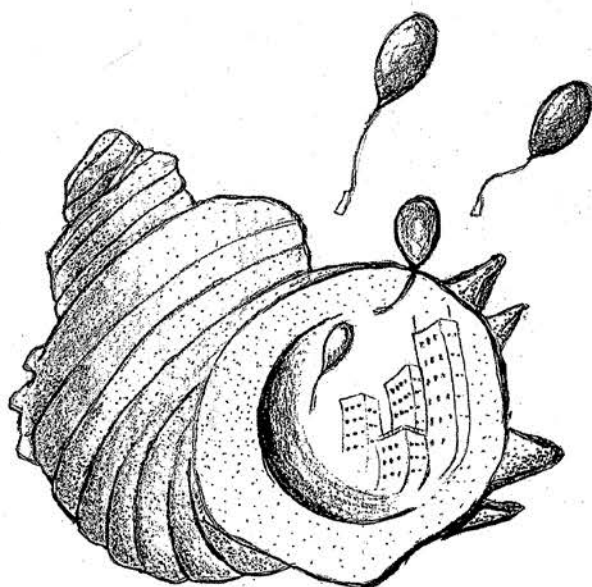
自殺の連鎖を防ぎ尊い命を失うことがないようにするため、児童生徒に直接影響を与える教師であるからこそ、十分に配慮すべきです。

※「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月文部科学省）

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）にも掲載されています。



Ⅲ いじめの問題への 具体的な取組



Ⅲ いじめの問題への具体的な取組

1 指導体制について

(1) 一致協力した全校指導体制の確立

いじめの問題をはじめ問題行動については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応する一致協力した全校指導体制の確立が重要です。そして、こうした指導体制を、問題行動等の早期発見や早期対応はもとより、未然防止のために機能させることが求められます。そのために、以下の基本的なポイントを大切にする必要があります。

全校指導体制確立のための基本的ポイント

- 1 管理職のリーダーシップ
- 2 生徒指導主事（ミドルリーダー）の中心的な役割
- 3 チームでの組織的対応
- 4 全校体制による生徒指導体制の構築
- 5 全教職員による予防的・開発的な教育相談の校内体制の構築
- 6 情報連携から行動連携へ、行動連携から役割連携へ

これらについては、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）や「生徒指導の役割連携の推進に向けて～生徒指導主事（生徒指導主担当者）に求められる具体的な行動（小学校編、中学校編、高等学校編）」（平成22年3月、平成23年3月国立教育政策研究所）、「生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制」（平成20年3月国立教育政策研究所）、「失敗事例に学ぶ 生徒指導のポイント25」（平成22、23年3月岐阜県教育委員会地域担当生徒指導主事研修会編）などに詳細が説明されていますので、参考になるでしょう。

特に、次に示す「生徒指導のポイント25」は、生徒指導の基本である「さしすせそ」（最悪の事態を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する）を踏まえ、出口を明らかにした指導を進める上で大切なポイントを示しています。これらのポイントは、指導体制を整備したり、強化したりする上での具体的な視点となり得るものです。

「1 職員集団の意思疎通」「2 組織的な指導体制」「3 迅速・正確な事実確認」「4 誠意ある対応」「5 見届けと承認」の5つの視点、a～yの25のポイントに照らして学校の指導体制を評価し、一層の充実を図ることが大切です。（本書P82～101の事例編、P102～121の演習編にて、「生徒指導のポイント25」を踏まえた対応例を紹介しています。）

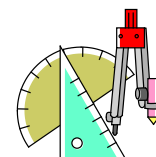
どのような問題が起こっても対処療法的な指導に終わることなく、児童生徒の自己指導能力を育てるという重要な目的を見据えた指導ができる体制でありたいものです。

生徒指導のポイント25

| | |
|--------------|---|
| 1 職員集団の意思疎通 | <ul style="list-style-type: none"> a 職員間の日常的な意思の疎通 b 抱え込まない開かれた学級 c 気付く同僚の存在 |
| 2 組織的な指導体制 | <ul style="list-style-type: none"> d 情報を敏感かつ迅速に集約できるML e 適切な段取・指示の出せるML f 管理職へのタイムリーな報連相 g 出口を明らかにした指導仮説 h LSを発揮する管理職 i 全職員の合意形成 j 指導の一貫性と柔軟な軌道修正 k 関係機関と連携して役割分担 |
| 3 迅速・正確な事実確認 | <ul style="list-style-type: none"> l 個別の背景を含めた十分な児童生徒理解 m 児童生徒の内面の受容的・共感的理解 n 5W1Hを明らかにした事実確認 o 複数職員による個別・同時の事実確認 p 迅速な事実確認と事後対応 q 確実な事実認定後の指導スタート |
| 4 誠意ある対応 | <ul style="list-style-type: none"> r 生命・安全を第一に考えた対応 s 保護者の心情を熟慮した対応 t ていねいで誠意のある対応 u 児童生徒の十分な内省後の保護者説明 v 個人情報への細やかな配慮 |
| 5 見届けと承認 | <ul style="list-style-type: none"> w 自己決定の場を位置付ける x 見届け、価値付け、存在感をもたせる y 指導の目的＝自己指導能力を高める |

※「ML」は「ミドルリーダー」、「LS」は「リーダーシップ」の略

※この「生徒指導のポイント25」(詳細はP103に掲載)は、平成21・22年度の学校支援課及び各教育事務所の生徒指導担当指導主事がまとめた「失敗事例に学ぶ生徒指導のポイント～生徒指導事例研修シート～」から引用しています。この研修資料は初版を平成22年3月に、改訂版を平成23年3月に作成し、各学校の生徒指導主事等を中心とした教職員研修での積極的な活用を期待して配布しています。

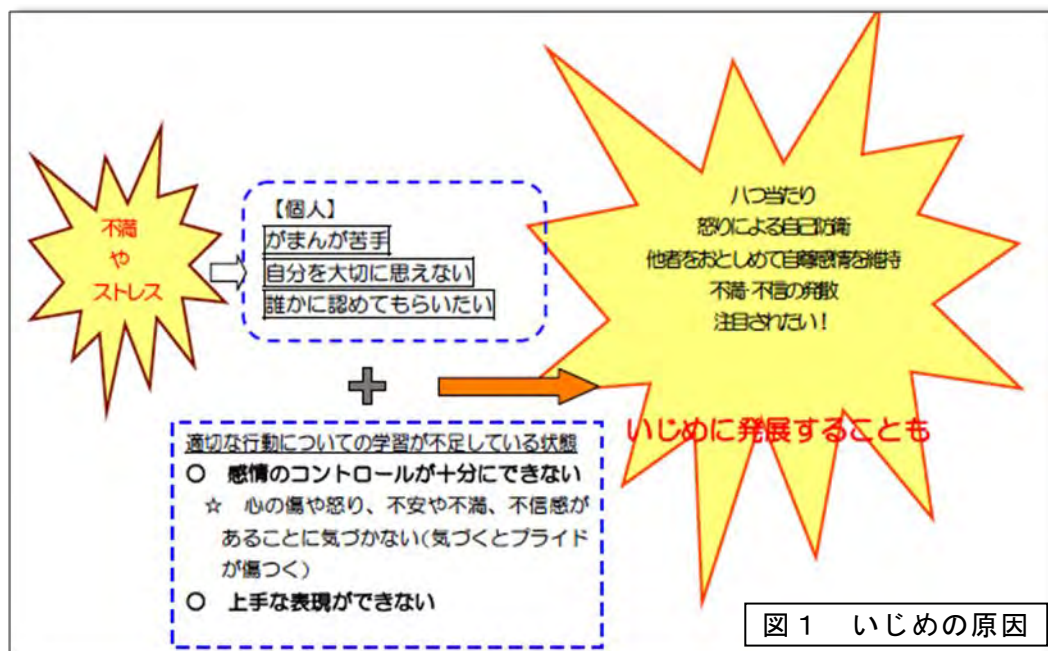


(2) いじめの問題と児童生徒理解

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のためには、いじめの構造を理解し、現在の児童生徒を取り巻く環境からいじめに向かわせる要因を探ったり、発達段階における社会性の形成という視点からいじめの問題を考えたりすることが大切です。

① いじめの原因と構造

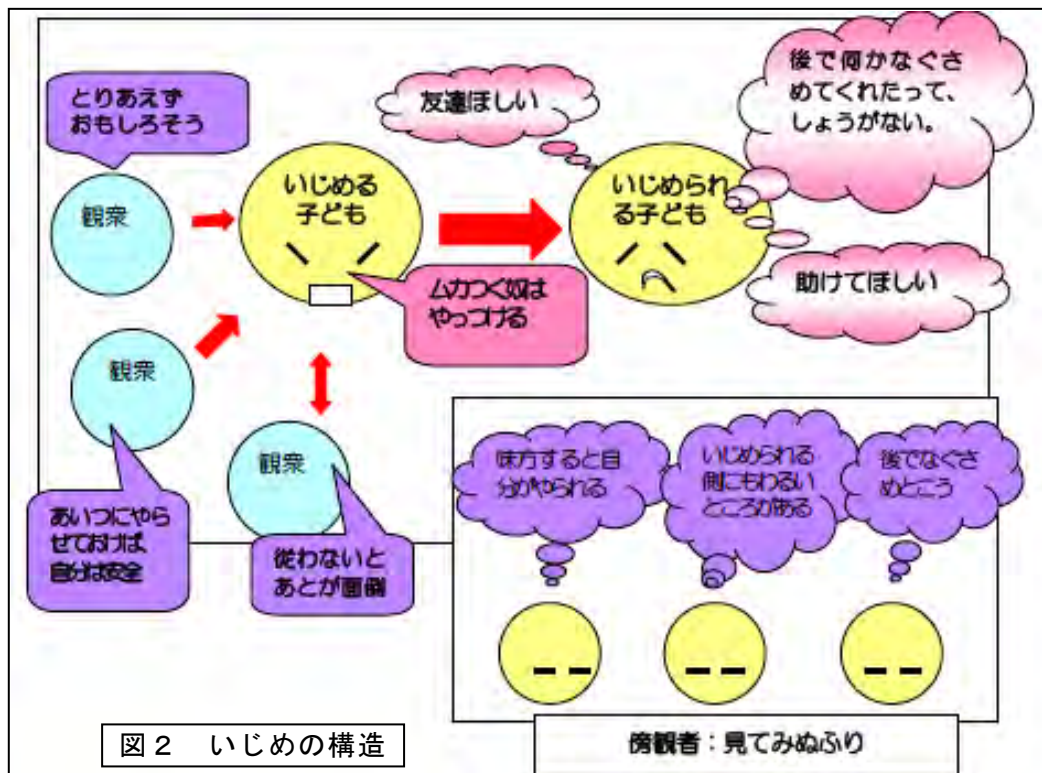
『「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして— 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）』（平成19年2月文部科学省）によれば、いじめは、不満やストレスのはげ口として起こりがちであることを、**下図1**で説明しています。一過的ないらだちや八つ当たりは誰にでもありますが、それがしつこく繰り返されたり、エスカレートしたりすると“いじめ”へと発展します。



また、学校や学級は、異質なものを排除して集団の結び付きを強めようとする傾向があり、集団内での不適応や人間関係のゆがみが表れやすいため、学校や学級などの子ども集団でいじめが起こりやすくなります。

集団内のメンバーの一人が、周囲とうまく適応できなくなったとき、周りの子どもたちに次ページの図2のような反応が生じます。メンバーの多くが、自分の状態に満足していて、適切な人間関係の**もち方**を学習していれば大きな混乱は起きません。そうでない場合は、不適応を生じた子どもに影響されて周囲の子どもが同調することがあります。同調したくないと思っている子どもであっても、力関係で弱い立場にいる場合は、自分の身を守ることに専念し余裕がなくなります。さらに、適応できないメンバーが複数いると、この反応が複数の場で生じるので、より複雑になります。

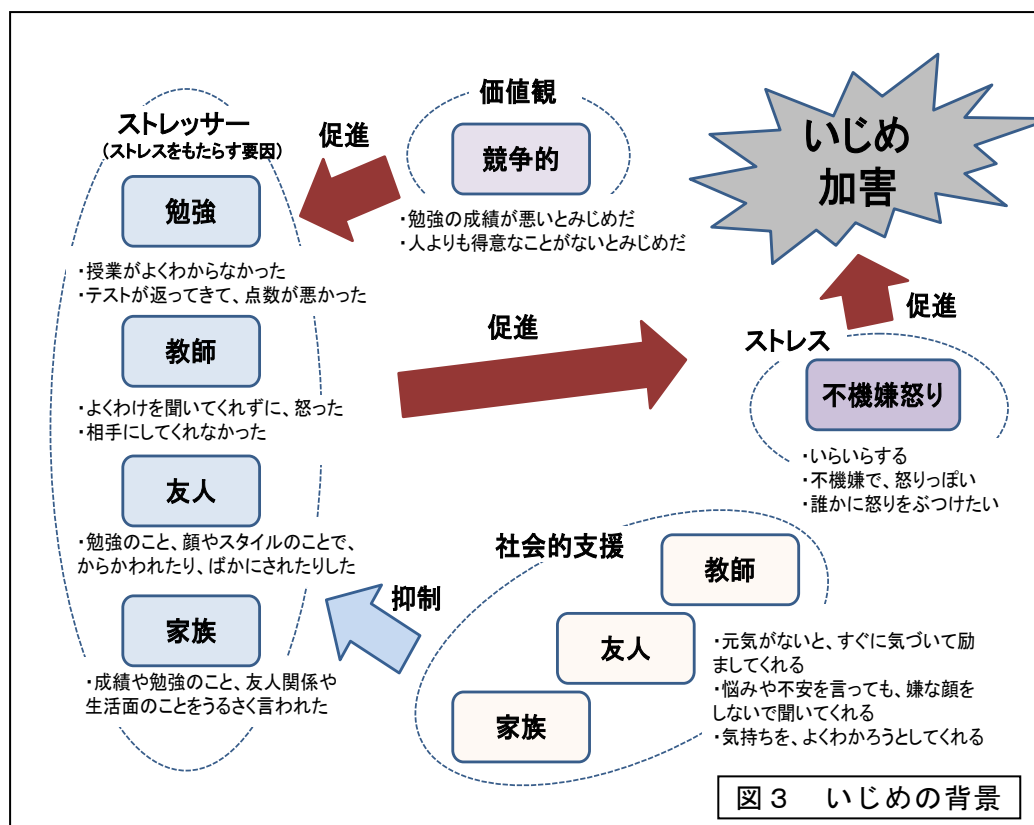
加害者だけでなく全ての子どもに複雑な背景が存在することを念頭におきましょう。



いじめを理解する上で重要な視点は、いじめが意識的かつ集行的に行われるということです。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。(詳細については「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省) P173に掲載されています。)

② いじめに向かわせる要因

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」(平成22年6月国立教育政策研究所)によると、いじめに向かわせる要因間の関係は図3のようなモデルで表すことができるとされています。「競争的価値観が強いほど、ストレスを感じやすくなり、他方で教師、友人、家族からの支援が強いほど感じにくくなる。そして、ストレスが強いほど、不機嫌怒りストレスを高める。」という道筋が示されています。



例えば、「競争的価値観」は、直接的には「いじめ加害」に影響を及ぼしませんが、各種ストレスを高めることで「不機嫌怒りストレス」や「いじめ加害」に間接的に影響を及ぼしています。

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」（平成22年6月国立教育政策研究所）では、直接的な影響と間接的な影響の合計から、「いじめ加害」に最も影響力を与えているのは「友人ストレス」であるという結果が出ています。次に影響力が大きい要因は、「競争的価値観」で、続いて「不機嫌怒りストレス」という結果になっています。

これらのことから、「友人ストレス」をはじめとする各種ストレスの軽減を図ることがいじめの未然防止の鍵を握っていると言えます。いたずらに勝ち負けを強調したり、相手をおとしめたりするような表現を用いたりすることを避けるなどの配慮をしながら、好ましい人間関係を築くために集団での活動の一層の充実を図る必要があります。

③ 発達段階における社会性の形成といじめ

子どもたち同士のトラブルや喧嘩は、学校生活の中では日常的に発生するものです。しかし、それらをいじめと総称してとらえ、一律的な指導をすることは、効果がないばかりか、望ましい人間関係を築く力を育てることにつながっていきません。社会性の形成の視点から、子どもたちの発達段階について理解した上で、問題の背景や要因を踏まえた、具体的な個別の対応を心がけたいものです。

以下に発達段階の特性と対応の留意点をまとめます。

【児童期初期（小学校1～2年生）】

親以外の大人（先生）との関係をうまく保つことで愛情を感じたり、学校の規則や習慣に従うことで規範を意識したり、家族から離れて独力で友達をつくることで自他比較をしたりするようになります。そして、幼稚園や保育園での経験をもとに、違う環境で他者との関係を再構築し始めます。しかし、自律的な活動が難しいだけでなく、自分の主張はするものの相手への配慮は極めて乏しいので、教師など周りの大人の援助がないところでは、次のようなトラブルも発生しやすくなります。

- 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
- 関わり方の不器用さから相手に不快感を与える。



対応の留意点

これらの行為は、役割取得能力や社会性の乏しさから生じるものである。自分の非を素直に認め、謝る、許す、仲直りするなどの経験を繰り返すことは、この時期の子どもたちの社会性を形成していく上で、むしろ重要な行為でもある。従って、親や教師は、行為が起こらないようにすることよりも、行為がどのような意味を**もつ**かを考えさせる機会として捉えていく必要がある。

【児童期中期（小学校3～4年生）】

成長につれてルールのある協同遊び（鬼ごっこ、かくれんぼなど）や集団ゲーム（ドッジボール、野球など）が多くなってきます。子どもは学校で長い時間生活することで、親や家庭から解き放たれるようになり、小学校4年生頃には3～5人のグループで遊ぶことが多くなります。また、自分だけの秘密を**もつ**ようになり、本能的に他者と秘密を共有したり、共通の敵（対象）をつくったりして連帯感を強めようとする心理が働きます。自分の言動が他者に影響を及ぼす体験を面白く感じる時期でもあるので、人間関係のトラブルは次のような形で出やすくなります。

- 仲間はずれや無視など心理的な嫌がらせが見られるようになる。
- 嫉妬心や支配欲から、いたずらや嫌がらせをする。
- 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排除しようとする。



対応の留意点

いじめと判断しにくい場合も混在するので、子どものグループ形成や、グループ内での人間関係などを注意深く観察する必要がある。また、行為の主体者は、遊び感覚でふざけているつもりでも、行為の対象者はいじめられたと感じている場合が多い。そのため、相手の不快な感情を言葉にして伝えさせたり、よりよい関わり方について考えたりすることを体験させたい。

【児童期後期（小学校5～6年生）】

3～5人のグループで遊ぶことが多いのですが、6～9人の友達グループで遊ぶ子どもの比率も増加してきます。また、学校外の社会体育などに参加する子どもが増える時期でもあります。塾や稽古事場で、学校以外の友達をつくる機会も増え、これまでとは異なる様々な仲間と触れ合う機会が多くなります。反面、集団の中の自分や集団と自分の関係について気になる時期でもあります。グループへの同調志向が強くなり、心の中では悪いと思いつつも「みんながするから…」という理由で自分を守ろうとする傾向があります。

- 仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
- 小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。
- いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。



対応の留意点

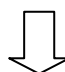
いじめに対しては多くの子どもが「いけないこと」と考えている。いじめだとはっきり認識することができれば、正常な善悪判断ができる状態の子どもが多い。状況に応じた自分の役割の把握や仲間とのもめごとを解決するために具体的に何をすればよいかを考え、自分の行為を客観的に見つめ直させる必要がある。

【青年期初期（中学生頃）】

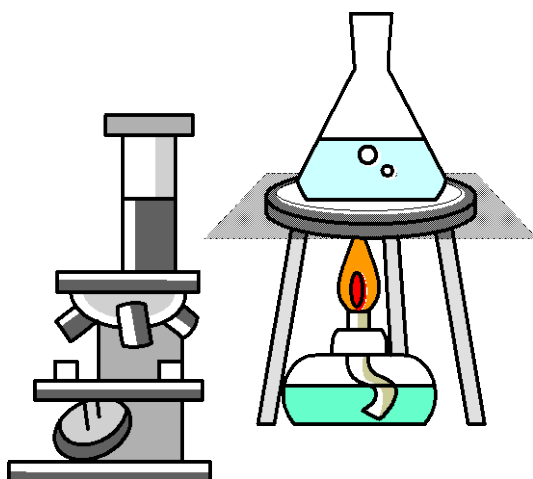
家族や学級、学校、地域社会など、自分が所属する社会全体と自分の関係を多様な情報から判断できるようになります。義務や権利、自由や責任などへの意識も高まり、公私の区別がついてくる時期です。しかし、まだ個々の関係に視点がとどまるとともに、私的な視点と公的な視点が混在した移行期であると言えます。

従って、理論的に納得がいけないことがあったときや自分のやりたいことを制限されたとき、仲間に同意を得られないときなどにストレスが発生しやすくなります。そして、自分の中で消化しようとしてイライラやモヤモヤが増幅されることも多くなります。心のイライラやモヤモヤは、スポーツやその他で健全に発散することもあります。他者への攻撃や社会への反発など不健全な発散として、次のような形で表れる傾向にあります。

- 他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
- 小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を図るためのいじめなどが多く見られる。

 対応の留意点

感情的なコントロールが必要とされる時期である。また、落ち着いて自分を見つめ直せば、自分の行為を客観的に見ることができる時期である。本人の存在価値を自覚させ、信頼関係を**つくって**、少しずつ自分を開示していくことができるような指導をしたい。

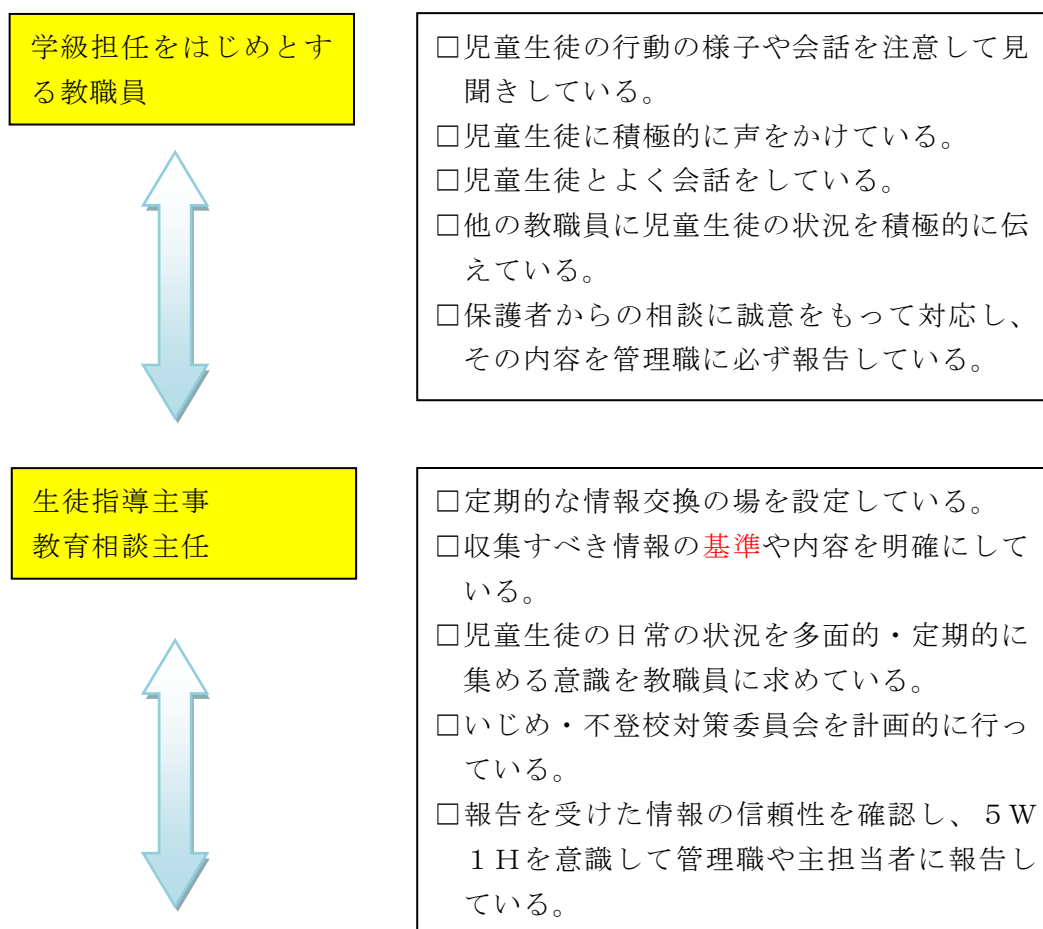


(3) 報告・連絡・相談とチーム対応

いじめの問題について、学校の中で「報告・連絡・相談・確認」などが円滑に行われ、チームや学校全体で対応する体制が整っているかどうかは、早期発見・早期対応のために重要なポイントです。その際、キーパーソンとなるのが生徒指導主事です。生徒指導主事が、校長・教頭及び学級担任等と連携して、実態把握を行うことが大切であり、そこに、円滑な「報告・連絡・相談」や情報交換のシステムが必要になります。また、各教職員の役割連携に基づくチーム対応により、学校全体で相互補完する体制をつくり上げることは、生徒指導体制の充実につながります。

「生徒指導の役割連携の推進に向けて～生徒指導主事(生徒指導主担当者)に求められる具体的な行動(小学校編、中学校編、高等学校編)」(平成22年3月、平成23年3月国立教育政策研究所)によれば、生徒指導体制の充実のために、生徒指導主事の具体的な行動として、「【行動2】情報交換のシステムをつくる」ことや「【行動7】報告・連絡・相談に努める」こと、「【行動16】役割連携でチーム力を高める」ことなどが示されています。これらを参考にしつつ、以下のポイントに沿って、それぞれの立場でできているかどうかを確認してみましょう。

(□はチェック欄)



校長、教頭

- 児童生徒の授業や活動の様子を参観し、自らも積極的に情報を収集している。
- 児童生徒の指導で悩みを抱えている教職員がいないかどうかを把握する努力をしている。
- 私見や憶測のない事実に基づいた報告、5W1Hを意識した報告をするよう教職員に求めている。
- 問題が解決した後も、児童生徒の状況を継続して報告するよう教職員に求めている。
- 生徒指導主事、教育相談主任とは絶えず情報を共有するための機会をつくっている。
- 学校にいる全ての教職員が教育相談の窓口であることを具体的に説明できるよう働きかけている。



2 教育指導について

(1) 生命や人権を大切にする指導

① 生命を大切にする指導

児童生徒の命に関わる深刻な事件や事故が後を絶ちません。いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、他人を傷付け、自分自身をも傷付ける行為を未然防止することは喫緊の課題です。児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感として捉える場が必要であると強く感じます。

内閣府の「平成23年版 自殺対策白書」によれば、生命や人権を大切に
にする指導の必要性を以下のように述べています。

2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

(1) 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の新学習指導要領（平成20年3月28日告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している（小学校：平成23年4月より全面実施、中学校：平成21年4月より一部先行実施）。このため、文部科学省では、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、命を大切に
する心を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。なかでも、命を大切に
する心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要である。このため、文部科学省では、このような豊かな心の育成に資するよ
うな、自然の中での宿泊体験活動等の体験活動の推進を図っている。今後も
引き続き、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動等の様々な体験活動
の推進に総合的に取り組むこととしている。

また、「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」（平成16年10月文部科学省）では具体的に指導すべき内容を示しています。

（略）とりわけ、こうした事件によって、子どもたちのかけがえのない命が奪われたり、身体が傷つけられるという重大な結果につながったことを思うとき、改めて家庭、学校、社会のすべての大人たちが、次の世代の子どもたちに対して「命を大切に
する教育」をさらに充実し、実効あるものとして進めていくことが必要である。

具体的には、子どもたちが

- ①かけがえのない命を大切に
する心を育み、
- ②伝え合う力を高め、望ましい人間関係をつくる力を身につけ、
- ③生きることの素晴らしさを体験活動を通じて実感できるようにすることが重要である。

学習指導要領では、自他の生命を尊重する心を育てることが重視されています。そのために、命を大切にすると心や他人を思いやる心、規範意識等を育むなど、道徳教育の推進・充実が求められています。例えば、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」の趣旨を生かした創意工夫ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえのない生命について児童生徒が考えたり話し合ったりするなど、児童生徒自らの道徳性の育成に役立てようとしています。さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、成長段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義であるという認識から、豊かな心の育成に資するような自然の中での体験活動等の推進を図っています。

② 人権を大切にする指導

生命や人権を大切にする指導を進める教師自身の言動が、児童生徒に与える影響は大変大きなものです。P25のチェック表は、「いじめ問題に対する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)から引用したものです。例えば、こうしたチェック表を用いて、各項目について定期的に自己診断を行うなどして、教師自身の人権意識を高める努力が大切です。

また、「ひびきあいNo. 2」(平成16年3月岐阜県人権同和教育協議会)には、「教師の人権感覚を磨くために－自己点検項目(例)－」が掲載されています。さらに、

「ひびきあいNo. 6」(平成20年3月岐阜県人権同和教育協議会)にも、「自分自身の人権感覚を磨くために－自己点検項目(例)－」が掲載されています。是非参考にしてください。

右図は、「ひびきあいNo. 4」(平成18年3月岐阜県人権同和教育協議会)です。岐阜県の人権同和教育(平成24年4月より「人権教育」に呼称を変更。以下同じ。)は「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい力、すなわち「認

ひびきあい No.4
平成18年3月 岐阜県人権同和教育協議会

人権同和教育における
行動力の育成を図る取組

岐阜県では、「岐阜県人権同和教育基本方針」及び「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育の実践に取り組み、その成果を踏まえ、特に、学校教育での行動力の育成に重きを置いた取組を次の趣旨のもと進めることとなりました。

平成18年度から始めるこの取組によって岐阜県における人権同和教育が一層充実することを願っています。なお、この取組の名称、キャッチフレーズや推進事例については、県内の幼稚園、小・中学校、高校、盲・聾・養護学校にアイデアを出していただき、岐阜県人権同和教育協議会で決定したものです。

<趣旨>
岐阜県の人権同和教育は、「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい3つの力、すなわち「認知力」・「自己啓発力」・「行動力」の育成を目指して取り組まれています。

特に、各市町村及び各園・学校においては、長年にわたる同和教育の実践を土台として、その理念や手法を生かしながら、地域や学校の実情に即した取組が進められ、着実な成果が上がっています。

今後は、「行動力の育成」を一層充実することで人権同和教育に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高め、同和教育をはじめとした様々な人権課題の解決を目指して、「ひびきあいの日」の取組を、平成18年度より全県的に進めます。

<名 称>
ひびきあいの日

<キャッチフレーズ>
盲・聾・養護学校向け 笑顔あふれる毎日に
幼稚園向け みんななかよし
小学校向け つなごう人と人 心と心
中学校向け あなたを行動に
高等学校向け 磨こう人権感覚 つくりあげよう共生社会

識力」・「自己啓発力」・「行動力」の育成を目指して取り組まれています。特に、「行動力の育成」を一層充実することで人権問題に対する実践的態度の育成を図り、様々な人権課題の解決を目指して「ひびきあいの日」の取組を、平成18年度より全県的に進めています。これまでも数々の優れた実践が紹介されています。是非参考にしてください。

「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）P174では、「いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。『いじめは人間として絶対に許されない』という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取組につなげていくことも大切です。」と述べています。学校で行われる全ての教育活動を通して、自他の生命や人権が尊重される確かな指導が求められます。

③ 全ての教育活動を通じた指導の留意点

全ての教育活動を通して生命や人権を大切にされた指導を行う上で、以下の点にも留意する必要があります。

- 命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるという認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- 命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感させるような取組を充実する。
- 学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取組を、体系的・計画的に行う。
- 携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷から、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、各校における実態を把握し、児童生徒の情報モラルについての意識を高める。
- 職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。

| 教師の人権意識をチェックしてみましょう | | |
|---------------------|---|------|
| 番号 | 項目 | チェック |
| 1 | あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えていますか。 | |
| 2 | 一人一人に分け隔てなく、明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしていますか。 | |
| 3 | よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしていますか。 | |
| 4 | 不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識していますか。 | |
| 5 | 特定の児童生徒に対するいやがらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意していますか。 | |
| 6 | 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。 | |
| 7 | 児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり呼び捨てしたりしていませんか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していませんか。 | |
| 8 | 遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。 | |
| 9 | 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていませんか。 | |
| 10 | 「こんなこともできんのか」とさげすんだ言い方をしていませんか。 | |
| 11 | 「またか」「いつもだ」などと、固定的・断定的に見ていませんか。 | |
| 12 | 「男のくせに」「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定した捉え方をしていませんか。 | |
| 13 | 個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていませんか。 | |
| 14 | 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年に優劣をつけた言い方をしていませんか。 | |
| 15 | 「しっかり勉強しないといい高校に行けない」など、進路先や職業に良し悪しをつけるような言い方をしていませんか。 | |
| 16 | 差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていませんか。 | |
| 17 | 学校のホームページ等に個人情報を安易に掲載していませんか。 | |
| 18 | 連絡帳等を見開きで放置したり個人情報資料を不用意に扱ったりしていませんか。 | |
| 19 | 本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていませんか。 | |
| 20 | 家族調査や面接で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していませんか。 | |

実践事例 ～「命の学習」の取組（中津川市）～

☆ 「命の学習」とは

平成19年度より中津川市内の学校では『人権として生と性を学び、個々の命の尊厳や男女の共生を考えることを通して、自分や相手を大切にすることを育み、相手を思いやり自分らしく生きるための自己決定力や人間関係を構築する力をつける』というねらいのもと『命の教育』を進めています。

☆ こんなことを基本にして命の学習を進めます。

- 学校全体の指導計画に基づいて実施していきます。
学活・道徳・総合的な学習・教科（生活科・国語・理科・保健）
- 子どもの発達段階に沿った時期と内容で実施します。
- 保護者の方に内容を理解していただき、一緒に考えていく機会を積極的にもちます。

☆ 例えば、こんな指導計画で実施します。

「命の教育」小学校第6学年指導計画（平成22年度）

○ 「命の教育」第6学年目標

- ・自他の命のかけがえのなさやすばらしさを再確認するとともに、共生社会を基盤に、生命を大切に生きていく実践力を身に付けることができる。
- ・身体の発達に伴う心と体の変化を理解するとともに、命を大切にによりよく生きるための知識を培うことができる。

| 月 | 題材名（教科領域） | 学習目標 | 主な学習活動 | 関連等 |
|----|-------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 6 | 性を科学する① ～からだの発達～ 【総合的な学習】 | ○性ホルモンの分泌と二次性徴の関係をj知る活動を通して、自分の体の変化を科学的に理解することができる。 | ・心と体の変化の様子を教える。 ・心と体の変化の関連について、図で理解する。 ・心と体の変化を受け止め、今後するとよいことを理解する。 | 理科 ～生命の誕生～ 道徳 ～生命の尊厳～ |
| 10 | 性徴を科学する② ～からだの発達～ 【総合的な学習】 | ○性交、受精を科学的に捉える活動を通して、自らの誕生が貴重な出来事であったことを捉えるとともに、自他の命を大切にjする心情を養うことができる。 | ・受精の様子をVTRで確認し、5年生の学習を確認する。 ・受精の確立の様子を図で確認する。 ・誕生の様子を写真で確認する。 | 理科 ～生命の誕生～ |
| 12 | エイズと人権 ～性の正しい知識と判断力～ 【保健】 | ○エイズについての正しい知識を得る活動を通して、偏見を否定し、正しい人権認識の必要性を捉えることができる。 | ・エイズ患者とHIV感染者数グラフを見る。 ・感染経路を知り、エイズの特徴を確かめる。 ・HIV感染者の立場になり、共生社会の必要性について考える。 | 社会 ～大正時代の社会運動～ |
| 1 | 強い心と正しい行動 ～命を守る知識とスキル～ 【学級活動】 | ○思春期の心と体の変化を捉える活動を通して、自分の要求だけでなく、人を思いやり行動することの大切さを把握し、日頃の言動を見つめ、考えることができる。 | ・「仲間を見つめて」のアンケート結果を知る。 ・思いやりのある行動について話し合う。 ・養護教諭の話から思春期の心と体の変化について知る。 | 保健 ～心と体の変化～ 道徳 ～生命の尊重～ |

(2) いじめの問題に関する講話や積極的な指導

全校集会等において、校長や生徒指導主事、教育相談主任、外部講師などによる、いじめの問題に関する講話を積極的に行うことは非常に重要です。その際、「いじめ対策委員会」等により学校としての指導方針や対策を明確にし、共通理解を十分に図った上で、意図的・計画的に行うことが大切です。例えば、「いじめ問題に関する取組事例集」（平成19年2月文部科学省）では、高等学校の例として教職員で共通理解すべき内容を以下のように示し、早期に共通理解する例を示しています。

【いじめの対応の共通理解】（P4）

- 1 いかなる場合でも、いじめ被害者の生徒を全面的に守る。
- 2 いじめ被害生徒がなんらかの問題（生徒指導上、あるいは精神的問題）を抱えている場合でも、被害生徒の訴えに耳を傾け誠実に対応する。
（例）被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース
→それでも被害生徒を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導で行う。
- 3 被害生徒のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害生徒の訴えをまず誠実に聴き対応することで、被害生徒本人や家族とのトラブルを避けられる。
- 4 その他、被害生徒がいじめにつながりやすい要因（弱点）を持っていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
- 5 加害生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害生徒を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教員集団として決意し、日頃から生徒たちに伝えておく。
- 6 実際のいじめの相談やいじめ指導において、徹底して被害生徒への仕返しや報復から守り抜く。
- 7 被害生徒を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- 8 加害生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害生徒を守り抜く決意を加害側にも示す。
- 9 加害生徒もなんらかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導をしたあと、教員の役割分担の中で言い分も聞き、フォローしていく。
- 10 被害生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害生徒への直接の指導をいやがる場合、他の方法を考え、速やかに実行する。
（他の方法の例）
 - ①偶然、現場に教員が通りかかったフリをし、指導することで、被害者が告げ口したと言われる事態を防止できる。
 - ②教育相談係等がなんらかの形で加害生徒と話すきっかけをもち、いじめをしてしまう状況を改善していく。
- 11 いじめ問題は1人の教員だけで対応できないので、必ず関係主任（生徒指導、学年、教育相談、保健等の主事・主任）と連携し、管理職にも報告し、組織的に対応する。被害生徒とその家族は、学校の組織的対応を知るだけである程度安心する。

次の実践事例のように、学校としての指導方針を明確にし、全校集会での校長講話の事前事後の指導を充実させて、生徒の主体的な活動を生み出していくことが大切です。

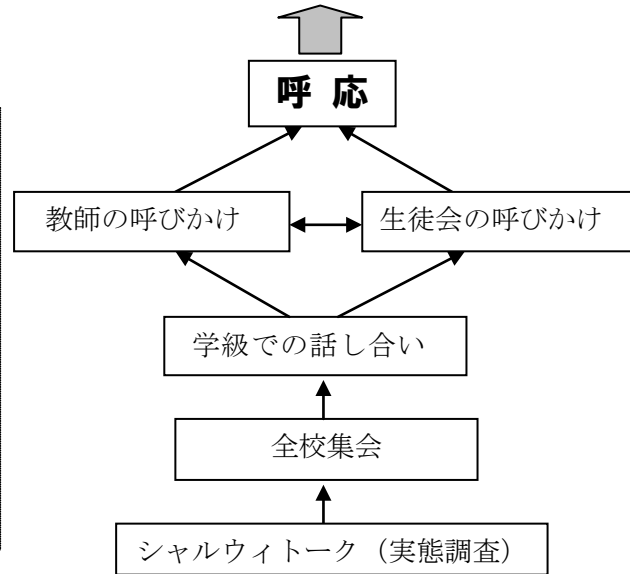
実践事例 ～全校集会での校長講話を生かした指導～

「誰もが居心地よく生活できる〇〇中」をめざして

☆ 校長より教職員に対して

<ポイント>

- ・ 家庭訪問の情報から
- ・ チームとして組織で
- ・ チャンスと捉え「いじめ」根絶へ
- ・ 「点」の指導で終わることなく、継続できる「線」の取り組みを
- ・ 職員と生徒の動きの両面から



☆ 全校体制の取り組み

- ① 主任会…方針を確認
- ② 企画委員会…具体的に検討
- ③ 職員打合せ…今後の取り組みについて共通理解
- ④ 「いじめ」「いやがらせ」に関するアンケート→※1
- ⑤ 学年会…「学活」の指導展開を協議
- ⑥ 全校集会…4月の評価と校長講話にてアンケート結果や現状を受けての問題提起→※2
- ⑦ 呼応の時間…学級活動にて全校集会での問題提起を受けての話し合い
- ⑧ 生徒会執行部会…全校体制での取組の協議を開始
- ⑨ 生徒集会…生徒会執行部から「いじめ根絶」に向けた問題提起
- ⑩ 「いじめをしている君へ」「学校を休みがちな君へ」「授業がつまらない君へ」等先生方からの熱いメッセージを「額」に入れ生徒玄関前廊下に掲示
- ⑪ 「いじめ」に関わる生徒会宣言を掲示
- ⑫ 各学級での約束や宣言を全校で足並みを揃えて掲示
- ⑬ 標語の募集と掲示

【※1】アンケート（例）

<Shall We Talk? in April> (シャル ウィ トーク 4月)

皆さん！入学・進級おめでとうございます。

今年も、月に一回ですが、【誰一人として寂しい思いをしない〇〇中】にする為に、アンケートを実施します。名づけて、『シャル ウィ トーク？(一緒に話しませんか?)』というアンケートです。皆さんが悩んでいる事や、苦しんでいる事、そんなに大げさなことではなくても、『ちょっと先生と話してみたいなあ』っていう思いを実現させる希望調査です。

自分の為に、仲間のために、今月もちょっと一緒に **Shall We Talk?**

| | |
|--|---|
| Q 1 春休みは、有意義に過ごせましたか？ | ① 計画的に規則正しく過ごせた ② まあ、納得のいくものだった ③ 生活が乱れ学習も不安だった |
| Q 2 平成22年度1学期初日を終え、夢と希望に満ちた入学や進級ができましたか？ | ①はい ②まあまあ ③いいえ |
| Q 3 Q 2で、「いいえ」と答えた人 今、気に病んでいることは何ですか？ | |
| Q 4 一人で悩まず、相談してみませんか？ | ① はい、相談したいです ② 自分の力で解決します ③ しばらく様子を見ます |
| Q 5 Q 4で、「はい」と答えた人 どの先生と相談したいですか？ _____ 先生 | 担任の先生はもちろん 教育相談の先生や部活の先生など相談を希望した場合は、後日その先生と相談できる日時と場所をお知らせします。 |

【※2】問題提起（例）

今から2500年ほど前、ずっと言い伝えられていた寓話や民話がまとめられ、出来たイソップ物語の中に「少年たちとカエルたち」というお話があります。それを元に作家の松谷みよ子さんが書かれたものです。読んでみます。

『男の子たちは、池の近くで遊んでいたのだが、池に、カエルの群を見つけると、石を投げつけて、遊び始めた。すると、一匹のカエルが水の中から顔を出して叫んだ。「どうか石を投げるのは止めてくれ。君たちには遊びでも、私たちには、命の問題なのだから。私はいつも心の中で叫ぶのです。どうか止めて。お願いだから、私には命の問題なのだから。』』

これは「自分は悪気はなくても、軽い遊びのつもりでも、相手にとっては本当に苦しいことだってあるんだよ。立場が違えば、ほんの遊びのつもりでも、相手にとっては命そのものを揺るがす問題になることもあるんだよ。力の強い者の遊びであればなおさらだよ。」と訴えている詩です。社会の中で生きている限り、「人を傷つける」行動や言葉は、どのような理由があってもやってはいけない行動です。皆さんに、自分の言葉や行動で、相手はこんなことを感じている、こんなに苦しんでいる、こんなことを思っているということを感じず人間になってもらいたい。一人一人は、家族や友だちと、私たちが足で踏みしめる大地でつながっているということ。人と人との間に、自分のことだけでなく、相手の心や立場を考える心があって人間になるということ。本校の目指す集団の姿「呼応」の心です。このことをしっかり感じ、知っていてももらいたいと思います。

(3) 道徳や学級活動の時間の指導

いじめは人間として絶対に許されない行為です。長期化、深刻化するいじめ集団として捉えると、その中には「加害者（いじめを行う側）」「被害者（いじめを受ける側）」「観衆」「傍観者」と四者があり、集団に属するほとんどの子がいずれかに該当しています。すなわちいじめは一部の子の個人的な問題ではないということです。（P 14～15 参照）

つまり、いじめに関する指導は子どもの生き方そのものへの指導であり、生涯にわたって『人間を尊重すること』に関わる指導です。

① 道徳の時間の指導

小学校、中学校学習指導要領解説道徳編では、「改善の具体的事項」として道徳の時間等の指導について以下のように述べています。

- (イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する。さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。
- (ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特徴を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。
- (エ) 高等学校においては、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれの特徴を踏まえて担うものについて明確にする。また、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」（公民科）、「ホームルーム活動」（特別活動）などについて内容の改善を図る。

道徳の授業では 主人公の生き方に触れ、自分自身の在り方を見つめ直すことの重要性は言うまでもありません。道徳の授業と日常活動を関連付け、心の耕しを積極的に進めていきたいものです。

② 学級活動の時間の指導

学級活動では、集団で起きたいじめを含めた問題を自分たちの問題として捉える力、知恵を出し合って解決方法を工夫する力、解決に向けて行動する力など、『自主的で実践的な力』を育て、『自治の活動』を充実させることが大切です。

実際に、いじめの問題についての話し合いを組織する場合は、以下の点に留意するとよいでしょう。

ア 話し合い前の留意点

- ・いじめの問題について学級の話し合いを行う場合、学級でのいじめそのものを直接話題として指導・援助に入るか、それともよく似た事例を資料化したもので入るかを判断する。
- ・学級(HR)の中のどの程度の児童生徒がいじめの事実を知っているのか、学級(HR)の中にいじめられた側の児童生徒の理解者や、いじめは許されないものであることを指摘できる児童生徒が、どの程度いるのかなどが判断のポイントになる。
- ・集団指導における話し合い活動では、いじめられた側の児童生徒の心の傷をえぐるだけに終わるような話し合いには、絶対にしてはならない。

イ 話し合いの留意点

- ・いじめられた側の気持ちが理解できるようにする。
- ・今までの自分を振り返ることができるようにする。
- ・いじめられる側にも問題があるという意識を一掃する。「いじめられる側にも問題がある」という意識は、児童生徒がいじめをしたり、傍観したりすることを正当化する言い訳になる。
- ・いじめをしない、いじめを許さないという児童生徒を増やし、学級の中に正義が貫かれるようにする。

ウ 継続的、発展的な指導・援助

- ・年間を通して継続的、発展的に指導・援助を繰り返すことが肝心である。
- ・自分の行為を厳しく捉えることができた児童生徒の何人かが、自己を見つめ始め、それが次の指導・援助の足がかりとなる。
- ・場当たりの指導・援助は、児童生徒の信頼を失うが、ゆっくりとした歩みでも見通しをもった指導・援助は、いじめた側、周りの児童生徒に信頼されるものである。

指導に当たっては、P 1 1 (「WHO (世界保健機関) 勧告」) も参照してください。

実践事例 ～小学校第6学年 学級活動の時間の話合い～

☆ 題材名 「いじめのない生活をしよう」

☆ 本時の目標

自分や自分の周りの生活を見つめ、いじめのない学級や学校にしていくために、何ができるかを考えさせることを通して、いじめの解決に向けて積極的に取り組んでいこうとする気持ちを育てる。

☆ 本時の展開

| | 学習活動 | 留意点 |
|--|--|---|
| | 1 「にこにこ言葉」や「とげとげ言葉」について、今の自分を振り返ろう。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">自分たちが使っている言葉や人との関わり方について、今一度見直してみよう。</div> 2 心・いじめのアンケート（6月実施）の結果から考えたことを発表しよう。 3 学級で起きたいじめから感じたことを交流しよう。（使われた言葉） ・言葉を発した子の気持ち ・言われた側の気持ち ・周りの人たちの気持ち など 4 いじめがなく、誰もが楽しい学校にするために、自分の生活をどうすべきかを考えよう。 | ・「言われて嬉しかったにこにこ言葉」、「言われて悲しかったとげとげ言葉」の資料を準備する。 ・6月実施の「心のアンケート」の結果を準備する。 ・学級で起こったいじめを取り上げて、様々な立場の気持ちを考えることを大切にする。 ・自分の気持ちを整理したり、これからの生活ですべきことをまとめたりする。 |

☆ 事後指導

自分の思いを「明日のために（生活ノート）」に貼って残しておく。学級通信で本時のまとめ（感想）の一部を紹介し、家庭への指導にもつなげる。

☆ 子どもの感想

私はこの授業で、言われた子がどれだけ悲しい思いをしているか、悪口を言ってしまう子がどんな気持ちなのか分かったし、友達を苦しめるのは、やっぱりだめだと、全部じゃないけど分かった。私はちょっと悪口を言ってしまうことがあって、少しのことで相手がどれだけ傷つくのかが分かったから、もう使わないと思った。

☆ 実践の成果と課題

- ・心のアンケートの結果だけでなく、実際の出来事を取り上げることでより深く考えさせることができた。児童は、「言葉」の大切さを感じていた。自分たちが発する言葉が凶器にもなるし、心が温かくなる救いの言葉にもなることを強く感じる児童が多かった。
- ・今、自分たちが取り組んでいること（なかも委員の「にこにこ言葉」取組）と学級で起こった出来事とは関わりがある（無関係ではない）という意識を強くもたせることができた。
- ・学級活動を実施したことや児童の感想を学級通信に掲載することで、学校の指導から家庭での指導につなげることができた。

(4) 児童会・生徒会活動など特別活動における生徒指導の充実

特別活動と生徒指導について、「生徒指導提要」には次のように述べられています。

特別活動の目標は、小・中・高等学校ともその学習指導要領に、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団（や社会）の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の（人間としての）生き方（在り方）についての考え（自覚）を深め、自己を生かす能力を養う。」と示されています。この目標は、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、学校行事、クラブ活動それぞれの目標や内容の実現をもって達成されるものです。特別活動の目標を実現するには生徒指導の充実が不可欠です。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分もあります。この意味で、特別活動と生徒指導は密接な関係にあると言えます。特別活動の基本的な性格と生徒指導とのかかわりについて、生徒指導の見地から見ると、次のように考えることができます。

- ① 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ。
- ② 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ。
- ③ 集団としての連帯意識を高め、集団（社会）の一員としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ。

特別活動の内容のうち、小学校の児童会活動と中・高等学校の生徒会活動については、次のように述べられています。

それぞれのねらいや活動形態等の違いはあるものの、集団活動の基本的な性格や指導の在り方において共通の特色を有しています。それらの活動の役割や意義と生徒指導の関係については、次のように考えることができます。

- ① 異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶ教育活動であること

児童会・生徒会活動は、全校の児童生徒で組織する異年齢集団活動です。児童生徒は常に全校的な視点を持ってよりよい学校生活の充実と向上を目指して活動することになります。日常的に触れ合う学級集団の人間関係を越えた広いかかわりの中で協力し合っ

- ② より大きな集団の一員として、役割を分担し合っ

て協力し合う態度を学ぶ教育活動であること
児童生徒がその所属する各種の集団の中で、自主的に活動を進めようとする際には、各成員に集団の一員として行動することが期待

されます。つまり、児童生徒は、それぞれの能力に応じて集団活動におけるそれぞれの役割を分担し、集団に貢献することが望まれます。児童会・生徒会活動においては、例えば、代表委員会、各種委員会などの活動が行われますが、児童生徒はこれらの組織的な活動に参加し役割を果たすことによって、全校としての集団活動に協力し貢献することになります。

③ 自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶ教育活動であること

児童会・生徒会活動、クラブ活動のいずれも児童生徒の自発的、自治的活動を特質とする集団活動です。このことは、児童生徒の自発性、自主性、社会性を促進させる生徒指導の機能と密接に関係しています。

学級における生活上の諸問題を児童生徒自身が発見し、学級会の話し合いで解決し、係を編成し創意工夫する活動は典型的な自発的、自治的な活動です。それらの経験が児童生徒の自治的能力を育成しますが、学級集団の人間関係を超えて異年齢の集団活動として組織を運営する児童会・生徒会活動などの社会的に広がりのある実践的な集団活動を経験することも人格形成上極めて意義深いものがあります。

児童会・生徒会活動、小学校クラブ活動における自発的、自治的な活動には、発達の段階に応じた活動への指導や援助が必要です。つまり、小学校は1年生から6年生までの年齢差が大きく全校的な活動をするに当たっては、常に低学年の実態を考える必要があり、高学年のリーダーシップへの指導が欠かせません。中学校から高等学校にもなると、それまでの生活経験や学習経験、集団活動などの積み重ねを考えると、自治的な能力にも広がりや深まりが出てくることから、活動内容や運営において生徒自身の自主的な活動の成果や可能性に大きな期待がもてるようになります。

例えば、学校行事の実施において生徒会がその運営などにかかわることや学校行事の体験を生かした生徒会活動主催のボランティア活動などの社会参画の活動など様々な取組が考えられます。

児童会・生徒会活動は全校の児童生徒で組織する異年齢集団活動です。日常的に触れ合う学級集団の人間関係を越えた広い**関わり**の中で協力し合って学校生活上の諸問題の解決に取り組むものです。教師一人一人が「子どもたちの中に」「子どもたちの先頭に」「子どもたちと共に」などを合言葉にし、適切な指導・助言を通して児童会・生徒会の運営を支えることが大切です。児童会・生徒会の成否は、教師がいかに児童生徒と深く関わることが鍵であり、「アドバイスする」「見守る」「誉める」「認める」「励ます」という積極的かつ開発的な指導・援助を展開してこそ、自治的な活動が育ち、いじめをなくす児童生徒の主体的な活動が高まっていくと考えます。

実践事例 ～生徒会の自治的な取組（中学校）～

☆ 実践テーマ

「あたたかい言葉かけができる〇〇中生をめざして
～人権週間を通して～」

☆ 設定の理由

小学校から同じメンバーで過ごしている生徒たちは、教員以上にお互いのことをよく知っている。しかし、生徒たちの会話の中には、「ウザイ」「死ね」という言葉が使われている。いくら長い付き合いでお互いをよく知っているても、「言ってはいけない言葉」はある。お互いのことをよく知っているからこそ、もっと普段から「うれしい」「安心した」と思えるような言葉かけができるようにならないかと考え、この取組を設定した。

☆ 実践方法

① 生徒会からの働きかけ

全校で言葉について考えるために、生徒会から全校への呼びかけを行った。学校でかけられたあたたかい言葉、家族からかけられた言葉、地域の中でかけられた言葉など、それぞれを出し合い一覧にまとめた。

② 生徒会から全校への呼びかけ

全校で出された「あたたかい言葉」を全校に広めるために帰りの会の前日に全校放送で紹介をした。1日に1学年、数名の言葉を紹介した。紹介した言葉については掲示した。

昨年度も言葉についてのアンケートをとり、「いつも使いたい言葉」と「絶対使いたくない言葉」を生徒会がまとめていたので、昨年度からのつながりをもたせることができた。

③ 人権週間で考えた多くのリボン活動

道徳・人権主任の教師を中心に、人権週間で生徒たちに「リボン活動」について考えさせた。ただ考えるのではなく、生徒が興味関心をもてるように工夫をした。

放送を使ってクイズ形式でリボンの色によってどんな活動をしているかを考えた。ただクイズに答えるだけでなく、クイズが終わってから担任がその活動についての説明を行なった。生徒たちはリボンは見たことはあるが、その色のリボンが示す活動の内容を知らなかった。ただリボンを見るだけでなく、その色が何を意味しているのかを生徒たちは考えることができた。



☆ 成果と課題

どんな言葉を仲間にかけることがうれしくなったり、傷ついたりするのかを改めて考えることができた。まだまだ、生徒たちの会話の中には「ウザイ」「死ね」といった言葉がある。しかし、言ってしまった後に「しまった」という表情になる生徒も出てきた。少しずつではあるが変化が見られている。昨年度から継続して今年度も考えられたことは大変よかったと考える。今年度は放送や掲示物を使っての全校への発信であったので、来年度は「あたたかい言葉集会」の実施を考えている。事前に学級で話し合ったことの発表や意見交流を行い、学級の中だけではなく、全校で「あたたかい言葉」について考える機会を設けていきたい。

(5) 社会性の涵養や豊かな情操を培う活動

いじめや暴力行為など子どもの問題行動の増加の背景には、子どもの規範意識や社会性の欠如があると言われていています。都市化や少子化の一層の進展等もあり、これらの問題は今後も引き続き教育上の大きな課題となると考えられます。そのような課題に対応して各学校の生徒指導や教育相談の場で実践されている主な社会性育成プログラムについて、「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)に概略が紹介されています。

○ 構成的グループ・エンカウンター (SGE)

教師や同級生等から「尊重される、認められる、褒められる」体験を経ることで、自分の良いところや努力を周囲の仲間に評価されることを実感するとともに、自分を肯定的に評価でき、自尊感情をもてるようにする取組。自己理解や他者理解を深め、人間関係づくりなどを目的とする。学級活動のほか、学校行事などに関連させて行うことが考えられる。

○ ソーシャルスキル・トレーニング

①人間関係についての基本的な知識、②相手の表情等から隠された意図や感情を読み取る方法、③自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること、④対人問題の解決方法、などについて説明を行い、また、ロールプレイングを通じて、グループの間で練習を行う。その後は、日常の中で実践する(例:お年寄りに席を譲る、落とし物を届ける、傷ついた友達を慰める)よう努め、思いやりなど社会的能力の獲得につなげる。

○ グループワーク・トレーニング (GWT)

ある課題(ゲーム)にグループで取り組み、事後の振り返りにおいて、グループの他のメンバーが何をしていたかを思い返させることで、自分だけでなくグループの状況も気にする態度と、グループの一員としての適切な行動について見つめるよう促す。仲間づくり、望ましい集団形成などを目的とする。

○ CAP プログラム

Child Assault Prevention=「子どもへの暴力防止」で、子どもたちが、いじめ、誘拐、虐待等様々な暴力から自らを守るための教育プログラム。子どもに一方的に「～してはいけない」等と大人が説明し、教え込むのではなく、寸劇や話し合いなどを通じて、暴力に対して子ども自身の力でいろいろ対処できることを学んでいくもの。

○ アサーション・トレーニング

自分の気持ち・考え・意見などを率直かつ適切な方法で自己表現しながら、自分と相手を共に尊重しつつコミュニケーションを図るトレーニング。決して「声高に主張すること」「まず自分の意見を表明すること」を志向するのではなく、あくまで相互尊重の考えを根底に据える。

○ ピア・サポート

Peer=「仲間」を Support=「支援する」。異学年交流を通じ、「お世話をされる体験」と、成長した後に「お世話をする体験」の両方を経験し、「自己有用感」を獲得する。同時に、自ら進んで他者と関わろうとする意欲や必要な能力を、仲間との活動によって培う。いじめ問題との関連では、傾聴訓練やカウンセリング研修等を受けた数名のピア・サポーターが実際に子どものいじめ相談に当たる取組例もある。

○ ピース・メソッド

生徒のストレスの要因となる人間関係や環境に焦点を当て、友人との関わりの場を教育活動全体の中で位置付け、ストレスを減少させることによっていじめを防止することを狙いとする。学校・学年を単位として1年～1年半をかけて、生徒指導上の諸問題に取り組む予防的な手法の一つ。

○ セカンドステップ

友人から仲間外れにされた場面のロールプレイ等により子どもたちに当事者の気持ちになって語り合わせることで、相手の立場にも立って考える習慣を付けたり、怒りなどの感情の落ち着かせ方を学ばせたりすること等を目指すもの。学んだことを生活の中ですぐに実践することを志向した取組。

また、「生徒指導提要」P109にも同様の紹介がありますので参考にしてください。



実践事例 ～豊かな情操を培う活動（中学校）～

H中学校の礎活動～「生」を感じる活動～

○活動のねらい

豊かな情操を養う方法として、ペットを飼ったり、芸術鑑賞したりするなど多様な方法が提案されている。特に、「継続する活動」「体験・体感を伴う活動」そして「感謝の気持ちをもてる活動」が今の中学生には大切だと考える。

本校では、種から花や作物を育て、管理していく園芸活動である「礎活動」を教育課程に位置付け日々継続している。ただし、園芸活動ではなく「礎活動」と呼んでいるのに理由がある。「礎」という言葉には、「活動を通して学んだことが、将来の生きる上での礎となってほしい」という願いが込められている。

花や作物は一日にして咲くことはない。暑い日も寒い日も欠かさずことなく、心を込めて世話や手入れを行って、初めて美しい花や命あふれる作物が実るのである。「礎活動」を通して、次の6つの心が育つと考えている。

- ①命を尊び思いやる温かい心
- ②地道に継続するひたむきな心
- ③和と安らぎを求める穏やかな心
- ④労を惜しまず汗を流す勤勉な心
- ⑤美しいものに感動する純粋な心
- ⑥他に広く生き方を学ぶ謙虚な心

生徒一人一人が花や作物と向き合う「礎活動」を続けることで、豊かな情操を培う活動になると考え実践をしている。

○活動の内容

「美しい花を咲かせたり、作物を立派に生長させたりするために、自分たちにできること」を考えて活動を行っている。例えば、毎日地道に花壇に向かい、手を汚すことをためらわず終わりゆく花の命を最期まで丹精込めて世話をしたり、道具を大切にしたりするなど、労を惜しむことなく関わり続け、誇りに感じている生徒の姿がある。休みの日には、自主的に世話をを行う生徒もいる。

育てるだけではなく、花を販売した収益を、海外に送るなど、国際ボランティアにも貢献し、社会生



活の礎としての役割も果たしている。また、収穫した作物を学級の仲間のために調理して振る舞う活動もしている。その料理を食べたときには、気持ちが和らぎ、あたたかな学級の雰囲気を生徒自身が実感することができた。また、自分たちで育てた作物を収穫し食べることで、自分の体の一部へと変化していくことを感じる。これこそ「生」を感じる「礎活動」だと考えている。

さらに、自分たちが育てた花を地域の方に贈るなどして、地域社会人として活動している。また、卒業生との花壇の引き継ぎでは、3年間礎活動に取り組む中で抱いた思いや願いを語り継いでいくことを大切にしている。

以下は1年生生徒の作文の抜粋である。

私は、今まで礎活動に進んで参加することができていませんでした。「めんどくさいな」と思う気持ちが強かったです。でも、毎日地道に礎活動をしているAさんの、花の命を大切に思う気持ち、地道に活動できる自分になるために努力している気持ち、花が咲いたときの感動した気持ちなどを知りました。Aさんは私と同じ「めんどくさい」と思う気持ちを礎活動で克服したことを知り、はっと気付かされ、私も礎活動を続けることを決意しました。今では毎日の礎活動が楽しくなり、私たちの育てたきれいな花で新入生を迎えることができそうで、とてもうれしいです。

この作文のように、願いをもって礎活動を継続することにより、豊かな情操をさらに培うことができるよう共に活動している。

(6) 教師の言動

① 教師の言動による影響

学校や教室における教師の言動は、教育上大きな意味をもっています。教師と子どもの関係は、対等でプライベートな交友関係とは違い、大人・教師と子どもという師弟関係・上下関係であるため、教師の言動は子どもの成長にとって大きな影響を及ぼします。教師の言動には、賞罰や評価に関わる内容が含まれていることが多く、権威を伴うため、個人的な評価レベルにとどまらず、社会的な評価につながりやすくなります。それだけに、教師の言動は、子どもから見たときには、教師の主観とは異なって受け止められるということを認識する必要があります。

例えば、教師が子どもに何気なく発する言葉の一つに「なぜ、できないの」があります。教師はできない原因を尋ねたつもりでいても、受け止める子どもは、できないことを詰問されているように感じる場合が往々にあるものです。

教師には高い人権感覚が求められ、日頃、何気なく使っている言葉や立ち振る舞いにも細心の注意を払う必要があります。

② いじめをまねく教師の言動

いじめをまねくと考えられる教師の言動のタイプとして、次の5つがあります。

【触発型】教師の言動が誘因となっていじめを触発するタイプ

【共同型】教師の言動が子どものいじめと相まって、いじめの誘因となりうるタイプ

【是認型】教師の言動が子どものいじめを認めることにつながるタイプ

【対処型】教師のいじめへの対処療法的な対応が誘因で、いじめを発展させるタイプ

【不介入型】教師の無関心、見ぬふり、傍観が誘因で、いじめを発展させるタイプ

③ いじめをまねいた教師の言動事例

【触発型】の事例

「うけねらいがいじめに・・・」(小学校)

小学校6年生担任教師は、おもしろい授業をするので子どもには人気があった。おもしろいと感じるには理由があり、授業中や普段の会話の中には、多くの子どもを動物や食べ物に例えてニックネームで呼ぶからであった。嫌がるニックネームを付けられて子どもたちが苦痛を訴えても、ニックネームで呼ぶことで親近感が深まると勘違いをし、うけをねらった発言を改めることはなかった。そして、教師は学級では動作に時間がかかるA男に「なまけもの」のニックネームを付けて何かにつけて繰り返した。学級の子どもがA男を「なまけもの」とはやし立てるのには時間はかからなかった。

問題点は、教師のうけねらいの言動にあります。教師としては、ユーモアのある楽しい指導を目指したのかもしれませんが、うけをねらった言動が人格や尊厳を傷つけるようなものである限り容認することはできません。確かな人権感覚を身に付けていない、子どもの心の痛みが分からない教師の言葉が、いじめへと発展させることを示唆しています。

【共同型】の事例

「よかれと思って指導したことが・・・」（中学校）

B男は中学校1年生で、吹奏楽部でトランペットを担当していた。トランペットは中学校に入学してから始めたため、なかなかうまく吹くことができなかった。部活動顧問の教師は、3年生のトランペットのパートリーダーに対して、つい不満をこぼし、特別な練習を頼んでしまった。翌日から、「練習しろ」「おまえがいるから、みんなが迷惑している」から始まり、「やめろ」、「部活動休め」などのいやがらせの発言があったり、教師がいないとき、「特訓」と称して全員の前でトランペットを吹かせたりするようになった。B男は、部活動を休みがちとなり、ますますトランペットの上達が遅くなった。

数日後の授業後、教師は、「練習に出てこい」「やる気を出せ」などと元気のないB男を叱咤激励した。部員から、そして担当教師からも追い込まれたB男は、不登校状態になった。

問題点は、教師が無意識のうちにいじめの空間の中にあることです。技能の上達を願うことは自然であっても、生徒に練習を依頼したことにより、B男を部活動のやっかいものであるかのような印象を与えています。また、特訓と称するいじめが部活動の場で行われ、教師からは参加を促されています。教師の発言が結果的に、いじめの場に出てくるよう強制していることにもなっています。技能の上達は、生徒によって異なり、他の生徒に依頼することではありません。教師が成果に期待しすぎるがゆえに起きたいじめの事例であると言えます。

【是認型】の事例

「動作の遅い子どもを指導したのだが・・・」（小学校）

C男は動作がやや緩慢で、他の子どもから「のろま」と言われることがあった。担任は机上に学用品を準備していないC男に対して、「まだ、何も準備していないの。何回言ったらちゃんとできるの。みんなに迷惑をかけるでしょ。」と言った。他の子どもも、教師の言葉に呼応するように、「そうだよ。迷惑しているんだぞ。のろまなんだから。」と言った。それから、他の子どもたちが、C男に対して「ぐず」「のろま」「迷惑だ」と言ってはやし立てるようになった。

問題点は、C男を指導した担任の発言が、周りの子にC男のマイナスイメージを強く与え、認めたことです。教師は、つい「なぜできないの。」「早くしなさい。」という言葉が発してしまうことがあります。それは、欠点を周りの子どもに強く認識させるとともに、教師の言葉が後ろ楯となって、はやし立てる気持ちを起こさせてしまうことにつながります。その子ができるようになってきた事実の承認の言葉かけが大切であると言えます。

【対処型】の事例

「『チクった』とさらにエスカレートして・・・」（中学校）

中学校2年生の男子の間で、プロレスごっこ称して、休み時間に特定の子どもを押さえ付け、蹴りを入れ、あるいは関節技を決めて喜ぶいじめが発生した。母親や周囲の子どもから情報を得た担任教師は、いじめをやめさせようとして、当事者間で話し合いをさせた。しかし、「チクった」ということでいじめがエスカレートし、仲間はずれ、持ち物隠しへと陰湿に変わっていった。

問題点は、いじめの指導を当事者間だけで解決しようとしたことにあります。いじめをやめさせようと働きかけた教師の指導で、プロレスごっこ称するいじめの行為はなくなったのかもしれませんが、しかし、子どものいじめに対する見方や考え方、感じ方には変化が見られず、教師の目の届かないところで陰湿ないじめとなって継続していることが伺えます。いじめの指導に当たっては、当事者間の解決だけでなく、他の教師にも協力を求め、多面的な情報収集、いじめの全体像の把握を行い、学級・学年全体での的確な対応をとるなどの協働的な体制が必要です。また、いじめの行為の背景にある見方や考え方を把握し、子どもの心に届く計画的な指導が求められます。

【不介入型】の事例

「いつかは解消するだろう・・・」（中学校）

中学校1年生のD男は、小学校の時にいじめっ子であった。D男は体が大きく体力もあり、特にE男に対しては強い口調で命令をしたり、冷やかしたりして優位な立場にあった。

ところが、中学生になってからは、いじめられていたE男の体格や体力が上回り、D男とE男の立場が逆転するようになった。そこで、担任の教師はE男を呼んで話を聞いた。E男は小学校の時の悔しい思いを打ち明けるとともに、これからは、いじめをしないと約束をした。担任の教師は、約束をしたのだからいつかは解消するだろうと安心していた。

しかし、E男は直接手を下すことなく、かつてD男の被害を受けた仲間3人を使っていじめを続けた。

問題点は、いじめは自然に解消すると思い、教師が積極的に介入を行っていないところにあります。教師は、無関心、見て見ぬふりをしているわけではありませんが、いじめをしないと約束したE男の発言に安心し、いつかは解消するだろうと楽観視しています。このことが結果的に傍観することになり、いじめを継続することになっています。いじめの場合、一時の指導で終わることなく、一週間後、一カ月後、半年後というように継続的に子どもたちの行動を観察し、時間をかけて丁寧に指導していくことが望まれます。

（「(6) 教師の言動」は、福岡県教育委員会の研修資料「いじめのメカニズムとその対応」を参考にしています。）

(7) いじめを行う児童生徒への対応

① 対応のポイント

いじめた児童生徒への指導・援助は、いじめた児童生徒がいじめをしている自己を厳しく見つめ、いじめをしてしまった自己の心の有り様に気付き、自分の心の弱さを自ら乗り越えていくようにしなければなりません。そのために、十分な教育相談を行いましょう。頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行ったりするだけでは解決になりません。加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としているので、どのような助けが必要なかを良く考え、適切に支援しましょう。

例えば、「どうしてそんなことをしたくなったのか」、「振り返ってみて、何が起こったのか語れるかどうか」問いかけてみましょう。まずは、本人の言い分を十分に聴き取ることが第一です。そして、その子どもの気持ちや背景を十分理解した上で、「理由はどうあれ、その行為自体は許されないことである」こと、その行為の結果に「どう責任を取れば良いかを一緒に考える」よう促しましょう。

行為自体をなかなか認めない場合は、「残念ながら事実を積み重ねるとあなたが加害側であると判断せざるを得ない」、「被害者の言い分や周囲の客観的な情報とあなたの認識が食い違っているのはなぜだろう？」などと問いかけながら、事実に向っていきましょう。

そして、いじめの事実を認めたときには、その勇気に敬意を表しましょう。子ども時代には失敗は誰にでもあるのだから、今後、失敗を重ねない工夫をするよう力付けましょう。この時、保護者も否認したい気持ちになっていたり、他の保護者との関係で孤立感を深めていたりすることがあります。子どもに対する場合と同様に、加害の事実を認める苦しさを理解し、他の保護者にも理解を求めて皆で子どもたちの育ちを支えていくことを提案しましょう。学校は、加害側であっても被害側であっても、在校生として責任をもって育てていくことを伝えましょう。

加害側の子どもの中には、「いつでも自分が悪者にされる」という気持ちから教師の問いかけに正直に答えない生徒もいます。「本当のことを言っても信じてもらえない」、「自分が悪いと言われるに決まっている」と諦めていて、投げやりになっている子どももいます。また、自分が悪いと分かっているにもかかわらず、言い逃れをしようとする子どももいます。これらの子どもと話していると、教師側に怒りや諦めの気持ちなど否定的な感情が生じやすくなります。これは、まさに加害側が日頃感じているものと同じ気持ちであることを意識して、できるだけ冷静に中立的な態度で聴くように注意しましょう。（詳細は「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」一ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）」（平成19年2月文部科学省）に掲載されています。）

まとめると、次の点に配慮し、いじめた児童生徒から、いじめた動機やいじめているときの気持ちなどについて、十分に聞くとともに、いじめは人間を傷つける絶対に許されない行為であることに自ら気付くようにすることが重要です。

- ・児童生徒が自己を見つめることができる雰囲気をつくる。（個別に**落ち着く**別室で）
- ・児童生徒の心の動きを敏感につかみ、問いかける。
- ・児童生徒の心を開くよう心がける。
- ・児童生徒が、一方的に責められていると感じないように、自分で気付いていくようにする。
- ・教師の気持ちを語って聞かせることが必要な場合もあるが、感情的で一方的なものにならないようにする。

② 保護者対応

- ・家庭訪問を行い、いじめの事実だけを正確に伝える。
- ・保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等）を理解する。
- ・いじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え、保護者からもいじめの非人間性について話してもらうなど、今後の指導の在り方について共に考えていく姿勢をもつ。

③ 謝罪指導のポイント

いじめの事例が、長期化していたり、深刻かつ非人道的であったりした場合に謝罪の会をもつ場合があります。しかし、謝罪の仕方や会のもち方により、被害者（特に保護者）の怒りがさらに増したり、被害者側の態度から逆に加害者側（特に保護者）が怒りをもったりすることがあります。本来解決の場である会が、問題をこじらせるとともに、新たな問題を引き起こし、解決を長期化させてしまう危険性があります。

謝罪の会は、加害者（本人、保護者）が、被害者の苦しみや悲しみなどの心情を十分に理解し、起こした非を認め、反省の気持ちを言動に表して、被害者へ伝えることで、問題の一定の解決を図っていくようにすることが重要です。

謝罪指導は、次の点に配慮して指導に当たります。

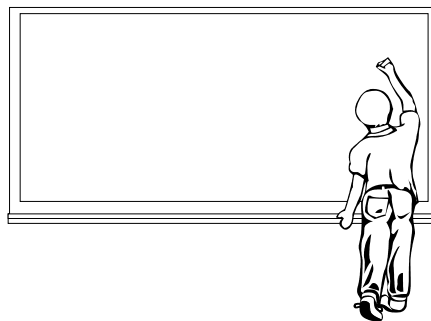
- ・性急にならず、加害者が厳しく自分を見つめ、心から反省し、自分から謝りたいと思えるようにする。（「自分が悪かった」と自分の親に自分の口で言えること）
- ・担任の判断だけで、加害、被害の児童生徒を呼んで、児童生徒間だけの謝罪で終わらせたり、保護者間に任せてしまったりしない。
- ・謝罪の会の開催については、被害者側の心情に寄り添い、被害者が強く開催を拒否する以外は、学校の責任で学校を会場にして計画を立てる。
- ・謝罪の会のもち方については、管理職の指導のもとに、期日、時間、場所、参加者、進め方等を十分に打ち合わせる。
- ・謝罪の会には、複数の職員（管理職を含め）が立ち会い、厳粛に進める。

④ いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

いじめの内容によっては、その行為が犯罪行為に当たる場合があります。これら犯罪行為に対しては社会で許さない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合があります。緊急対応として、教育委員会や警察との連携・協力を行うことも必要になってきます。

- ・暴力行為により身体を傷つける。 【暴行罪・傷害罪】
- ・金品を脅し取る。 【恐喝】
- ・ものを売りつける。万引きを強要する。 【強要罪】
- ・メールやネット上の掲示板、ブログ等に誹謗中傷を書き込む。 【名誉棄損罪・侮辱罪】
- ・裸の写真や動画を撮影し、それをメールで送信したりネット上にアップしたりする。 【児童ポルノ法違反・強要罪・侮辱罪】

学校は、学校において犯罪行為に当たるいじめなどが行われた場合に、告発義務を有しています。教育的指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。



(8) いじめられた児童生徒への対応

① 対応のポイント

傷つきの程度を見極め、回復のための方策をとることが第一です。その際、被害を受けた子どもは、いじめられていることを大人に話したことで、もっとひどいことにならないかと不安になっていることを十分に考慮しましょう。

例えば、話してくれた勇気に敬意を表し、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、必ず守り通すことを具体的に約束しましょう。守り方について、本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択しましょう。また、感受性が高まりすぎて適切な判断ができなくなっていると考えられる場合には、客観的な情報を提供して、本人だけでなく保護者も交えて方策を決定していくようにします。(詳細は「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)」(平成19年2月文部科学省)に掲載されています。)

具体的には、いじめられた児童生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて、登下校時間や休み時間、清掃時間などの安全確保に努めることが大切です。また、指導・援助については、次の点に配慮し、児童生徒が「自分は先生に理解されている」と感じ取れることを大切にして指導・助言に当たり、教師は心の支えとなることが重要です。

- ・教師は、児童生徒に深い愛情をもって、共感的理解に心がける。
- ・生育歴などについて前担任教師等から再度情報を得て、児童生徒への理解を深める。
- ・今後の解決に向けた指導・援助について、児童生徒に方針と見通しを話し理解と同意を得る。
- ・いじめられている側の気持ちを感じ取れる児童生徒に着目し、理解者を増やす。
- ・個別指導から始め、いじめを許さないという児童生徒が結集できる場の設定へと指導・助言を段階的に進める。

② いじめられている児童生徒の心理

いじめられている児童生徒の心理は複雑かつ深刻です。その心理を十分に理解し、児童生徒を守り切る気概が教師には必要です。

遊びや日常生活の中で、ふざけ合ったり、じゃれ合ったり、小さいいさかきがあったりするが、仲良しであり、対等の関係であると思っている。

からかいが続いたり、ふざけて攻撃を受けたりするようになり、だんだんと不快に感じるようになる。

からかったり、攻撃したりしてくる相手が多人数（普段は遊ばない仲間も加わってくる）になり、脅威に感じるようになる。

仲のよかった仲間だけでなく、周囲の全ての友達の言動や態度に過敏になり、それらに恐怖を感じたり、被害者意識が強くなったりする。

はやしたてたり、傍観者的な態度をとったりする仲間の様子に、抵抗心を失い、「訴え」をあきらめる。

担任などの教師や親に訴えると、仕返しがあつたり、さらに「いじめ」がエスカレートしたりするのではないかと過剰に恐れる。

「いじめ」の被害に遭っていることを、自ら否定してしまう。

追い詰められ、耐えきれずに、「転校」を考えたり、「自殺」を考えたりする。

これらの心理を十分に理解した上で、適切に対応することが求められます。

③ 保護者対応

- ・家庭訪問を行い、いじめの事実を正確に伝える。
- ・学校は、いじめについて全校で対応し、いじめられている子を全力で守り切るという姿勢を示す。
- ・今後のいじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え、対応策等については十分に説明し、了承してもらい信頼と協力を得る。

④ 別室での対応

いじめの事実が分かり、その解決までの間に被害者（時に加害者もあり得る）が教室に入りづらい場合があります。その際、無理に教室へ入れることは避け、本人や保護者の思いや意向を十分に聞いた上で、別室にて学習や生活ができるよう、次の点に配慮して対応する必要があります。

- ・相談室等にいる児童生徒（不登校傾向等）とは同室にせず、できるだけ一人でいられる部屋を確保する。
- ・常時教職員が付くことができる体制をつくり、心身の安定を保つ。
- ・教科担任教師とも相談し、一人でできる学習内容をはっきりさせて、本人が学習に取り組み易い状況をつくる。また、受けられなかった授業内容については、個別に指導を受けられる時間を確保する。

(9) いじめが解決した後の対応

① 経過観察・継続指導

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例も見られます。一週間後、一カ月後、半年後、卒業まで、継続的に児童生徒の行動を見守ったり、定期的に教育相談をもったりして時間をかけて、丁寧に指導していくことが重要です。次の点に配慮して経過観察・継続指導に当たしましょう。

- ・ どの教職員がどの児童生徒に、具体的にどのような関わりをしていくのか明確にする。（担任教師以外の他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等相談員などとの連携）
- ・ 関係機関等との対応は窓口を一本化し、連携を取りやすくする。
- ・ 児童生徒が進級、進学することで、関わる教職員が変わる場合は、指導の経緯や教育相談の記録などを確実に引き継ぎ、指導を途絶えさせないようにする。

② 再発防止、未然防止に向けて

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめQ&A」（平成22年6月国立教育政策研究所 生徒指導研究センター）には以下の記述があります。

（略）つまり、小学校4年生から中学校2年生くらいまでのいじめは、被害にしても加害にしても、「週に1回以上」の高頻度の場合には40人学級換算でそれぞれ4～6人の経験者がいるにもかかわらず、そのうち3～4人は5～6ヵ月で新たな経験者に入れ替わり、「今までに1～2回」以上の場合には16人以上の経験者がいるにもかかわらず、そのうち5～6人は5～6ヵ月で新たな経験者に入れ替わる（のべでは20人以上になる）のです。決して一部の「常習的な」児童生徒だけが繰り返している問題ではないのですから、一部の「気になる子ども」だけに一生懸命に関わっていれば解決していくといったことにはなりません。また、事後対応をいくら徹底しても、新たな児童生徒が次々に被害者になり加害者になる状況が放置されている限り、状況は変わりません。いじめを減らすには未然防止の取組が不可欠というのは、至極当然の結論なのです。

再発防止、未然防止に関する指導は、決して過去の被害者や加害者に対してのみ行われるものではなく、全ての児童生徒に対して行われるべきものです。例えば、いじめの問題が解決した直後には、関係する児童生徒や保護者の了解の上で、学年集会や全校集会など、全ての児童生徒を対象にした指導が必ず必要です。「どの児童生徒も、いつでも、被害者にも加害者にもなり得る」ことを認識して、具体的な再発防止策、未然防止策を講ずることが大切です。

いじめが解決した後の対応として、再発防止、未然防止を意図した具体的取組例

としては、以下のようなことが考えられます。

- 教師主導の全校集会や学年集会、児童生徒の主体的な取組（児童会や生徒会など）を生かした児童集会や生徒集会などによる全員を対象にした指導
- 道徳の時間や学級活動の時間、LHRの時間の指導
- 事例をもとにした定期的な全校職員を対象にした研修
- 定期的ないじめ対策委員会（仮称）の実施と、生徒指導に関する全校指導体制の構築
- 日常的な実態把握のためのアンケート調査等の実施とその結果に基づく必要な取組の実施
- いじめの問題に対する学校や教職員の取組総点検の定期的な実施と結果に基づく改善 など

③ 学校(教師)としてのいじめ問題への基本姿勢の再確認

いじめの未然防止を考えるうえで注意すべきなのは、「いじめが起きれば気が付くはず」「常日頃から良く言い聞かせているから大丈夫」等の教師や親の慢心です。子どもの訴えや不審な行動に対して、誰か一人が軽い気持ちで甘い対応をすることが、いじめを見過ごしたり、大人への信頼を失わせたりして、最悪の場合には痛ましい事件が起きることにもなりかねません。これを避けるには、教師全員がいじめに対する甘い考えを捨て、学校全体として取り組む姿勢を堅持し続けることが大切です。（詳細は「いじめ追跡調査2007-2009 いじめQ&A」（平成22年6月国立教育政策研究所生徒指導研究センター）に掲載されています。）

また、以下の姿勢を再確認し、粘り強い、毅然とした対応を心がけたいものです。

- ・人権尊重の精神「いじめは人間として絶対に許されるものではない」を一人一人の児童生徒へ徹底する。
- ・教職員は、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であることを認識する。
- ・学校から家庭や地域の方へ、いじめの問題に関する情報発信をするとともに、家庭や地域の方からの情報を収集し、家庭や地域の方の理解や協力を積極的に得る。



3 早期発見・早期対応について

(1) 好ましい共感的な人間関係の醸成

児童生徒理解の深化とともに、教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤であると言えます。教員と児童生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものです。その信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教員の児童生徒理解も一層深まっていきます。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっています。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要です。人間関係づくりは教科指導やそれ以外の学校生活のあらゆる場面で行う必要があります。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりとこれを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもあります。

(「生徒指導提要」P2から引用)

従って、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めることは、いじめの未然防止のみならず、早期発見につながる最も重要なこととなります。そのためにはまず、教師自身が児童生徒にとって信頼できる大人としての存在であるかどうかを見つめ直すことが大切です。児童生徒にとって学校で一番身近な存在である学級担任を信頼できることが、安心して学級内の児童生徒同士が好ましい人間関係をつくっていけることにつながるからです。

「不登校対策の手引き 心のキャッチボール(三訂版)」(平成22年3月岐阜県教育委員会)P56には、「学校生活を支える『信頼し合える人間関係づくり』がベース」として、以下のように示されています。これらのことができているかをチェックして、できていない内容について改善を図りましょう。

(□はチェック欄)

(1) 教職員と児童生徒との人間関係づくりを大切に

ア 個性を尊重し、児童生徒の立場に立った人間味のある温かい指導を行う。

児童生徒一人一人がよさや可能性を発揮できるように、意図的・計画的な活動の場の設定や評価に努め、自己有能感をもたせる。

イ 日常から児童生徒一人一人との触れ合いを多くする。

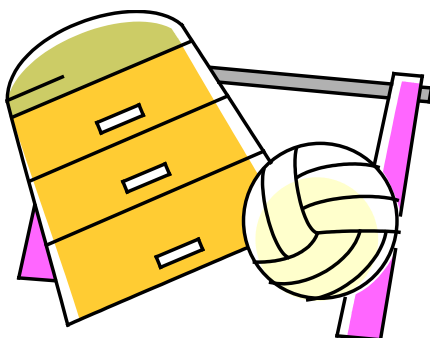
- よさを見つけてほめたり、わずかな進歩でもその努力を認めて励ましたりする。
- 学習面や生活面でつまずいている児童生徒の思いを積極的に受け止め、一緒に乗り越えようとする姿勢で、アドバイスしたり不安等を聞いたりする。

(2) 児童生徒同士の人間関係づくりを大切にア 自分のよさと仲間のよさを知るようにさせる。

- 集団の一員として自分を発揮して活動する中で、自分のかけがえのなさに気付かせる。
- 自分のよさを知ると同時に仲間の大切さを知り、仲間から学ぶ姿勢をもたせる。

イ 互いの存在を認め合わせる。

- 自分の思いや考えを言葉で表現させ、心を通い合わせる。
- 互いの違いやよさを認め合い、互いを大切に作る雰囲気をつくる。
- 共同で学習したり、作業の役割を分担し合ったりする中で、みんなで学ぶこと、グループで学ぶことの楽しさを知らせるとともに、仲間のために尽くす心を育てる。
- 誤解がある場合は、お互いに考えを交流させて解決の糸口を見つけさせる。
- 困ったことや難しいことがあれば、みんなに伝えて知恵を出し合い解決を図らせる。



(2) アンケート調査等の実施

アンケート調査は、児童生徒の個別の状況を把握して指導に役立てるだけでなく、学校全体の傾向を把握し、課題解決に向けた取組を策定する上で、とても重要です。

例えば、下の問1は、児童生徒一人一人の状況を把握し、個別面談につなげるなどして早期対応していくために活用できます。一方、問2は児童生徒が何にストレスを感じているかを把握することにより、学校や家庭での指導の在り方を考えていく上でも役立つ質問です。このように、アンケートを実施する際は、アンケート結果を活用する目的を明確にして設問を吟味することが大切です。

これらの事例は、「『いじめを予防する』～問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方～」（平成22年6月国立教育政策研究所生徒指導研究センター）に掲載されたものを抜粋したものです。

※ストレス感情に関する項目が並んでおり、潜在的な課題を発見する際に有効です。

| 問1 あなたのさいきんの体や心のようすについて、いくつかききます。「よくあてはまる」から「ぜんぜんあてはまらない」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1 つずつ○をつけていってください。 | | よくあてはまる | まああてはまる | あまりあてはまらない | ぜんぜんあてはまらない |
|--|----------------|---------|---------|------------|-------------|
| △ア | 体がだるい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △イ | なんとなく、しんばいだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △ウ | いらいらする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △エ | 元気がでない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △オ | つかれやすい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △カ | さびしい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △キ | ふきげんで、おこりっぽい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △ク | あまりがんばれない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △ケ | ずつうがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △コ | 気もちがしずんでいる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △サ | だれかに、いかりをぶつきたい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| △シ | べんきょうが手につかない | 1 | 2 | 3 | 4 |

次の項目の合計が小さいほどストレスが大きいと考えられます。

ア・オ・ケの合計＝身体的ストレス尺度

イ・カ・コの合計＝不安・憂鬱ストレス尺度

ウ・キ・サの合計＝不機嫌・怒りストレス尺度

エ・ク・シの合計＝無気力ストレス尺度

※ストレッサー（ストレスの原因）に関する項目が並んでおり、潜在的な課題を発見する際に有効です。

問2 あなたは今の学年になってから、きょうまでに、つぎに書いてあるような、いろいろなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「ぜんぜんなかった」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。（イ以降の選択肢は省略）

△ア 先生が、よくわけを聞いてくれずに、おこった

| | | | |
|-----------|------------|-------------|--------------|
| よく あった | たまに あった | あまり なかった | ぜんぜん なかった |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

△イ べんきょうのことで、友だちにからかわれたりばかにされたりした

△ウ じゅぎょう中、わからない問題をあてられた

△エ うちの人、べんきょうのことをうるさく言った

△オ 先生が、あいてにしてくれなかった

△カ 顔やスタイルのことで、友だちにからかわれたりばかにされたりした

△キ じゅぎょうが、よくわからなかった

△ク うちの人、友だちやせいかつのことをうるさく言った

△ケ 先生が、えこひいきをした

△コ じぶんのしたことで、友だちから悪口を言われた

△サ テストの点が、思ったよりわるかった

△シ うちの人、のきたいは、大きすぎると思った

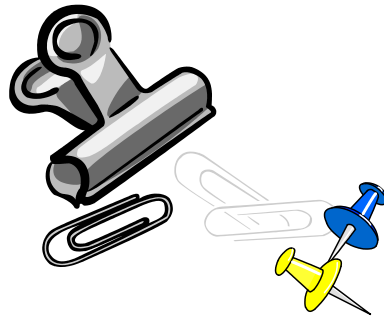
次の項目の合計が小さいほどストレッサーが大きいと考えられます。

ア・オ・ケの合計＝教師ストレッサー尺度

イ・カ・コの合計＝友人ストレッサー尺度

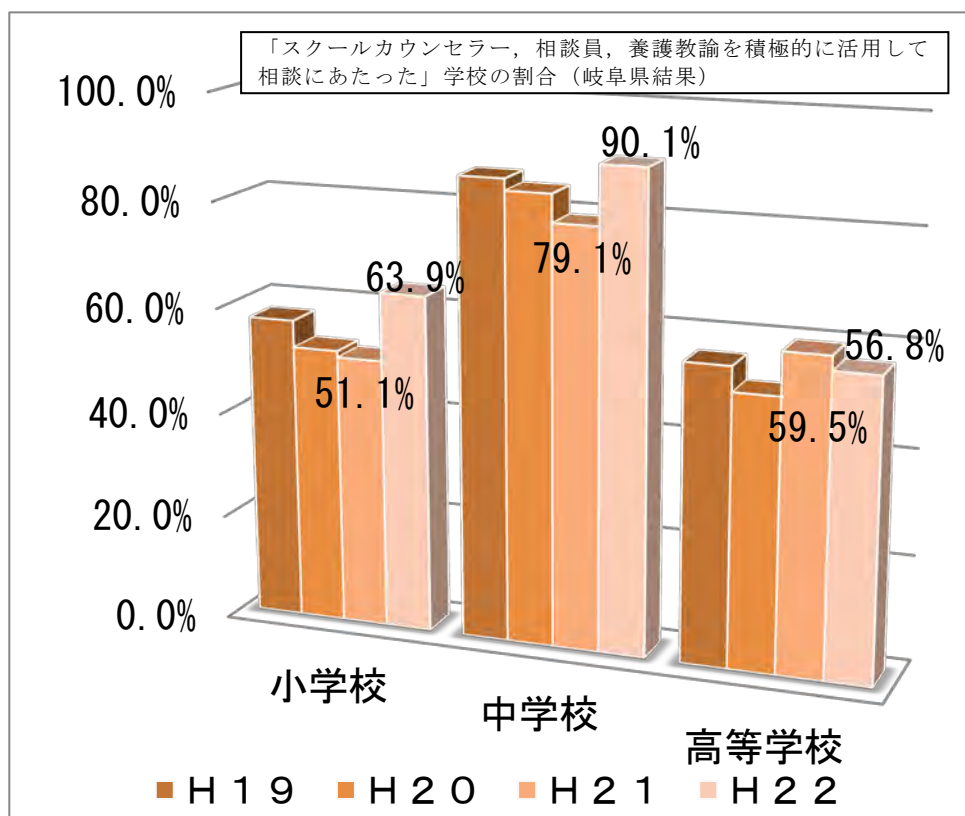
ウ・キ・サの合計＝勉強不機嫌・怒りストレス尺度

エ・ク・シの合計＝無気力ストレス尺度



(3) スクールカウンセラー等、養護教諭など校内の専門家との連携

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)結果によれば、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内訳(学校総数に対する割合)において、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった」学校の割合は以下のとおりです。



いじめに限らず、児童生徒の問題行動全般について、専門家としてのスクールカウンセラーや相談員、養護教諭の活用が積極的に図られるようになってきました。中でも、養護教諭との連携は非常に大切です。保健室は、児童生徒のいじめのサインをいち早くキャッチできる重大な場所です。保健室の利用件数について、校種を問わず心の問題が体の問題を上回るという報告(日本学校保健会)があることから、児童生徒の心の健康問題を把握し支援する中心的な役割を担うことが養護教諭に求められていることが分かります。

児童生徒に関わる全ての教職員が養護教諭との連携を密にし、特に以下の点に留意します。

- ・学級担任と養護教諭は、児童生徒の小さなサインも見逃さないで、気になることについてきめ細かい情報交換に努める。
- ・職員会議や校内研修会等で保健室の利用状況などについて説明の機会をもつ。
- ・保健室での相談活動に対する全職員の共通理解を深める。
- ・保健主事・養護教諭を中心に保健室経営の充実に努める。

また、スクールカウンセラー、相談員等との連携も重要です。不登校対策だけではなく、いじめの問題への対応についてもスクールカウンセラー等の専門性を活用することが有効な場合が多くなってきています。支援の在り方や実際の対応をスクールカウンセラー等に任せきりにすることなく、教育相談のよきパートナーとして教育相談体制を機能させることが大切です。スクールカウンセラー等との連携のポイントなどについては「不登校対策の手引き 心のキャッチボール（三訂版）」（平成22年3月岐阜県教育委員会）に示されています。

1 スクールカウンセラーの役割を明確に

スクールカウンセラーは、大きく次の職務を担っています。

- (1)児童生徒及び保護者へのカウンセリング
- (2)学校の教職員の教育相談に関する助言・援助
- (3)教育相談委員会やケース会議への出席とコンサルテーション（助言）
- (4)教育相談に関する講演会や研修会等の実施
- (5)校区の小学校における緊急的な教育相談に関する対応

2 教育相談主任のきめ細かい調整が不可欠

スクールカウンセラーの勤務日には、次のようなことに留意します。

- (1)当日の勤務内容に関する打ち合わせと児童生徒に関する情報の提供
- (2)カウンセリングや相談の内容に関する情報の整理と今後の支援**方策**の検討
- (3)勤務実績簿や勤務記録・援助記録の整理
- (4)担任・管理職などへの情報の提供
- (5)次回の勤務日までの教育相談に関する確認と、次回の勤務内容**について**の確認

3 教職員が気軽に相談できる場のひと工夫

次のような工夫が大切です。

- (1)勤務日の活動（どこで何をしているか）についての全教職員への周知
- (2)校長や教頭との意見交流の機会の確保
- (3)学年会などへのオブザーバーとしての参加
- (4)各先生との懇談機会の確保（15分程度でもよい）
- (5)スクールカウンセラーと共有した情報についての担任との連携

4 スクールカウンセラーの持ち味を生かすコーディネーターも必要

女性か男性か、年配か若いか、活発な感じか落ち着いているか、今までにどのような経験をもっているか、子育ての経験があるかなど、個性や持ち味を熟知していると、児童生徒や保護者につなぐとき役立つことが多いものです。

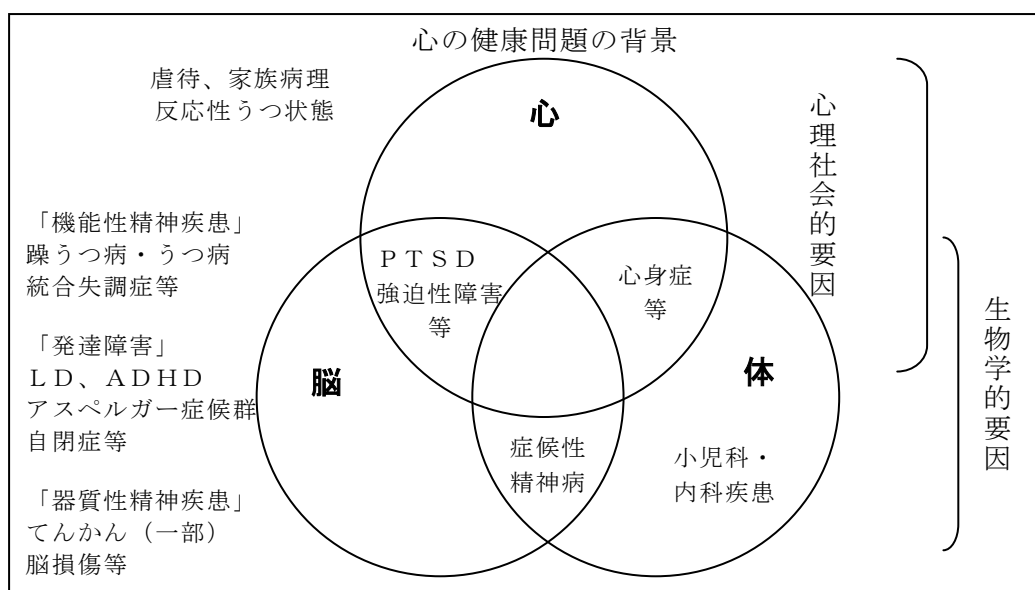
5 丸投げしない、抱え込まない、・・・共に育てる意識を大切に

専門家が身近にいと、頼りすぎてすべてを任せてしまいたくることがあります。逆に、責任感やプライド等から、自分が担任する児童生徒の問題について、「私の責任でやります」と自分だけで抱え込んでしまうことも起こり得ます。このどちらも、児童生徒のためにはなりません。

また、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携を図る上で、まず教職員全員が児童生徒の心の健康問題の背景を正しく理解することが重要です。

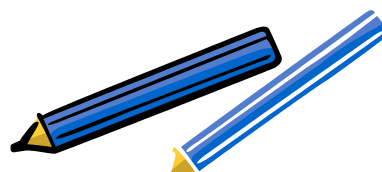
学校を対象とした近年の調査では、子どもが抱える心の健康問題が多様化、深刻化しており、その一部には社会環境の変化による影響が見られるものの、解決に向けて児童精神医療との連携を必要とする問題が多いことが明らかになっています。このような状況を受け、学校保健安全法では、学校保健を重視した学校経営、健康観察、養護教諭を中心とした関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実などが図られています。子どもの心の健康問題に適切に対応するには、学校保健を担う体制づくりを充実させ、教職員が子どものメンタルヘルスの正しい知識をもつことが必要です。

メンタルヘルスとは、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域を総称する言葉であり、精神医学がカバーする領域にほぼ相当していると言われます。具体的には、心理的ストレスや悩み、虐待や事件・事故・災害などの環境要因・外的要因による心身の不調、環境とは別に個人が生まれつきもつ素質と関連する問題、脳に生じた異変による問題（てんかんの一部、脳損傷など）、体に基礎疾患をもつ心身症など多岐にわたっています。



「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」

(平成21年3月文部科学省) P20から引用



(4) 児童生徒の発するサイン ～いじめの早期発見～

日常生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情・しぐさなどで表しています。教師は一人一人の児童生徒が救いを求めて発するどんな小さなサインも見逃さずに、未然に指導・援助することが大切です。次の表に示すような内容には特に注意し、該当する場合は個別面談を実施するなどして状況を把握することが大切です。

小さなサインを見逃さないー最近こんな様子は見られませんか？

《学校で》

(□はチェック欄)

- はっきりしない理由で、欠席・遅刻・早退が増えてきた。
- 浮かぬ顔をしており、目立って元気がなくなってきた。
- 給食を残すなど、食欲がなくなってきた。
- いつも遊んでいる友達と遊ばなくなった。
- 授業時間に一人遅れて入ってくることが多くなった。
- 忘れ物が多くなったり、ボーッとしてもの思いにふけったりすることがたびたびある。
- 衣服が破れていたり、泥が付いていたりすることがある。
- 顔や手足などにすり傷や打撲の跡がたびたびある。また、わけを聞いても「自分で転んだ」などと言う。
- 持ち物がなくなったり、隠されたり、落書きされたりすることがある。
- 授業中に、だんだん発表しなくなったり、発表するとひやかしの野次が飛んだりすることが増えてきた。
- 体の不調を訴えて、保健室へ行くことが多くなった。
- 教師に何か相談したい素振りで、職員室前をうろうろしていることがある。

《家庭で》

- 口数が少なくなり、目立って元気がなくなってきた。
- 学校へ行きたくないなどと言い出すことが増えてきた。
- 食欲がだんだんなくなってきた。
- 朝、起きた時や登校時になると体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることがたびたびある。
- 学校を早退することが多くなった。
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
- 友達の話をして全然しなくなった。
- 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅したりすることがよくある。
- 持ち物がなくなることがよくある。
- 不審な電話がかかってきて、親が出ると切れてしまうことがある。
- 家庭から品物やお金をたびたび持ち出すようになった。

いじめは、陰湿で教師の目の届かない所で行われていることが多く、それを見抜く教師の確かな目が必要です。日常の教育活動の中で、いじめを見抜くためには、次のような状況がないかどうかを常に観察する習慣を付けることが大切です。

いじめを見抜く教師の目をもつー最近こんな状況は見られませんか？

《教室外で》

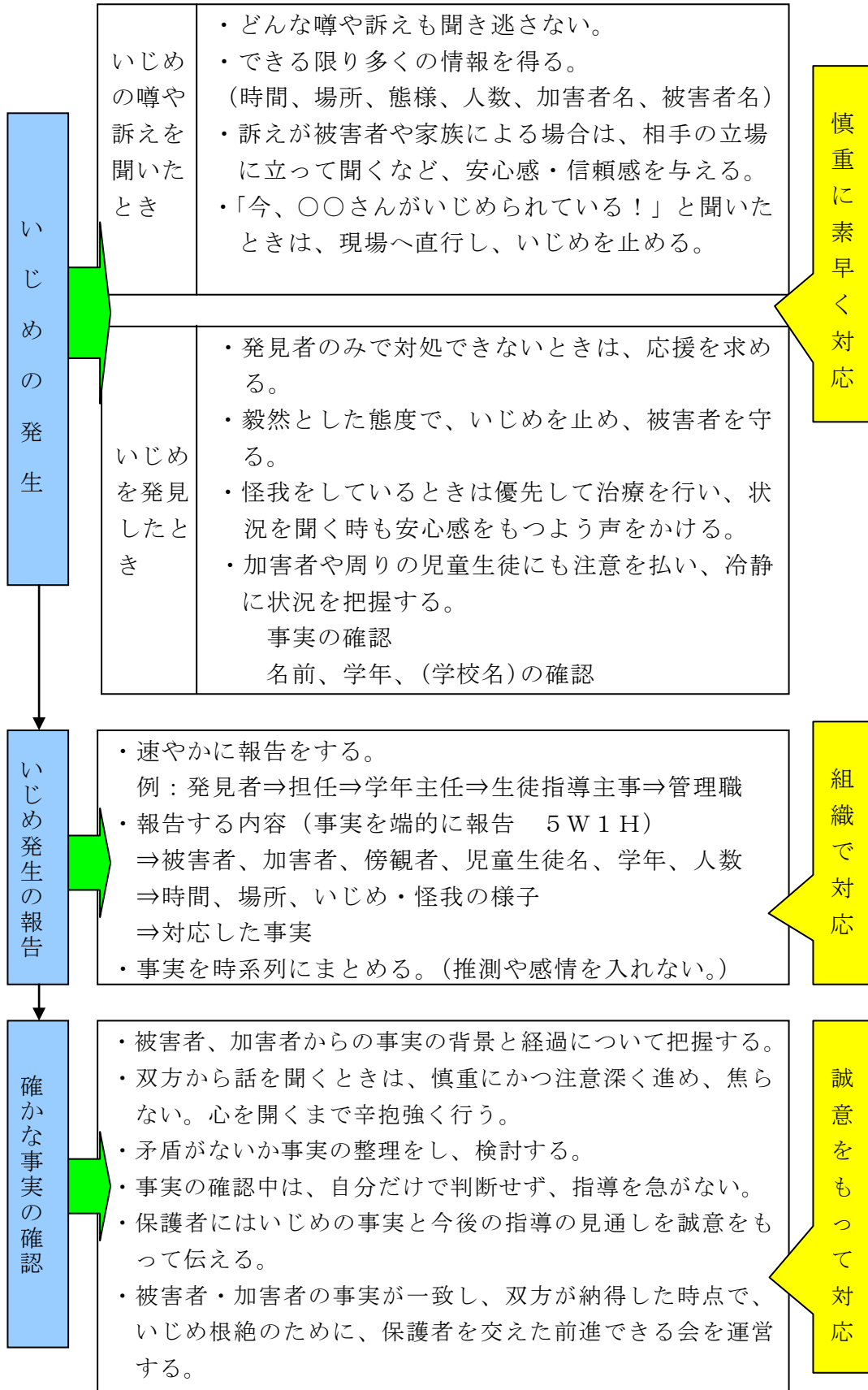
- 学級の枠を越えて、他の学級の児童生徒が出入りしていないか。
- 学級の枠を越えて、何人かでこそこそと話し、教師の目を避けていないか。
- 教師が現れると、急によそよそしくなったり、しらけたりしてしまう雰囲気はないか。
- 廊下などで教師の視線から逃げようとしている児童生徒はいないか。
- 給食や掃除のとき、いつも特定の児童生徒が当番をやっていないか。
- 掃除や休み時間にトイレで群れになっている児童生徒はいないか。
- 教室以外の場所で、一人でうろうろしている児童生徒はいないか。
- 休み時間に、トイレに閉じこもっている児童生徒はいないか。

《教室内で》

- 最近、欠席・遅刻・早退が目立って増えてきた児童生徒はいないか。
- いつもと表情の違う児童生徒はいないか。
- 何となく気掛かりな行動の児童生徒はいないか。
- 休み時間や給食の時間にひとりぼっちでいたり、食欲がなかったりする児童生徒はいないか。
- 何となく話したそうな素振りをみせる児童生徒はいないか。
- 授業中の発言、態度、表情、振舞いなどに、これまでとは違った点が見られる児童生徒はいないか。
- 授業中などに、ひやかされたり野次がとんだりしている児童生徒はいないか。
- 授業中などに、いつも特定の児童生徒が道具の後片付けをしていないか。
- 持ち物がよく隠されたり、落書きをされたりしている児童生徒はいないか。
- 班決めや席替えのとき、みんなに敬遠されている児童生徒はいないか。
- 机や椅子が壊されたり、汚されていたりする児童生徒はいないか。
- 生活の記録ノート、班日誌、作文、絵などにいじめのサインが表れている児童生徒はいないか。
- 保健室へよく行く児童生徒はいないか。
- 机、椅子、ロッカーなどの名前のラベルに落書きをされたり、はがされたりする児童生徒はいないか。

(5) 事実関係の把握と対応 ～いじめの発見から事実確認～

① いじめの発生時の教師の基本的な対応



② 学級担任のとるべき対応

| <被害者への指導・援助> | <加害者への指導・援助> |
|--|---|
| <p>○被害者への深い愛情と理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶えず心の支えとなるよう継続して援助をする。 <p>○集団内の理解者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる仲間が身近にいることを実感できるようにする。 <p>○集団内のリーダー育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人的な好き嫌いという立場でなく、公平な立場を取れるリーダーを育てる。 <p>○保護者への誠意ある対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連絡を密にし、家庭及び学校での様子を共有し、安心感を抱いてもらえるようにする。 | <p>○加害者の自己指導能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己を厳しく見つめる。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の心の在り様に気付かせる。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心から反省し、改善すべき点を具体的な生活の中で見付けさせる。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間からの見届けや励ましを位置付ける。 <p>○保護者への誠意ある対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さな変容についても報告し、安心感を抱いてもらえるようにする。 <p>○加害者への深い愛情と理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精一杯の努力をして立ち直れるよう継続して援助をする。 |

③ 学校の取るべき対応

- 組織的な対応
 - ・全教職員が共通理解し、校長を中心とした指導体制で臨む。
 - ・いじめの総点検を実施する。
 - ・指導の在り方の共通理解と連携した指導の展開を実施する。
- 当事者の家庭との連携
 - ・児童生徒のために最善を尽くすという姿勢で誠意をもって対応する。
 - ・状況説明、経過報告、謝罪、今後の指導等、懇談や会の目的を明確にし、学校の指導について理解・協力を得られるようにする。
- タイムリーな集団への指導
 - ・いじめの問題を当事者だけの問題として指導するのではなく、誰もが安心して生活できる学校づくりという視点で関連付けて取り上げる。
 - ・場合によっては、学年集会、全校集会を開いていじめの事実を話し、みんなで考える場をもつ。
- 保護者、地域との連携
 - ・いじめへの対応方針の説明や協議の場を通して、理解・協力を得る。

(6) 関係機関との連携

「生徒指導資料第4集『学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～』」（平成23年3月国立教育政策研究所生徒指導研究センター）では、これからの連携の在り方について以下のように述べています。

文部科学省が公表した「生徒指導提要」（平成22年）では、関係機関等との連携について、児童生徒の発達を促すための連携と、問題行動等への対応を行うための連携の二つを示している。言い換えれば、日常の教育活動の中で講師等を依頼したり、児童生徒に関する情報交換を行ったりするなど、健全育成やネットワークの構築等のために行う「日々の連携」と、学校だけでは解決が困難な問題行動等が発生した場合などの対応のために行う「緊急時の連携」の二つである。

学校が関係機関等との「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できる。また、日ごろから関係機関等との交流があれば問題行動等が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」につながる。連携は、人と人のつながりが基盤だからである。こうした点を踏まえ、連携を考える際には「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識することが大切である。

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはなりません。これらの2つの視点を意識した連携がやはり大切になります。つまり、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、子ども相談センターや警察などの地域の関係機関との連携・協力が必要です。

① 教育委員会との連携

- 事案の記録を時系列で確実に残しておくこと（事案の記録を残す担当者が位置付いていること）
- 報告は事案の緊急性や重大性を十分に考慮し、迅速で適切な対応をすること（市町村教育委員会、県教育委員会等へも波及しそうな事案・意見・要望については一報を入れること）
- 重篤事案の際の第一報は、誰が、どのタイミングでするのか日ごろから確認しておくこと（電話による一報も必要であること）

＜一報の内容＞

- ・ 何が ・ いつ ・ どこで ・ 誰が ・ 概要（発生原因）
- ・ 被害者の保護措置 ・ 学校の様子 ・ 二次被害や再発防止の対応
- ・ 公的機関（警察、子相等）やマスコミ等の関係の有無
- 場合によっては、市町村教育委員会へ出向いて報告すること
- 日ごろ（何も無いとき）から、教育委員会担当者との適切な連携を図ること
- 学校との役割分担について事前に調整しておくこと

② 警察との連携

- 「犯罪」は通報が原則である。教育的配慮も大切だが、被害者（児童生徒・保護者）の心情に寄り添うことを基本にして連携を図ること
 - ・ 被害者が被害届けを提出する場合も、積極的に関わる姿勢を示すこと

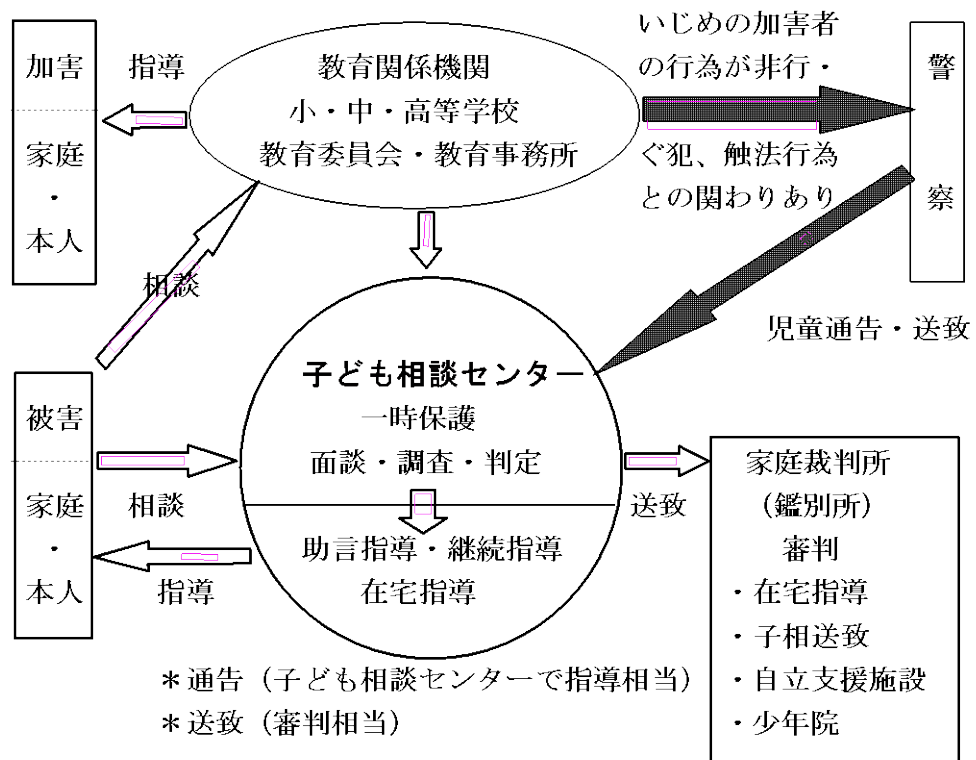
- 被害者救済や保護、二次被害、再発防止のために、迅速に連携・協働し、助言を求めたり情報を共有したりする姿勢をもつこと
- 場合によっては、複数の職員で警察へ出向いて連携を図ること
- 連携の際の具体的手順と校内での窓口を教職員に明示しておくこと
- 日ごろから連携をとり、担当者と人間関係を築いておくこと

③ 子ども相談センターとの連携

○子ども相談センター（児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関）は、次のような機関であることを認識して連携を図ること

- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉に関するあらゆる相談を受けることができる機関
- ・必要に応じて家庭や生活歴、発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査し、児童の一時保護や児童福祉施設に入所させたりするなどの処遇を行う機関
- ・家庭裁判所との関わりをもつ機関

○いじめ事案に関わる子ども相談センターの動き



(7) 全教職員の対応による教育相談の体制

中学校学習指導要領解説（特別活動編）には、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」と述べられています。そのためには、教育相談に対する教職員一人一人の意識を高め、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備していくことが必要です。つまり、問題を抱えている児童生徒を対象にした問題解決的な教育相談の充実と共に、全校児童生徒を対象とする開発的教育相談、問題が発生しそうな児童生徒に働きかける予防的教育相談を充実させていくことが大切です。

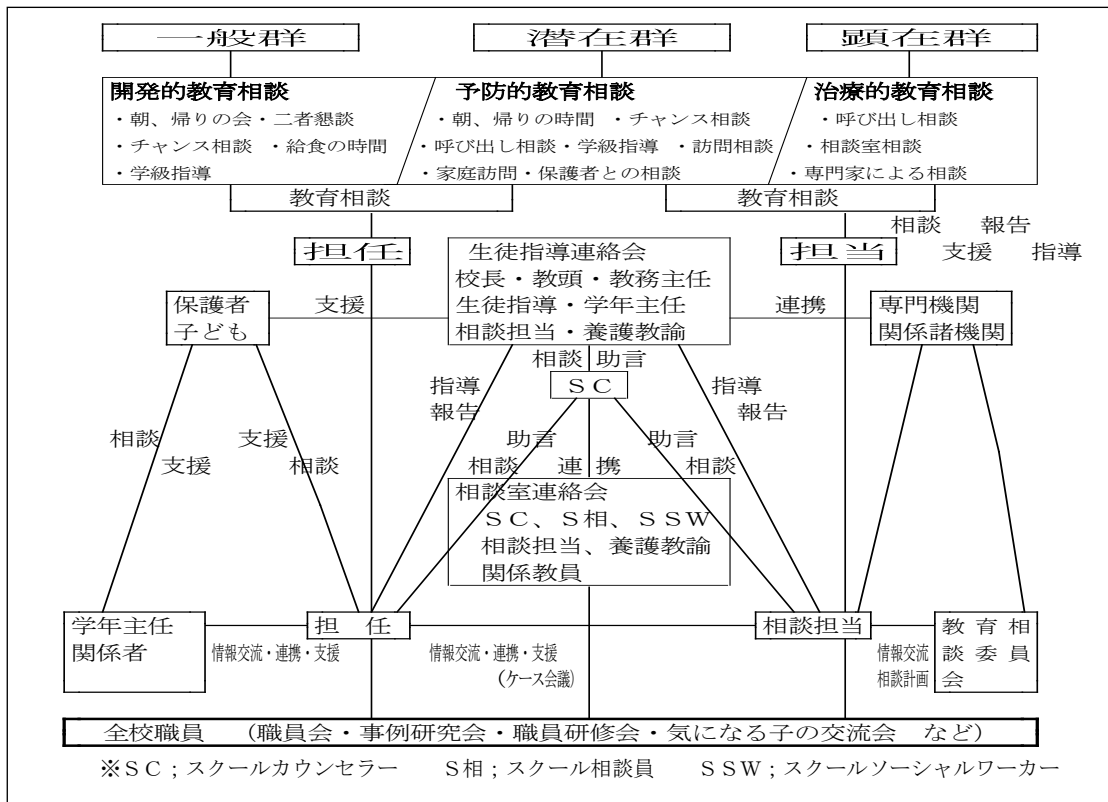
生徒指導提要P97～98には、次のような教育相談の評価の基本的な観点が示されています。これらの観点に沿って評価をし、具体的な改善策を考えていくことが教育相談体制の充実につながります。

(□はチェック欄)

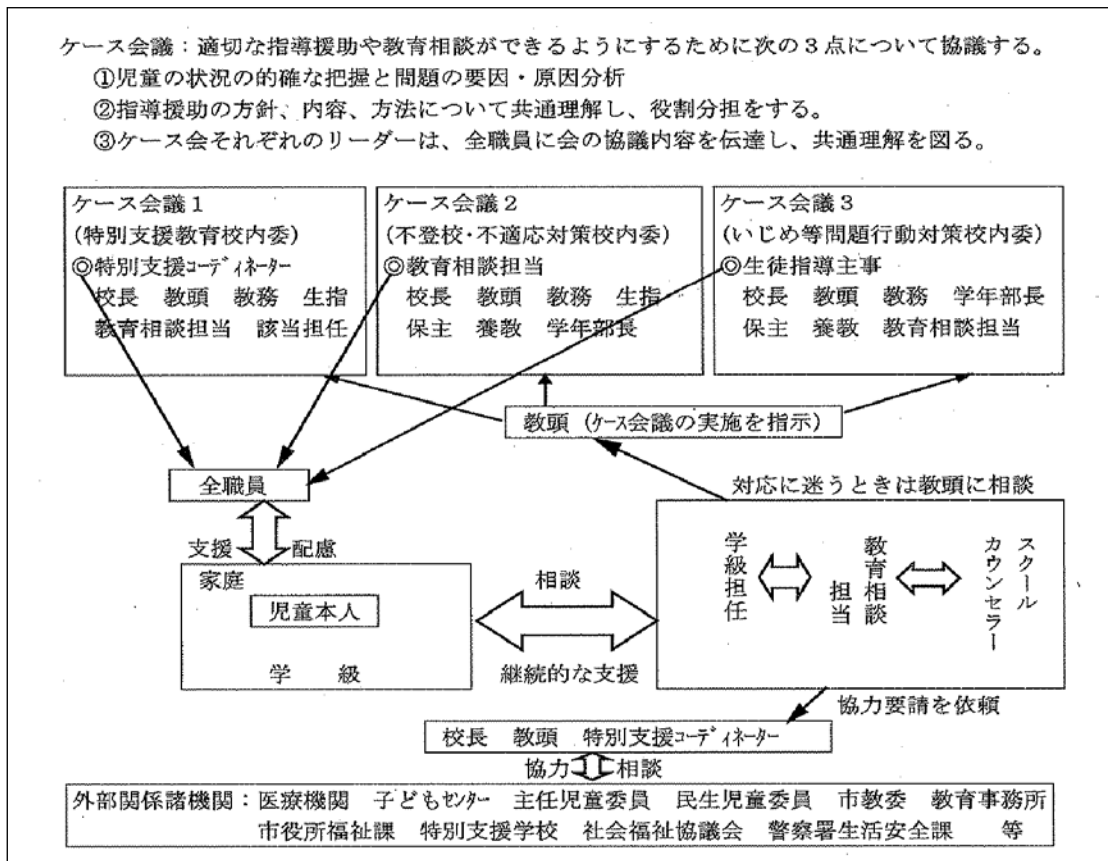
- 学校の教育目標や年間の重点目標を踏まえて、生徒指導の全体計画の一環として具体化された相談計画が立案されているか。特に、学級担任・ホームルーム担任の行う教育相談の計画と学校全体についての教育相談部(係・委員会等)の計画とに整合性があるか。
- 事例研究会等の校内教育研修会の企画や運営が適切に行われ、学校の生徒指導上の課題解決に役立ったか。事例やテーマの設定についての希望調査及び実施後のアンケート等が行われたか。
- 相談にかかわる情報や資料を、児童生徒や保護者に適切に提供し、また、十分な広報活動が行われたか。諸情報の呈示や印刷物による配布等、情報の提供及び伝達の仕方が適切だったか。
- 相談室の施設・備品等の整備が図られ、児童生徒や保護者を対象とした個別の相談活動が適切に行われたか。相談の記録、保存等は適切か、また、相談の秘密は守られたか。
- 校内の他の分掌組織との連携による児童生徒への成長を促すような指導・援助が適切に行われたか。例えば、学習面での教務部や学習指導部との連携、また、進路面での進路指導部との連携が十分に図られたか。
- 校内連携だけでは対応が難しい教育相談ケースに対して、校外の専門家や専門機関との連携体制の構築が十分に図られたか。特に、学校・保護者・専門機関の連携に基づいて、児童生徒の指導と援助が適切に行われたか。
- その他、突発的で緊急を要する相談や危機対応に応じられる体制を整備できたか。特に、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に対する「心のケア」体制が十分に整備できたか。

次の頁に掲載したA中学校では、開発的教育相談、予防的教育相談、治療的教育相談(問題解決的な教育相談)が位置付き、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と相談したり、助言を受けたりできるような教育相談体制となっています。また、B中学校では、いじめ、不登校、発達障がい等、児童生徒の状況に応じてケース会議のメンバー構成を考え、教職員の役割分担を明確にした支援ができるような教育相談体制となっています。

A 中学校の教育相談体制（スクールカウンセラー等活用事業実施計画書より）



B 中学校の教育相談体制（スクールカウンセラー等活用事業実施計画書より）



(8) 保護者の相談

保護者が気軽に学校へ相談に来ることができる雰囲気づくりとともに、教育相談に係る保護者への周知も極めて大切です。

学校から積極的に保護者に対して情報提供をしなければ、十分な周知はできません。例えば、年度当初のPTA総会や授業参観等で、以下のような文書をスクールカウンセラーや教育相談担当より配布します。

<周知文書例>

| |
|---|
| 平成 年 月 日 |
| 保護者の皆様へ |
| スクールカウンセリングのご案内 |
| <p>お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。 新年度にあたり、スクールカウンセリングの利用方法などをお知らせします</p> |
| <p>スクールカウンセリングとは？ <略></p> |
| <p>スクールカウンセリングは子どもたちに限ったものではありません。上記のように保護者の皆様自身が悩みや不安を抱えた時にも利用していただけます。 カウンセリングでお話された内容は責任をもって秘密厳守し、一切口外いたしませんので、どうか安心してご相談ください。また、費用も無料です。</p> |
| <p>カウンセリングを受けるには</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセリングは、火曜日に行っています。(昨年度までの木曜日から変更) ○場所は学校の〇〇〇ルーム(カウンセリング専用の部屋)です。 ○予約制で、相談日と、相談者お一人につき30分～50分の相談時間をあらかじめ決めて1対1でお話しいたします。 ○相談内容により、毎週や隔週で継続のカウンセリングも可能です。 ○予約方法は、担任の先生、または教育相談担当の〇〇〇〇先生まで「カウンセリング希望」とご連絡いただき、ご希望の日時を決定してください(この時点で相談内容について詳しくご説明いただく必要はありません)。 |
| <p>たとえば、こんなことはありませんか？</p> <p>【子どもの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気持ちが不安定(すぐに泣いたり、怒ったりする)。 ○病気ではないが、体の調子が良くない(発熱、下痢、嘔吐などがみられる)。 ○学校に行きたがらない。学校に行くことができない。 ○クラスや友達にとけ込めない。 <p>【保護者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の気持ちが不安定(イライラしたり、落ち込んだり、悲しくなったりする)。 ○子どもが悩んだり、困っているが、どのように支えたらよいかわからない。 ○子どもとうまく接することができない(面倒だったり、怒ったりしてしまう)。 ○子どもが不登校になった。または不登校傾向がみられる。 ○子どもの行動に落ち着きがなく、ジッと座ったり、ひとつの事に集中したりできない(物や行動など何かに過剰なこだわりを示す。場の空気を読むことが苦手である)。 ○子どもの言葉の発音が不明瞭、わかりやすく話しても意味を理解しづらく会話が十分にできない。くり返し勉強を教えても忘れてしまい、どうしても学習が身に付かないなどがある。 <p style="text-align: center;">★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★☆☆☆☆★</p> |
| <p>上記の他にも、悩みは様々にあります。カウンセリングには即時効果はありませんが、ゆっくりとあせらずに悩みと向き合う力を取り戻していただきたいと思います。どうぞ、お気軽にカウンセリングにいらしてください。</p> |

<岐阜県の相談窓口紹介リーフレット例>

小学生、中学生、高校生、保護者の皆様へ

県内電話相談窓口一覧

■岐阜県「いじめ相談24」(夜間・休日・祝日含む24時間体制)
0120-740-070
 (フリーダイヤルで無料です。携帯電話からもO.K.)

いじめ相談24

24時間、いじめや不登校、学校生活全般についてお話しください。

☎ 0120-740-070

岐阜県教育委員会学校支援課 生徒指導担当・教育相談担当

あなたの味方です
一瞬に解きましょう。秘密は守ります

いじめや不登校、学校生活全般についてお話しください。

☎ 0120-745-070

岐阜県教育委員会学校支援課 生徒指導担当・教育相談担当



悩んでいないで、
電話してね!

※小学生、中学生、高校生の皆さんには、こんなカードが配られています。

■全国統一「24時間いじめ相談ダイヤル」(24時間体制)
0570-078310 (なやみいおう)

■「教育相談ほほえみダイヤル」(相談時間) 平日 8:30~17:15
0120-745-070
 (フリーダイヤルで無料ですが、携帯電話からはつながりません)
 ※携帯電話からの場合、次の番号でつながります。(ただし、通話料がかかります。)

| | |
|-------------------|-------------------|
| 岐阜 (058) 263-9392 | 西濃 (0584) 73-1914 |
| 美濃 (0575) 33-4035 | 可茂 (0574) 25-4944 |
| 東濃 (0572) 26-1402 | 飛騨 (0577) 33-4494 |

いじめや不登校、学校生活全般についてはこちら

- ・「いじめにあっている」「クラスにいじめがある」
- ・「学校へ行こうと思っても、元気が出ない」
- ・「友達のこと悩んでいます」 など
- ・(学習のこと、進路のこと、親子関係のこと など)

**「授業中、じっとしてられない」 など
障がいに関する相談はこちら**



面接相談も可能です。
問い合わせください。

発達支援センター「のぞみ」や各特別支援学校などで受け付けています。
 (※平成23年度まで、障がい児電話相談「かがやきダイヤル」で受け付けていた相談は、平成24年度から上記で受け付けることになりました。)

- ・障がいに関する相談
 「授業中、じっとしてられない」「友だちとうまくかかわることができない」等

【岐阜県教育委員会学校支援課 生徒指導担当・教育相談担当】

66

(9) 専門家との連携

不登校だけでなく、いじめや暴力行為等の生徒指導上の問題への対応に当たっても、スクールカウンセラー及びスクール相談員との連携は大切です。児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有する者として、教育相談のよきパートナーとしてスクールカウンセラー等を活用し、学校の教育相談体制をより機能させることが重要です。

【スクールカウンセラーが効果的に活用されている例】

(スクールカウンセラー配置C中学校の報告から)

① 教育相談委員会の定期的な開催

- 教育相談委員会（いじめ・不登校対策委員会）で教育相談主任や各学年教育相談担当、養護教諭が現状を報告し、指導の方向を確認する。必要に応じてケース会議に変わる。
- 教育相談委員会の運営
 - ・原則月1回第4木曜日に開催する。スクールカウンセラー・町支援員も参加して、情報の共有化と今後の支援の在り方についてアドバイスを受ける。
 - ・現状報告は毎週の主任会や打合せで行い、教育相談委員会では指導の方針や方向を確認したり、不登校生徒への具体的な手立て等を考える場とする。

② スクールカウンセラーの実際の動き

- 通常のカウンセリング等の他に教育相談委員会（→ケース会議）へのスクールカウンセラーの参加＝7回
- スクールカウンセラーによる教職員を対象とした研修の実施＝5回
 - ・校内研修会での研修
 - ・校区保小中連携推進会議での研修
 - ・町内不登校対策研究委員会での研修
- スクールカウンセラーによる保護者等を対象にした研修や講演会＝1回

③ スクールカウンセラーが機能し、成果のあった事例

- 生徒の状況（3年男子）

（前略）気分の変動が大きく、落ち込みやすい。また、「0」か「100」かという判断をする傾向が強く、融通が利かない。特有のこだわりやパターンがあり、人間関係づくりは苦手である。
- 指導の方策
 - ・スクールカウンセラーによる専門的な分析や支援の見通しのもと、学年部・指導部が連携した支援を行う。
 - ・生徒に対する保護者・学校・スクールカウンセラーの対応の具体策を明確にし、役割を分担する。

○指導の経過

| 月 | 生徒の実態 | 保護者の対応 | 教職員の対応 | SC等の支援 |
|-----|--|---|--|---|
| 4月 | ・進路決定に向け、前向きな気持ちで相談室登校ができる。 | ・3年生になったことで、進路決定に向け、何かの変化を期待される。 | ・新しいメンバーとの人間関係づくりに配慮する。 | ・本人や保護者に関する情報を整理し、支援の方針を決める。 |
| 5月 | ・新しい相談室担当やメンバーを受入れ安定した学校生活を送れる。 ・登校のペースが安定する。 | ・相談室担当を中心に母親と定期的に連絡を取り合い、保護者と学校との連携がより密になる。 | ・相談室担当や支援員による学習支援を充実する。 | ・相談室での支援の仕方について助言するとともに直接生徒とのカウンセリングを定期的実施する。 |
| 8月 | ・進路希望の学校の見学に行く。 ・デイキャンプに参加する。 | ・進路選択に関わる相談を行う。 | ・夏休みデイキャンプ実施に向けた支援を行う。 | ・発達障がいに関する職員研修を実施する。 |
| 9月 | ・体育大会への自分なりの参加の方法を考えて、用具の準備や片付けの仕事をを行う。 | ・学年主任と教育相談担当を中心に、特に進路選択について相談を受け、話し合う。 | ・相談室での活動の工夫をする。 ・休み時間に仲の良い友達との交流の時間を設定する。 | ・「時間・場所・ペース」を本人に決めさせ、職員の対応の仕方について助言する。 |
| 11月 | ・1日学校で過ごす回数が増加する。 ・学習意欲が低下し、集中して学習に取り組めない姿が増加する。 | ・学年主任、担任と進路選択について相談する。 | ・「0」か「100」という判断をする特徴等を具体的な姿で知らせ、本人の特徴についてさらに共通理解をする。 | ・職員の支援体制(支援員・担任・教育相談担当等の関わり方)の評価・修正について助言する。 |
| 12月 | ・希望する高校を受験し、合格する。 | ・今後の中学校生活に次年度以降の支援の在り方について相談する。 | ・担任、学年主任、教育相談担当、支援員の役割を明確にして接する。 | ・本人への声かけと、定期的な本人と母親へのカウンセリングをする。 |
| 1月 | ・進学先で頑張ることもはっきりしているが、学習意欲が高まらない。 | ・担任、学年主任、相談室担当を中心に母親との情報交流をする。 | ・本人の特徴を共通理解し、卒業へ向けに指導の方向を明確にする。 | ・本人の観察とともに学校、家庭での支援の仕方について助言する。 |
| 2月 | ・休み時間に相談室を訪れる仲間と談笑できる。 ・表情が和らぎ、職員への対応にもぎこちなさを感じなくなってきた。 | ・卒業式の参加の仕方について本人に合わせた支援の在り方について、理解する。 | ・中学校生活3年間を振り返り、今後の生活づくりについて希望をもつ。 | ・通常の学校生活に戻していくための仲間関係の再構築の仕方について助言する。 |

○指導の成果

- ・スクールカウンセラーの助言により支援の基本方針を「時間・場所・ペース」「自己理解」においたことで本人の特性に応じた支援ができた。その結果、本人のペースで学校復帰ができ、安定した生活を送ることができた。

(10) 相談窓口

いじめの問題の早期発見、早期対応には、校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制の整備がなされているとともに、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制であることが重要です。また、教育センター、人権相談所、子ども相談センター等学校以外の相談窓口について、児童生徒や保護者に周知や広報の徹底が行われていることも必要です。

【相談窓口一覧】

| 分野 | 名称 | 相談電話番号 | 受付時間 |
|----------------------------|--|--|---------------------------------------|
| いじめに関する相談 | いじめ相談24 (岐阜県教育委員会) | 0120-740-070 | 年中無休 全24時間 |
| 学校教育全般に関する相談 | 教育相談ほほえみダイヤル (各地区教育事務所) | 0120-745-070 | 平日 8:30~17:15 |
| 障がいに関する相談 | 障がい児電話相談 「かがやきダイヤル」 (岐阜県教育委員会) | 平成23年度までの左記の電話相談は、平成24年度から、発達支援センター「のぞみ」や各特別支援学校などで受け付けます。 | |
| 非行やいじめ、犯罪被害などに関する相談 | ヤングテレホンコーナー (岐阜県警察本部 少年サポートセンター) | 0120-783-800 | 平日 8:30~17:15 |
| | 各地区少年サポートセンター (各地区警察署) | 0120-783-802 | |
| 子育て・養育上の悩みや虐待など児童の福祉に関する相談 | 子ども・家庭110番 (中央子ども相談センター) | 0120-76-1152 | 平日 8:45~21:00 土曜日 8:45~17:00 |
| 青少年の悩み相談 | 岐阜県青少年 SOSセンター | 0120-247-505 | 年中無休 全24時間 |
| 子どもの人権問題に関する相談 | 子どもの人権110番 (岐阜地方法務局) | 0120-007-110 | 平日 8:30~17:15 |

※ 全校児童生徒に対しては、集会や放送等を利用し、いじめに関わる悩みを抱えている場合は、一番話しやすい職員、保護者や友人、いじめ相談ダイヤル等に必ず相談してほしい旨を必要に応じて適切に伝える。

※ 教育相談窓口については、児童生徒はもちろんのこと保護者に対しても年度当初だけではなく、長期休業の前等、年に複数回配布するとよい。

※岐阜県教育委員会では、電話相談広報カード及び電話相談窓口紹介文書を作成し、県内の公立小・中学校へ配布しています。

〈電話相談広報カード〉(平成19年度に全学年に配布し、以後該当学年を決めて配付。)



〈電話相談窓口紹介文書〉

児童生徒及び保護者の皆様へ ◆◆電話相談窓口紹介◆◆

電話相談を利用してみませんか？

岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会では、以下の電話相談窓口を開設しています。

岐阜県総合教育センター（学校支援課）

「いじめ相談24」（夜間・休日・祝日を含めた24時間体制）

0120-740-070（フリーダイヤルですので無料です）

☆携帯電話からでもつながります。

0570-078310（全国統一の教育相談ダイヤル）

- ・いじめに関する相談 「いじめにあっている」「クラスでいじめられている」等
- ・学校教育全般に関する相談 不登校、学習、進路、友だち、親子関係等

各教育事務所

「教育相談ほほえみダイヤル」（相談時間）月曜日～金曜日 8:30～17:15

0120-745-070（フリーダイヤルですので無料です）

- ・学校教育全般に関する相談
- いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係等の相談

☆県内どこからでも、最寄りの教育事務所に電話が繋がります。

地域カウンセラーが対応し、面接相談（学校へ出向いての相談を含む）も実施しています。

☆携帯電話からの場合、次の番号でつながります。（ただし、通話料がかかります。）

| | |
|-----------------|-----------------|
| 岐阜（058）263-9392 | 西濃（0584）73-1914 |
| 美濃（0575）33-4035 | 可茂（0574）25-4944 |
| 東濃（0572）26-1402 | 飛騨（0577）33-4494 |

岐阜県総合教育センター（特別支援教育課）

障がい児電話相談「かがやきダイヤル」

上記の電話相談は、平成24年度から、県内の各発達支援センターで受け付けます。

- ・障がいに関する相談 「授業中、じっとしてられない」「友だちとうまくかかわることができない」等

- お気軽にご相談ください。秘密は守ります。
- 匿名での相談が原則です。電話相談の専門員が対応し、秘密は固く守ります。
- 相談の対象は、小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。
- 面接相談の問い合わせもできます。

ひとりで悩んでいませんか だれかに話してみませんか

| | |
|--------|--------------------------|
| 問い合わせ先 | 岐阜県教育委員会 学校支援課 教育相談担当 |
| 電話番号 | 058-271-3328 |

(11) 個人情報の取扱い

児童生徒の問題行動や教育相談等に関わる指導・援助の記録を残し、その記録を次年度に確実に引き継いでいくことが大切です。

しかし、その記録の利用・管理は慎重かつ適切に行わなければなりません。

学校では様々な個人情報を取り扱います。高度情報通信ネットワーク社会を迎えて、個人情報保護の重要性はますます高まっているので、個人情報の有用性にも配慮しつつ、しっかりと個人情報を保護することが必要となります。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」には、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」ことが定められています（第7条）。同趣旨の規定については、多くの地方公共団体も同旨の条例を有しています。この場合、公務員法上の守秘義務規定とは異なり、職務上知り得た秘密である必要ではなく、およそ「その業務に関して知り得た個人情報」が対象となっており、公務員の義務は守秘義務よりも拡張されていることに注意する必要があります。この義務の違反に対しては懲戒処分がなされることとなります。

（「生徒指導提要」P136から引用）

児童生徒の問題行動や教育相談等に関わる指導・援助の記録は、個人情報の対象ですが、進級・進学してもそれらの情報に基づいた継続的な指導・援助等が行えるようにするために、その情報を小学校から中学校に伝えることは、上記第7条に抵触するものではありません。

例えば、次のようないじめの問題が起こることがあります。

小5の時にA女からひどくいじめられた経験があるB女は、中学校に入学して再びA女と同じクラスになった。ある日の自習時間中、関係のない本を読んでいたA女を周りの何人かが注意したが、A女は素直に注意を聞かなかった。その様子を見ていたB女は、クラスの何人かの女子を誘ってA女を無視したり悪口を言ったりするようになった。

小学校時代にいじめの加害・被害の関係にあった児童が中学校に進級し、同じクラスになったときに再びいじめの加害・被害、あるいは立場が逆転して被害・加害の間柄になる事例はどの中学校でも起こり得えます。小学校から事前に具体的な情報が伝わっていれば、新たないじめを未然に防ぐ手立てを考えることができます。

授業中に他事をしたり落ち着かなかったりするC男に苛立つようになったD男は、前の席のC男の椅子を蹴ったり、自分の机をC男の椅子に押しつけて座る場所をわざと狭くしたりするなど、嫌がらせをするようになった。さらにD男は、休み時間に他の男児を誘ってC男の悪口を言ったり、故意にぶつかったりするようになった。

通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が、周囲の理解不足からいじめられる事例も見られます。児童生徒の特性を把握し、個別の教育支援計画等を作成し、その記録を次年度に引き継いでいくことにより、本人への継続的な支援はもとより、他の児童生徒への指導についても事前に考えて対応することができるので、新たないじめを未然に防止することができます。

このように、いじめの問題に関わる情報については、個人情報保護の立場から、次のように記録を整理し、次年度に引き継いでいくことが大切です。

○当該年度の事案について、関係児童生徒名・いじめの概要・指導者名・指導内容・その後の経過等について克明な記録を残す。(※1)

○年度替わりにおいては先ほどの記録を基にして、生徒指導主事・学年主任・学級担任等が同席して綿密な引継を行う。特に、小・中あるいは中・高の校種をまたぐ引継にあっては、記録の写しや個人カード等を用いるなどして確実かつ正確に情報が共有されるよう配慮する必要がある。(※2) また、特別支援対象児童生徒の個別の教育支援計画等の情報を共有することも必要である。

- ※1 D中学校では日頃から「報告メモ」の様式を学校で統一して使用している。このことにより、次のような報告がある。
- ・すべての職員が、「5W1H」を意識して事実を正確に把握し迅速に報告するようになった。
 - ・報告メモを共有することで次への対応構想が迅速かつ明確に示され、チームとしての動きが取りやすくなった
- ※2 E市では毎年2月中旬に「市小中不登校問題対策協議会」を開催し、市内の教育相談担当者が中学校区ごとに情報交換する場を設定している。そこでは、小学校教育相談担当者から「いじめがきっかけと考えられる不登校(傾向)」について、中学校教育相談担当への情報提供が確実になされている。

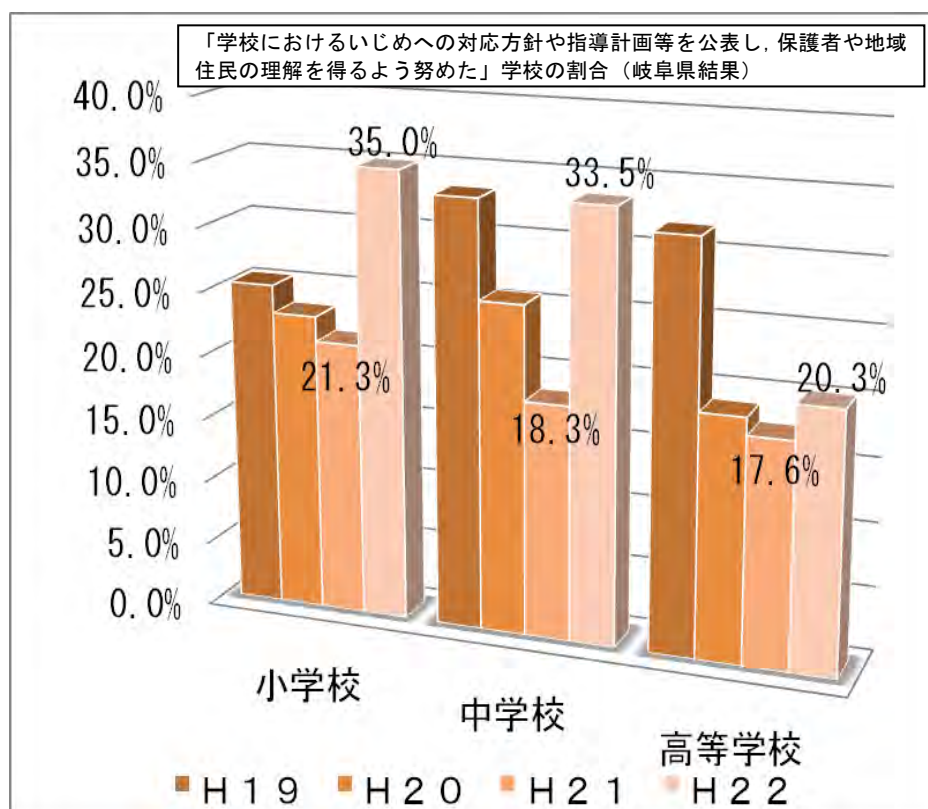


4 家庭・地域との連携について

(1) いじめに対する対応方針の保護者等への説明

いじめの解決に向けては、学校を中心として家庭や地域との連携・協力のもと、解決を目指していくことが重要であり、特に保護者との連携は欠かせません。平成22年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）結果によると、「いじめの発見のきっかけ」は、「学校の教職員が発見」が40.1%であるのに対し、「学校の教職員以外からの情報により発見」は59.9%となっています。また、後者では、「本人からの訴え」と「保護者からの訴え」を合わせると49.4%となり、そのほとんどが本人もしくはその保護者からの情報であることとなります。

同調査結果によれば、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内訳（学校総数に対する割合）において、「学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた」学校の割合は以下のとおりです。



いじめが深刻化・複雑化しているとは一概には言えませんが、保護者も巻き込んでトラブルになり、解決に至るまでに長時間を要する事案も少なくありません。こうした中であって、学校はいじめの問題に対する対応方針や指導計画等について保護者や地域住民に説明し、理解を得るとともに、PTAの会合や地域の関係団体等との協議、関係機関等との連携などの様々な機会を活用して、いじめに対する学校の姿勢や指導体制について周知を図っていくことが大切です。

実践事例 ～PTA総会での取組～

☆ 校長がPTA総会で宣言

F中学校では、4月のPTA総会の折に、校長が「学校は、いじめは人間として絶対に許されるものではない最大の人権侵害であると捉えていること」「いじめが発見された場合、学校は教職員が集団でその指導に当たること」「困ったり悩んだりしている児童生徒は教職員が集団で守り切ること」を、コンピュータを活用したプレゼンテーションで分かりやすく保護者に話した。それを受け、生徒指導主事が困ったり悩んだりしたときの相談先を複数記した教育相談プリントを保護者に配付し、子育てに関わるどんな悩みでも気軽に相談するよう呼びかけを行った。

☆ 考察

この事例のよさは、単にいじめ対応の説明に留まるのではなく、先生方が一丸となってわが子を守ってくれるという安心感と期待感を最初に保護者に抱かせている点である。それがその後の生徒指導主事の相談窓口紹介を通して、具体的な連携を実現させていくのである。

なお、F中学校はPTA総会での説明内容及び学校の相談窓口を自校のHPに掲載するとともに、地域の会合等で校長が説明と協力依頼を行った。

実践事例 ～PTA学級懇談会での取組～

☆ PTAと同一歩調で

G小学校では、PTA学級懇談会で「家庭用いじめチェックリスト」（右表）を使い、現在のいじめの態様や家庭での発見のポイントを説明・啓発した。そして、保護者の観察・情報提供を依頼した。いじめ問題に具体的にどう取り組んだらよいか不安に感じていた保護者にとって、非常に好評であったとの声が寄せられた。

| | | |
|----|-------------------------------------|--|
| 1 | 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。 | |
| 2 | 理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。 | |
| 3 | 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。 | |
| 4 | 家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。 | |
| 5 | ささいなことでも怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。 | |
| 6 | 登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。 | |
| 7 | 家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。 | |
| 8 | 友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。 | |
| 9 | これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。 | |
| 10 | 友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。 | |

☆ 留意点

この事例は、一つ間違ふといたずらに保護者の不安や不信を煽ることにもなりかねない。したがって、「いじめを親も理解する」や「いじめをさせない・許さない」など事前に学級PTAの研修テーマを設定したり、全PTAを対象にした校長の事前説明を行ったりして全学級が同一歩調で向かうなどの配慮が必要になる。

(2) 家庭との密接な連携・協力

教師の熱意が家庭をよい方向へと動かすことは言うまでもありません。いじめが発生した場合、また、その予防のために、学校は各家庭に対して、いじめの問題のもつ重大さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してもらうなどいじめの根絶に向けた具体的な取組がなされるよう働きかけ、家庭との緊密な連携・協力を図る必要があります。

- 学校の教育方針等について、根気強く説明し理解を得る。

学級・学年・学校(PTA)通信、家庭訪問、学級・学年懇談会を通して、学校の教育方針等について具体的かつ正確に伝え、いじめの問題など重大なものについては、時間をかけるなどして深い理解と協力を得る。

- 家庭教育の在り方について、粘り強く協力を求める。

子どもに関する悩みなどを担任や話しやすい先生に相談できる雰囲気や態勢をつくるとともに、家庭教育の在り方について具体的に指導・援助する。

- 児童生徒の家庭をフォローする。

いじめられた側の児童生徒の保護者との連絡を絶やさないようにすることが必要である。家庭から子どもを送り出す保護者の心配は大きいものである。そうした気持ちを察し、指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝え、理解と協力を得ることが大切である。そのことが保護者の信頼につながり、指導・援助が思うように進まないときでも、長い目で見守ってもらえる関係が成立する。

また、学校と家庭の連携・協力においては、次のような点にも留意する必要があります。

- ・ 解決のために学校ですること、家庭でできることをはっきりさせるようにする。
- ・ 親同士の話し合う場をつくる。
- ・ 悩みや訴えは、誠意をもって受け止める。
- ・ 家庭のプライバシーは絶対に守る。
- ・ 保護者の心情を理解するよう心がけ、指導・援助の進捗状況を常に伝えて不安を少しでも拭えるようにする。

「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)には、家庭と密接に連携を図る具体的な取組事例が示されており、参考になります。

- 保健室より『心について考える』と題した文書を配付し、いじめられている、いじめている児童生徒に対しての現状打破を呼びかけるとともに、保護者に対して「いじめを見つけるサイン」を示し、家庭での協力を要請する。同時に生徒指導部からは文書で、いじめに対する学校の考え方・指導方針を示し、『緊急アンケート』と称して、生徒及び保護者から「いじめ被害」の有無・内容・相談相手、いじめに対する考えを調査するもの。

- いじめの早期発見、子どもの些細な変化の早期発見と早期対応のために、保護者に、今一度、我が子を見てもらう機会とするアンケートを実施する。

封筒に協力依頼文書とチェックカードを入れ、担任が全児童生徒に渡し、後日、回収する。担任は、回収したチェックカードをもとに子どもや保護者と相談する等、子どものケアを早期に適切に行うもの。取組の頻度は毎学期1回程度。

【保護者アンケート例】

学校では、以下の【学校で】1～17の項目について観察し、気になることがありましたら、その都度指導、連絡させて頂きます。ご家庭では、【家庭で】1～16の項目について観察チェックして学校へ提出してください。（略）

【学校で】

- 1 遅刻、早退や欠席が目立ってくる。
- 2 学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。
- 3 授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。
- 4 机、教科書、ノートなどに落書きをされる。
- 5 教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。
- 6 発表するとやじられたり、笑われたりする。
- 7 グループ分けで、なかなか所属が決まらない。
- 8 ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。
- 9 作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。
- 10 休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。
- 11 頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんばんに行く。
- 12 用事がないのに職員室へ来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。
- 13 靴、かばん等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。
- 14 掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。
- 15 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 16 遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）
- 17 一人で掃除や後片づけをしていることが多い。

【家庭で】

- 1 持ち物を頻繁になくしてくる。
- 2 押しつけられたと思われる物を持っている。
- 3 家族にたびたびお金を要求したり、金品を持ち出したりすることがある。
- 4 あざがあったり、すり傷をつけてきたりする。
- 5 家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 6 ひんばんに電話がかかってくる。
- 7 学校から帰ってきても、外出しないようになる。
- 8 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 9 家族との接触をさげ、何か隠しているような気配が感じられる。
- 10 登校をしぶるようなことがある。
- 11 元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。
- 12 衣服に汚れや破れが見られる。
- 13 靴、かばん等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。
- 14 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 15 遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）
- 16 仲間に入れず、一人でぼつんと過ごすことが多い。

★ 番号に○（目だつ）△（気になる）をつけて、「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

(3) いじめ発生時の家庭との連携

いじめが発見された場合は、「(2) 家庭との密接な連携協力」に述べたように、学校は各家庭に対していじめ問題のもつ重大さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してもらうなど、いじめの根絶に向けた取組が具体的になされるよう家庭との緊密な連携・協力を図る必要があります。

ここでは、いじめの解決を目指した家庭（保護者）との連携上のポイントについて述べます。

① 誠意ある初期対応

元気のないわが子の様子が気になった母親が理由を尋ねると、学校でみんなから仲間はずれにされていると訴えた。驚いた母親はすぐに担任に電話して我が子の訴えを伝えた。しかし、担任からは、「そんなふうには見えませんでしたよ。〇〇さんがそう思い込んでいるだけかもしれないから、お母さんがもう少し話を聞いてみてください。」と言われた。母親は啞然とした。

いじめられた子どもの保護者は、思い悩んだ末に相談してくることが多くなります。したがって、初期対応において担任はその思いや願いを真摯に受け止め、誠実に対応することが求められます。これは、いじめた子どもの保護者に対しても同じです。

〈ポイント〉

- 保護者から電話でいじめの訴えを受けた場合は、家庭訪問をしたり来校を求めたりして直接話を聞く機会を早急にもつ。
- 保護者との面談では、複数の教員で行う。このとき、保護者の思いや願いを共感的に受け止め、丁寧に話を聞く。また、学校としていじめられている（と感じている）子どもを徹底して守り抜くという誠意ある姿勢を示す。
- 学校が把握しているいじめの実態や経緯など包み隠さず保護者に伝え、解決のために共同しようとする合意を形成する。

② 適切な説明

「最近、我が子の持ち物がよく隠される。」という保護者からの相談を受けた担任は、すぐ学級全体に指導し経過を観察した。しかし、その後も同様の被害が起こったことから、保護者から「学校は何もやってくれない。」「どんな対応を学校はとったのか。」など強い抗議が寄せられた。

いじめられている子どもの保護者は、一刻も早い解決を願っています。相談後の様子が気になる半面、保護者には学校に対応を任せているという思いがあり、学校に問い合わせることをためらっている状況が必ずあります。そ

うした中で、学校からの連絡や説明が滞ると保護者は不安感を募らせ、やがて担任不信・学校批判へとつながることになりがちです。

学校においては、保護者の心情に配慮した適切な説明が必要で**す**。

〈ポイント〉

- いじめの情報を入手したら、教職員間の連携を図り正確な情報収集を行う。
- いじめの解決に向けて学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。
- 家庭訪問や個別の面談を随時行うことは、保護者の不安感を軽減するとともに学校の誠意を示すことになる。学校の対応状況について丁寧に説明して理解を得、学校や家庭での子どもの様子についての情報交流に努める。

③ 組織的・継続的な対応

子どもから、「友だちにいやなことを言われる。」といういじめ相談を受けた担任は、すぐにいじめた子呼んで指導した。担任はいじめは解決したものと思いき、保護者や管理職に報告・連絡しなかった。しかし、その後も担任の見えないところで陰湿ないじめが続き、保護者から管理職に学校のいじめ対応についての問い合わせがあった。

いじめた子どもを説諭するという指導だけで、いじめが解決したと判断することは危険です。保護者は学校の誠意ある対応や組織としての対応を望んでおり、事例のような対応は教師や学校に対する保護者の不信感や不満を招くこととなります。いじめの根絶にあたっては、いじめられた子どもの思いや願いに配慮し、教師間の連携を中心とした組織的・継続的な関わりが必要です。

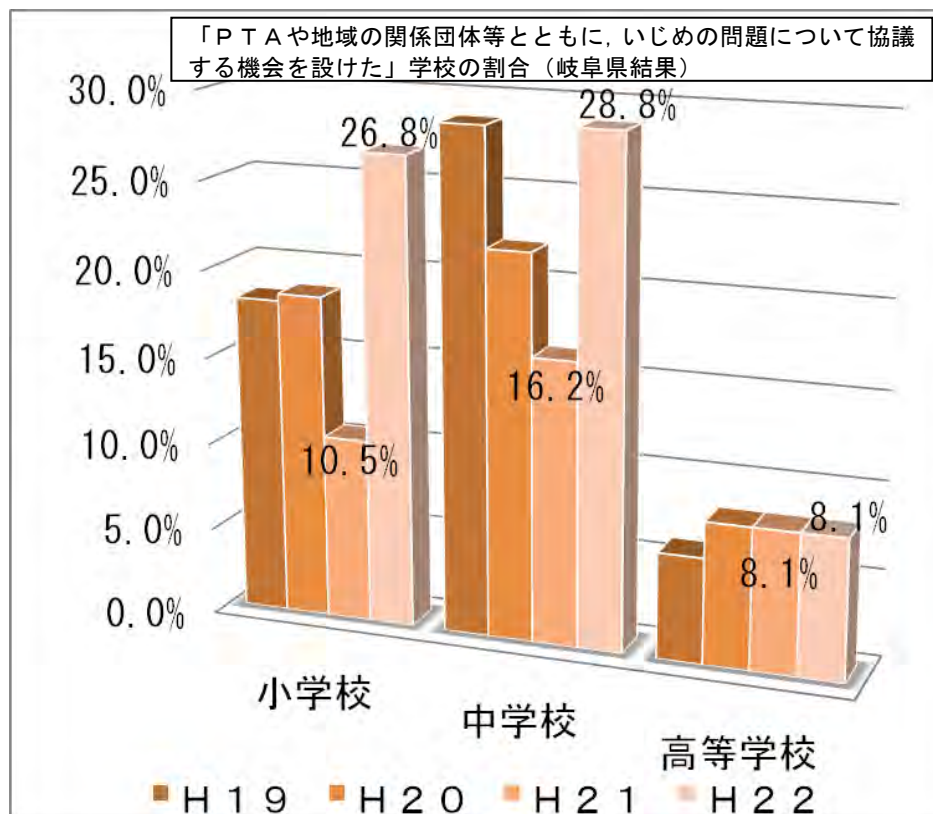
〈ポイント〉

- 学校独自のいじめに関する「危機管理マニュアル」や本書を活用し、具体的な対応の方法について全教職員が共通理解し、連携及びスムーズな対応が図れるようにしておく。
- 担任一人が抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制を整え、組織的にその解決にあたる。組織としての対応は、保護者に大きな安心感と信頼感を与えることになる。また、いじめの状況によっては、学校内だけでなく関係機関との連携も視野に入れた対応をする。
- 日頃から保護者と連絡を取り合い、保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努める。



(4) 学校のみで解決することに固執せず、地域ぐるみの対策を進める

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)結果によると「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」学校の割合は以下のように推移しています。



平成22年度に、割合が大きく増加したことは一目瞭然です。そして、平成22年度のいじめの認知件数は減少しています。これらの結果からみても、PTAや地域の関係団体、関係機関等との協議会などによる連携はいじめの未然防止に効果的に働くことが伺えます。

平成18年度、いじめが全国的な社会問題となる中、残念ながら岐阜県においても尊い生命を失う痛ましい事案が発生しました。「痛ましく、悲しい出来事を二度と繰り返してはならない!」という決意のもと、翌年より「すべての大人でいじめをなくす」ことを目標として、岐阜県生徒指導推進会議が主催して「子どもを地域で守り育てる県民運動」が始まりました。以来、子どもたちに関わるすべての大人が、さまざまな場であらゆる機会を捉えて、他者への思いやりについて語り、いじめが根絶されるよう具体的な取組を展開してきました。

県民運動5年目となる平成23年度は、これまで各青少年育成団体を中心にした「それぞれの立場でできること」を発展させ、行政・地域・学校・園・関係団体等がより連携して子どもを見守り育てることを目指し、「組織を生かして」「子ども達も巻き込んで」「共通の取組(あったかい言葉かけ運動・リボン運動)」を実践する新県民運動に転換してきました。

実践事例 ～「〇〇地区小中高生徒指導連携強化委員会」の取組～

☆ 活動の趣旨

〇〇地区においては、昭和 53 年から青少年の健全育成を目的に地域ぐるみの取組を展開してきた「〇〇地区小中高生徒指導連携強化委員会」がこの県民運動の主体者となり、「あったかい言葉がけ運動」を通していじめの根絶に取り組んでいる。平成 22 年度より、漸増する不登校も地域ぐるみで解決すべき今日的な課題であるとの確認のもと、いじめや不登校も根っこは同じところにあると考え、「子どもの居場所づくり」を中心に据えている。つまり、幼少より身近に心の拠り所があれば、あるいは後ろ髪惹かれる存在があれば、その未然防止が図れるのではないかと、また、様々な出会いや体験を通して、子どもたちは周囲との適切な距離感を体得できるのではないかと、ということである。全ての子どもたちの「いつでも・どこでも・だれからも見守られているという安心感」こそが、いじめや不登校を未然に防ぐことになると考えた。そこで、

- 「子ども見守り活動」…子どもに声をかけ合いながら登下校の安全・安心を見守る。
- 「ネット社会の危険度認知活動」…ネット社会の危険を大人がきちんと指摘し、いつでも思いやりのある言葉をかけ合う。
- 「子どもの居場所づくり活動」…さみしい思いをしている子どもや親が安心して生活できるよう周囲が声をかけ合う。

この3つの共通実践行動を推進していく手段としての「あったかい言葉がけ運動」を展開している。

☆ 平成 22 年度活動実績

| 回 | テーマ・内容 | 参加者 |
|-----------|---|--|
| ① 5/18 | ○いじめ・不登校等実態の共通理解と未然防止のための取組の確認 ・平成21年度〇〇管内の生徒指導概況と本会の実践課題 ・漸増する不登校の理解と共通実践行動の共通理解 ・各団体等や地域での取組についての意見交流① | ・市村教委教育長、学校教育課長 ・関係機関（3市警察生安課長、子相所長・福祉司、適応センター、他） |
| ② 10/7 | ○児童生徒が主体的に生活を見直し、向上を目指す活動の実践交流 ・A高校の授業参観と会場校及び育友会による実践発表 ・各市村・各団体の共通実践行動の取組状況の紹介 ・各団体等や地域での取組についての意見交流② | ・学校関係（小、中、高、幼、保） ・社会教育関係団体（スポ少、BS・GS、子供会、他） |
| ③ 2/15 | ○あったかいまなざしに満ちた学校・家庭・地域社会づくり ～共通実践行動推進の成果と今後の方向～ ・B小学校、C市子ども会育成協議会の取組発表 ・「あったかい言葉がけ運動」の最終選考と発表 ・本年度の取組の成果と次年度の方向の意見交流③ | ・青少年育成関係団体（社教、青育、福祉協、公民館、町連、人権擁護、他） ・PTA関係、他 |

実践事例 ～「あったかい言葉がけ運動」の取組～

☆ 応募作品例

夏、田舎に帰ったときおばあちゃんが、「お帰りなさい」と言ってくれました。年に一度しか帰れないけど、わたしの帰る場所はちゃんとここにあるんだと、心があったかくなりうれしかったです。
高校定時制 生徒

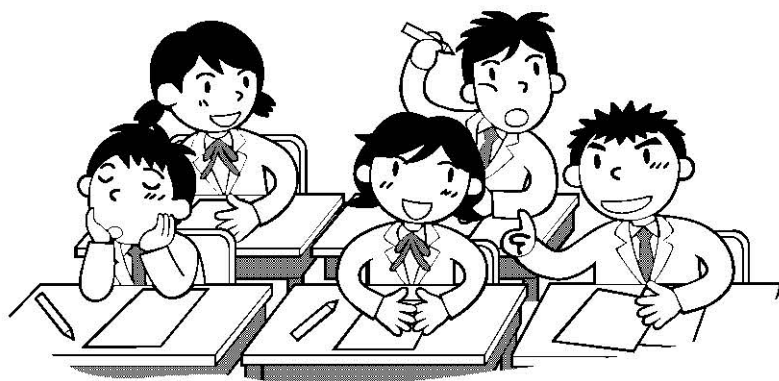
学校から帰る途中、地域の人が「おかえり」と声をかけてくれる。僕は、家に帰ったときみたいに、笑顔で、「ただいま」と返す。
高校1年生 生徒

弟が、私がいなくてなんかもらったりすると、いつも言うそうです。「お姉ちゃんの分、ちゃんとある？」
中学校1年生 生徒

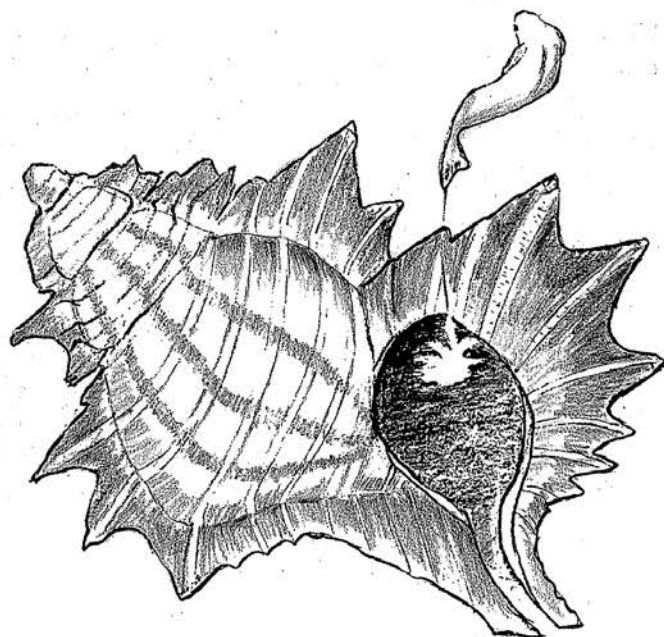
てつぼうができないとき、ともだちがお手本を見せてくれて、できるまでずっと「がんばれ」と言いつづけてくれた。ちょっぴりうまくなれたよ。うれしかったな。
小学校2年生 児童

私の作るシャレた物など何もない夕食に、2人の孫はいつもこう言ってくれます。「ばあばのごはん最高やね。百歳まで作ってよ」
私はその言葉がとてもうれしくて「ありがとう、ばあば、がんばってみるわ」と答えます。
小学校 祖母





IV いじめの問題の 事例



小学校事例 1 学習面で遅れがあり、体力的に劣る児童への習慣化したいじめ

態様 【冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。】
 【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。】
 被害児童 6年生（A男） 加害児童 4、5、6年生（B男他5名）

1 問題行動の概要

運動が苦手なA男は、小学校低学年の頃から同級生にからかわれることが多く、そのことを理由に登校を渋ることがあった。担任が指導をして、同級生からのからかいは無くなったように見えた。しかし、学校が小規模のため、学年を越えた仲間のつながりが強く、A男は運動だけではなく勉強もできないという固定的な見方が他の学年にも広まっていた。運動会が終わったある日の下校の際、A男は同じ分団の男子児童数名から悪口や嫌なことを執拗に言われたり背中を押されたりして、泣いて帰宅した。

2 事実の把握

A男が欠席することを電話連絡してきた母親の話から、下校途中に同じ分団の男子児童から嫌なことを言われた事実が分かった。母親の話を聞いた担任は、家庭訪問をしてA男から昨日の下校時の状況を聞いた。その日の放課後、担任と生徒指導主事及び分団担当教師は、A男の分団の男子児童全員から昨日の下校時の状況を聞き、5名の児童がA男をいじめた事実が分かった。

3 生育歴・家庭環境等

被害児童 A男が小さい頃病気がちであったため、母親は、過保護・過干渉の傾向にある。父親は、子育てを母親任せにし、夜、家にいないことが多い。母親は、本人に何か変わったことがあると、「うちの子は何かさされているのではないか」という不安にかられ、学校への相談は多い。
 加害児童 B男は活動的で、学級を中心になって行動する。父親はしつけに対して厳しい方である。母親には思ったことを気軽に話す。また、小さい頃からA男に対する見方が固定的になっている。

4 指導と措置

担任は、母親からの電話の内容を第一報として生徒指導主事に報告した。生徒指導主事は管理職にすぐに報告し、その後の指導について指示を受けた。担任は、家庭訪問をしてA男から被害状況の詳細を聞いた。その後生徒指導主事と指導の方向について話し合い、加害児童の指導を行った。

指導のポイント
 (生徒指導のポイント 25)
1 - b、2 - f
 担任から生徒指導主事を通じて、管理職に報告し、指導を受けた。

(1) 加害児童に対する事実の確認と指導

どんな理由があってもいじめは許されないことと『『からかい』も子どもにとっては心を深く傷つけることになること』を教職員で確認、共通理解して指導に当たった。また複数教員で事実確認を行った。

① 新たに分かった事実

- ・加害児童は小さい頃にもA男をいじめており、その家族から何度も注意されたので、今回は直接手を出さず、他の児童にやらせたことが分かった。

② 担任の加害児童への指導

・ B男の指導

加害児童の話をも十分に聞き出し、いじめは許されないことや、他人にやらせる卑劣さに気付かせた。

・ その他の指導

B男の悔いる気持ちと謝罪したい気持ちを受け止め、いじめは許されないことや謝罪の会できちんと反省することを約束させた。

(2) 被害児童への対応と指導

被害児童の気持ちを十分に聞くこと、生活の様子や人間関係をつかむことはもとより、個別指導によってA男が活動をやりきることで自信を付けさせた。

① 安心して学校生活を送れるようにするために

- ・担任は、できる限り話しかけるようにした。
- ・A男と加害児童双方の学校生活を見守る全校体制をとった。

② 自信を付けさせるために

- ・算数の個別指導を行った。
- ・誰もが安心して授業参加できるよう学習の約束を再度見直した。

(3) 学級経営の充実と保護者への指導・助言

① 学級の仲間意識を育てるために、合奏のパート練習で励まし合う取組を仕組んだ。

② 保護者と連携してA男を支援するために、母親にクラブ講師を依頼した。母親がわが子の学校生活の様子もつかむことができ、以前より親子ともども安定してきた。

(4) P T A懇談会での支援と協力をお願い

- ① 家庭で仲間の良い面について話題にすること。
- ② 家族団らんを大切に、子どもの話を聞くこと。

以上2点を再確認し、支援と協力をお願いした。

2-i

本事案はいじめであるという認識を全職員で共通理解した。同時に、徹底的な真相究明から取り組むことで合意を形成した。

3-q

時間をかけて双方から確実な事実確認を行った。そして、それを踏まえて指導の見通しを立て、役割分担しながら事後指導を行った。

3-l

被害児童を個別に指導しながら児童理解に努めるとともに、担任との信頼関係を深めようとした。本人が前向きに取り組めるようになるまで励まし続けた。

4-r

仲間意識を育てるために、協力して活動を行う場面を意図的に仕組んだ。

4-s

母親の不安を解消するための対応をした。

小学校事例2 分団登下校時の上級生によるいじめ

態様 【ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。】

被害児童 2年生（A男） 加害児童 6年生（B男、C男）

1 問題行動の概要

分団登下校時、A男は道路脇の草花を摘んだり石蹴りをしたりして、列からはみ出すことが度々あり、上級生から注意を受けていた。しかし、その都度注意されても相変わらずはみ出しが続いたため、上級生を含めたB男やC男の注意は次第にきつくなり、やがて、A男に対してひどくぶつかったり、分団旗で尻を叩いたりして、手を出して注意するようになった。

このような状態が続く中で、はみ出していないときでも、頭を叩いたり、腹を膝で蹴ったりして、度を越した一方的な行為に発展した。その間、A男は叩かれたり蹴られたりしても、反発したり泣いたりするようなことはせず、されるがままになっていることが多く、親にも学校にも打ち明けなかった。

これに対して、分団長は彼なりにA男を注意したり、列に引きもどしたり、B男やC男に注意をしたりしていた。それでも行為が続いたため、自分の側へ並ぶ位置を変えるなど努力していた。6月中旬のある日、分団登校しているA男の様子を偶然通りかかった母親が見て、その行為に驚き、「いじめられているのではないか。」と学級担任に連絡をしてきた。

2 事実の把握

学級担任は、被害児童の母親から、「どうも分団でいじめられているようなので調べてほしい。」との連絡を受けた。学級担任は、重大事と受け止め、すぐ担任が本人や同じ分団の児童から事実確認をした。そして、加害児童が明らかになり、いじめが判明したところで、生徒指導主事へ報告した。報告を受けた生徒指導主事は校長、教頭に報告するとともに、加害児童の学級担任へ事実確認をするよう指示した。指示を受けた担任が事実を確認したところ、本人は「少し行き過ぎた行動があった。」と認めたが、いじめているという意識はなかった。

3 生育歴・家庭環境等

被害児童 A男はわんぱくで元気がよく、自分勝手なところが多く見られる。両親は学校に対して協力的である。

加害児童 B男は繊細な心を持ち、些細なことを気にする面がある。勝ち負けにこだわるところがあり、姉に対してもライバル意識は強い。学校では、交友関係は広く、学級でも問題はない。両親は大変教育熱心で、学校に対して協力的である。

加害児童 C男はおとなしく目立たない児童である。両親は「いじめられることはあっても、いじめるような子ではない。」とと思っていた。

4 指導と措置

A男の学級担任から連絡を受けた生徒指導主事は、すぐ加害児童の担任に連絡、詳細について調査を指示するとともに校長・教頭に連絡した。校長は関係者を招集、対応について検討、全校の問題として以下の順で指導していくよう指示した。

- ・被害児童、加害児童への指導
- ・分団への指導～当該分団6年生、分団長会、分団会
- ・学級への指導～当該学級、学年集会、全校集会
- ・保護者への協力依頼～広報、PTA役員会

(1) 被害者、加害者への指導

両者の思いを十分聞き出し、加害児童には上級生として下級生に対する思いやりの大切さ、接し方などについて反省、自覚させるとともに、両担任立会いのもとで、加害児童に詫びさせて仲直りさせた。さらに、楽しく分団登下校できるように励ました。

(2) 分団会への指導

当該分団長や他の6年生児童に対して、分団長会、分団会の場で職員で共通理解した点について各担当教諭より指導した。その後、定期的実施している休み時間を活用した「心のふれあい活動」の場で以下のことを指導してきた。

- ・担当教師を交えた分団での話し合いや遊びを通して心のふれあいを図ること
 - ・上級生の下級生に対する接し方を指導すること
- さらに、今後の工夫・改善点として以下のことを考えている。
- ・下級生の分団への帰属意識の高揚を図ること
 - ・心のふれあいをより深めるために、縦割り集団活動の位置付けを見直すこと

(3) 全教職員による指導体制の強化

校長、教頭、生徒指導主事がリーダーシップをとり、職員会、事例研修会、情報交流会の場で、いじめ問題について研修し、指導の在り方について共通理解を図った。それを生かして全教職員がそれぞれの場で指導に当たった。

指導のポイント

(生徒指導のポイント 25)

2-d、f

生徒指導主事は、情報を敏感かつ迅速に集約し、管理職に速やかに連絡した。

2-g、h

校長は、リーダーシップを発揮し、全職員の合意形成を図り、方針を明確に示す的確な指示を出した。

5-w、y

心の問題、人間としての在り方に目を向けて内省させるとともに、これからどうしたらよいか具体的な行動について考えさせた。

5-x

学校に関わっている全教職員が共通理解し、情報交流するとともに、それぞれの場で見届けて価値付けを行い、自己存在感をもたせる指導に当たった。

小学校事例3 靴隠しによるいじめ

態様 【金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。】
 被害児童 5年生（A男） 加害児童（*不明 特定できない）

1 問題行動の概要

放課後、A男が帰宅しようとして下駄箱に行くと、自分の靴箱から靴が片方だけなくなっていた。A男や友達が下駄箱の付近にいた児童に「靴を知らない？」と尋ねても、「知らない。」という返事が返ってくるだけだった。そこで、友達や担任の先生と校舎内や校庭などを探したが、とうとう見つからなかった。

2 事実の把握

担任が職員室で仕事をしていると、A男と友達が「ぼくの靴の片方がないんです。」と話に来た。担任は下駄箱のところまで行って、A男たちと一緒に靴を探したが見つからなかった。子どもたちが下校した後、全職員で校舎内・校庭・裏山など、隠しそうな場所を全て探したが、靴は見つからなかった。もし、誰かが間違っただけで靴を履いて帰ったならば、残された靴はあるはずだが、どこを探してもそれは見つからなかった。そこで、担任は「靴は故意に隠されたもの」と判断した。

3 生育歴・家庭環境等

被害児童 両親とA男、姉、弟、妹、祖母の7人家族。

学級内では、リーダーとして活躍し、てきぱきと指示を出すことができる。自分にも厳しいが、仲間にも厳しく接し、学級をまとめている。

加害生徒（*不明、靴を隠したが、自らの非に気付いたのだろう。分かるところにそっと靴を戻した。）

4 指導と措置

担任から報告を受けた生徒指導主事は、被害児童に寄り添うことを第一に考えることを職員と共通理解した。そのために、被害児童や保護者への関わり方や学級や全校児童への指導の方向を管理職の指導を受けながら明らかにした。

(1) 家庭への連絡と今後の対応方針説明

担任はA男が帰宅する前に、電話で母親に靴がなくなった状況や上履きで帰宅させたことを話した。また、学校、学級としての今後の対応についての考えを説明するとともに、次の日にA男が

指導のポイント

(生徒指導のポイント25)

2 - g 4 - s, t

出口を明らかにした指導仮説を立てるとともに、保護者に迅速かつ丁寧な説明をした。

安心して登校できるように理解を求めた。また、被害児童本人や他の児童のために学級・学校全体の問題として指導していくことの下承を得た。

(2) 学級活動の場での指導

靴がなくなった次の日に、この問題を「学級活動」の場で、学級全体の問題として取り上げ、話し合いをした。

その中で、A男が悲しい気持ち、悔しい気持ちを物静かな声で話した。それを学級全員で理解した。

また、その気持ちを受け、2つの活動を考えた。

①学級として全員で靴を探すとともに、全校へ靴探しを呼びかける。

②学級全体の問題として受け止め、学級の総意として「いじめを許さない、全校からいじめをなくそう。」という学級決議をした。

(3) 全校に広げる活動

A男が昼の放送で自分の悲しい気持ち、悔しい気持ちを訴えた。さらに、学級代表が「いじめを絶対に許さない。」という決議を力強く表明した。そして、なくなった靴の絵を描いたポスターを校内に掲示した。

こうした取組を通して、靴探し運動は全校に広がった。

(4) 全教職員の共通理解

職員会や職員の打ち合わせの場で、担任から靴隠しの事実関係や取組の詳細な報告を絶えず受け、児童の取組を支援していく姿勢ができた。

2学期の終業式の開始直前に、男子児童2名がこっそりと下足箱に隠してあったA男の靴を探してきた。

そのことを生徒指導主事が全校の前で報告すると、A男はすがすがしい笑顔を見せた。同時に全校から自然に拍手が沸きあがった。

3 - m

靴を隠された児童の悲しい気持ちに寄り添った指導をした。

2 - g

靴探しを通して、隠した本人が自分の誤りを自分で気付くような方向での指導により、いじめを許さない運動が全校に広がった。

2 - i

いじめを許さない具体的な取り組みを学級・学年・全校で行うことについて、全職員が共通理解し、解決に向けた指導をした。

5 - y

あえて犯人捜しをせず、心の問題、人間としての在り方に目を向けて内省させるとともに、これからどうしたらよいか具体的な行動について考えさせた。

中学校事例 1 集団での無視によるいじめ
態様 【仲間はずれ、集団による無視をされる。】

被害生徒 1年生（A女、E女） 加害生徒 1年生（B女、C女、D女）

1 問題行動の概要

A女のそっけない態度に腹を立てたB女が中心となって、C女、D女とともにA女を無視するようになった。さらに、A女が学級の女子の誰かと話をしていると、B女たちがその女子を呼んで、A女から遠ざけようとする行為が見られるようになった。

いじめの事実を把握した担任は、B女、C女、D女を一人ずつ呼んで、事実を確認した。すると、3人は「A女さんに話しかけても返事をしてくれないことがよくあり、私たちも嫌な思いをした。」と口々に話した。担任は、集団で一人を孤立させるような行為がどんなにA女を傷つけるかを話し、今後このようなことがないように注意をした。さらに、B女たちのグループに誘われてA女とあまり話をしなくなった学級委員のE女を呼んで話をすると、小学校の時にいじめられた経験のあるE女は深く反省し、これ以後はA女を一人にしないように話しかけていくことを約束した。

その後、A女の表情は徐々に明るくなっていったが、逆にE女が日に日に元気がなくなっていった。ある日、美術の作品を提出する際、E女に続いてC女が作品を出しながら、「こんなやつ後に出せんわ。」と言ったことに、E女は深く傷ついた。

2 事実の把握

一人でいることが多くなり、表情がさえないA女に気付いた担任は、休み時間のA女の周囲の状況をよく観察していた。すると、B女たちがA女の友達を自分たちの方に引っ張ろうとしていることが分かった。また、生活記録ノートを通して、他の女子生徒がB女たちからA女と仲良くしないように言われて困っているという事実を把握した。

B女、C女、D女への指導の後も、A女の表情やその周りの状況に注意を払っていたところ、E女を取り巻く状況が少しずつ変わっているような気がしたため、情報を得ようと生徒に話を聞いていく中で、E女に対するいじめがあることを知った。

3 生育歴・家庭環境等

被害児童 A女は、長い会話が苦手で、簡単な言葉で受け答えをするため、相手にそっけない態度と思われがちである。

E女は、小学校4年生のときに冷やかしたり悪口を言われるなどのいじめにあった経験がある。

加害生徒 B女は、小学校5年生のときに転校してきた。自己中心的な言動から男子から嫌われ、女子からは恐れられている。自分が気に入らないと仲間に攻撃的になる。

C女は、両親の過度の期待から息苦しさを感じていて、ストレスをため込んでしまう傾向にある。

D女の両親は、いじめられる側にも問題があるという考えで子どもをかばう傾向があり、その考え方がD女に影響を与えている。

4 指導と措置

E女に対するいじめの事実を把握した学級担任は、今後の対応について自分なりの見通しをもった上で生徒指導主事と学年主任に相談し、以下の(4)までをその日のうちに行うことを決めた。また、学級での指導の後に学年全体の問題として生徒に考えさせていくことを確認した。生徒指導主事は事実報告と指導の方向について管理職に報告した。

(1) 被害生徒への対応

学級担任は、最初にE女の辛い思いを十分に聞いた上で、E女を絶対を守ることに決めた。いじめを許さない学級をつくるために学級に広め、話し合うことの了承を得た。

(2) 加害生徒（B女、C女、D女）への対応

E女の苦しみを理解させることに重点を置いて一人一人と話をした。その際、個人を集団でいじめる怖さを知らせ、自分に置き換えて考えさせることで自らの過ちに気付かせるよう指導した。また、いじめのない集団にするために学級の問題として話し合い、本音で語ることでよりよい集団づくりに必要な考えをもつよう指導した。

(3) 学級での指導

資料を使って、自分の内面には、人をいじめてしまったり、見て見ぬふりをしてしまったりする弱い面と、「いじめはいけない。」と仲間をかばう面があることに気付かせ、どんな理由があってもいじめは絶対に許すことができないという気持ちに高めた。さらに、仲間を傷付ける言動に対して、見て見ぬふりをする自分の弱さが、いじめを許していることに気付かせた。

学級としていじめを許さないことを決意させ、具体的に取り組むことを考えさせた。生徒たちは、無視や嫌みを言うなどのいじめを絶対にしないこと、いじめを見たらやめさせることを決議した。さらに、傷付く言葉、温かい言葉を出し合い、温かい言葉のあふれる学級にしていくことを確認し合った。

(4) 保護者との連携

学級での指導後にB女、C女、D女、E女にそれぞれの気持ちを聞いた後、各家庭に連絡し、いじめの事実だけではなく、生徒の現在の気持ちを伝え、学校と家庭の双方で見届けていくことを確認した。

(5) 学年での取組

学年集会を開いて、いじめられた経験のある生徒がその時の悲しい気持ちを語るとともに、E女の学級で話し合ったことを学年に紹介し、いじめを絶対にしない、させない学年にしていくことを確認した。

指導のポイント

(生徒指導のポイント 25)

2 - e、g

学級担任は管理職・生徒指導主事・学年主任と連携し、出口を見通した指導仮説を素早く立てた。

3 - l、m

被害生徒の思いに立つことを最優先し、その思いを加害生徒が理解できることに重点を置き、事実の確認だけに終わらないようにした。

5 - w、x

学級での話し合い後の生徒の気持ちを聞くことを通して自己決定させ、それを見届けようとした。

5 - y

学級の問題として取り上げ、観衆や傍観者に対しても焦点を当てて、一人一人の自己指導能力を高めようとした。

4 - u

生徒が十分に内省した段階で保護者に説明し、双方で見届けていくことを確認した。

中学校事例2 集団による金品のたかりなどのいじめ

態様 【金品をたかられる。】

被害生徒 1年生（A男） 加害生徒 1年生（B男、C男、D男、E男）

1 問題行動の概要

A男は、小学校6年生以来、数名の男子生徒と金品を介することによって付き合い、関係を保ってきた。A男とE男とは幼稚園時代からの付き合いがあり、小学校6年生でも同じクラスであった。互いに遊びに行ったり、外でサッカーをしたりするなど仲のよい間柄であった。

6年生の2月に、サッカーを数人の仲間としている際、A男の蹴ったボールがE男の顔面に直撃した。怒ったE男に対してA男は謝ると同時に「今度ジュースをおごってあげるから許して。」と言った。また、A男の好きな女子児童のことを聞き出したB男がみんなの前で言いふらそうとした際、A男は同様に「ジュースをおごってあげるから言わんといて。」と言った。A男は小学校6年生頃からこのような言動を頻繁に繰り返していた。やがてそのことが広く級友にも知れわたり、たかりへと発展していった。

B男は、中学校に入ってからA男に対するたかりを継続し、A男の好きな女生徒のことなどプライバシーに関わることを言いふらさないかわりに、1本130円のペンを、合計10本と、現金800円をたかっていた。C男とD男は、A男と違う小学校の児童であるが、A男が気やすく金品を与えることを聞きつけ、わざとA男を怒らせ、叩かせる状況に追い込んで、「1回叩くといくら」と勝手に決め付けて現金をたかっていた。

2 事実の把握

2月に「いじめについての全校アンケート」を無記名で実施した。その際、アンケートを書いているときやアンケート実施後にA男に落ち着かない様子がみられたので、担任はA男と個人面談をした。そして、いじめられていることを書いたのはA男であることが分かった。A男から詳しく事情を聴き、いじめの事実を把握した。

3 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A男は、気のやさしい性格で、小学校時代から「ボールを取ってこい。」と使い走りをさせられるなど仲間に使われることが多かった。家庭では、自由に小遣いがもらえたり、小銭を持ち出したりするなど、金銭的にルーズな面がある。

加害生徒 B男は、母親の甘やかしもあってやや自己中心的な面がある。合唱練習のときなど気分が乗らないと「やりたくない」といった態度をとり、学級の雰囲気壊すところがある。

C男は、母親に溺愛され甘やかされて育った面がある。そのため、精神的な弱さがあり考えないで行動することにつながっている。

D男は、調子に乗って行動するところがあり、事の善悪の判断が弱い。

E男は、リーダー的であるが、母親に対し反抗的である。

4 指導と措置

事実の報告と指導の方向について、担任・学年主任・生徒指導主事で検討する。被害者のケア、加害者の指導、保護者への事実報告と協力体制づくりを順次進める。指導の節目には管理職への報告と指導を受けながら進めた。

(1) 被害生徒への対応

・事実関係の再確認

学級担任、学年主任、生徒指導主事等は連携をとりながら、小学校6年生時からのたかりの事実について詳細な把握に努めた。

・訪問指導と家庭への啓発

学級担任は、事実関係が確認できた段階で、すぐに家庭訪問し、親に事実を伝えると同時に、家庭における金品の与え方や扱い方、子どもの家庭での見守り方等について話し合った。

・生活の立て直し

A男とB男に対しては、金品を介した友達付き合いの問題点を指導し、今後の生活づくりや友達関係づくりについて指導した。

(2) 加害生徒に対する指導

・個別指導の徹底

各学級担任は、一人一人の生徒から具体的なたかりの事実を把握し、事の重大さを認識させ、友人関係づくりや思いやりの大切さ等について指導した。

(3) 保護者との連携

・今後の指導に対する理解と協力

各学級担任で、家庭訪問を行い事実関係を伝えるとともに、行為そのものの重大性を生徒本人と保護者、担任の三者で考え、今後の生活改善について理解と協力を求めた。その後、学校にて保護者の会（謝罪の会）を行い、金品の動きを確認した上で返済をし、謝罪をした。そして、今後の指導についての方向と見守り方について管理職から伝える機会を設けた。

(4) 全教職員による指導体制の強化

・情報の共有化と組織を生かした指導

A男のアンケートから事実を敏感に受け取った学級担任は学年会や生徒指導委員会と連携し、全校的な体制で解決を図った。

・事後の被害生徒の加害生徒の状況の把握

全教職員で、その後の被害生徒、加害生徒の状況をつかんで情報を共有することを共通理解して指導に当たった。

指導のポイント

(生徒指導のポイント25)

3-o, p

複数の教員により、個別・同時に事実確認を行った上で事後対応に当たった。

4-t

加害者（保護者）に対して、一方的な指導で終わらず、ともに考えたり指導していったりしようとする姿勢で対応した。

2-d, i

アンケートの記述内容や普段の生徒理解などから、いじめの問題に敏感に反応し、すぐに該当生徒を特定し指導に当たった。

担任だけの指導で終わらず、学年や全校といった組織的な指導体制で指導に当たった。

中学校事例3 **ボスの生徒を中心にした集団でのいじめ**

態様 【嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。】

被害生徒 2年生（A男） 加害生徒 2年生（B男、他9名）

1 問題行動の概要

クラスのボスの存在であるB男は、2学期に入り、暴言、いやがらせなど横暴な態度が目立ってきた。また、それに同調する生徒もだんだん増えてきた。

そうした中で、動作が緩慢で「いやだ」とはっきり言えないA男に対し、B男はあれこれ命令する、からかう、暴力を振るうなどのいじめ行為を繰り返すようになってきた。最初は、B男と取り巻きの2、3人であったが、だんだん他の生徒も加わるようになり、集団的ないじめ行為にエスカレートしていった。

加害者側の生徒には、「かばうと自分もやられる」「大したことじゃない」といった意識があった。加害者側の個々の生徒は、軽い気持ちでやっており、「いじめている」という認識が希薄であった。しかし、被害者側にとっては、大勢から毎日のように繰り返され、深刻なものになっていった。

2 事実の把握

B男の行動について、担任は普段から気を付けており、A男に対するいじめにも気付いて留意していたが、その都度B男は巧妙に言い逃れをしてきた。また、周りの者も同調する態度をとるために、深く反省に至らせるまでの指導ができず苦慮していたが、つかんだ事実はノートに記録するとともに、学年会や教科担任会等で情報を交流し協力を求めてきた。

ある日の体育の授業後、A男が格技棟へ「ジャージを忘れました」と言って取りに来た。しかし、B男の物しか置いてなかったため、「取りに来させられているのでは」と直感した教科担任が、A男に問いただしたところ、「『ジャージを忘れました』と言って取りに行けば、『B男のもあったぞ』と言ってくれるはずだから取ってこい。」と命令されて来たことが判明した。このことをきっかけにして、A男にこれまでのいじめについて語らせることにより実態が明らかになった。

3 生育歴・家庭環境等

被害生徒 父親（仕事で多忙）、会社員の兄2人、祖父母との6人家族。やや内向的だが真面目な性格である。学習は遅れがちである。

加害生徒 B男は両親（両親とも教育熱心）と妹との4人家族。学力は高く、部活動では中心的存在の選手である。小学校の時のいじめをしたことがあり、巧妙で、学級ではボスの存在である。休み時間などは、同学年の問題行動が多いグループと一緒にいることが多い。

他の生徒は、いずれも両親健在、これといった問題行動もなかった。

4 指導と措置

担任任せにせず、全教職員でどう対応していくか指導方針を立て、共通理解のもと指導を進める。「この機会を逃してはいけない」と、直ちに担任・学年主任・生徒指導主事で打合せを行った。そして、生徒指導主事は学年職員の協力を得ていじめの全体像をつかみ、その上で以後の指導の進め方を管理職の指導のもと検討し、共通理解を図って進めた。

(1) 事実関係を明らかにする。

大勢の生徒が**関わっている**ことと、ボスの存在の**生徒**がいることが予想されたので、連絡し合っ**て口を閉**ざしてしまわないように、学年職員が**手分けをして一**斉に事実確認を行った。出てきた**事実**は**生徒指導主事**が集約し、不十分な点はさらに**事実**を確かめ、**いじめ**の構造や背景をつかむことに努めた。

(2) 親子参加の指導の会をもつ。

被害者の保護者には事前によく話を**して協力**を要請し、**全体での指導の会**では、**学校がイニシアチブをと**って進めた。必ず**管理職**が参加し、**記録**も取るように**した**。また、加害者側についても**指導の会**の前に、**個別に指導**の機会をもち、**反省の気持ち**がもてるよう**指導した**。

(3) 学級での指導を行う。

学級の指導では、**A男の作文**をもとに、**いじめの具**体例を示して指導した。特に、**学級集団**の中で**傍観者**的立場にいた**生徒**には、**自分自身の態度**について問**いかけ**、「**いじめは絶対に許**されないことである」という意識がもてるよう**に努めた**。学年主任も同席し、**指導**の方向について**援助**をもらった。

(4) 学級懇談会をもつ(担任, 学年主任, 生徒指導主事)。

この**いじめ問題**は、**B男**だけでなく、**多くの生徒**が**程度の差**こそあれ、**いじめ**られたり、**関わったり**しており、**学級全体**の問題であることを**強調**した。親自身も、**わが子の学校生活**の様子を知るよう**に努めたり**、**親同士**が互いに**情報交流**をし合えるように**したりする**など、**今後の協力**が**図れる**よう**にお願い**をした。

指導のポイント

(生徒指導のポイント25)

2-e、f

生徒指導主事は、**情報**を迅速に**集約**し、**管理職**に速やかに**連絡**し、**指導**を受けて進めた。

1-a 3-o、q

日常から、**職員間**の**意思疎通**を図ることで、**問題**に気付く**同僚**が存在した。**事実確認**を**生徒指導主事**の指示により**学年体制**で行った。

4-s、u

被害者の**保護者**の**心情**に寄り添った**対応**を心がけ、**児童生徒**の十分な**内省**後に**保護者**への**説明**をした。

5-w

失敗から**自己の生き方**を見つめ、**内省**させるとともに、**これからどう**したらよいのか、**自己決定**する場を設定した。

4-r、t

保護者に**丁寧**で**誠意**ある**対応**をした。**安心**して**学べる信頼**される**学校**づくりへ向けての**方針**を明示し、**保護者**への**協力**を**求める場**にした。

中学校事例4 ブログでの誹謗中傷の背景にあったいじめ

態様 【パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。】

被害生徒(加害生徒) 1年生 (A男) 加害生徒(被害生徒) 1年生 (B男、C男)

1 問題行動の概要

A男とB男、C男は同じ小学校から中学校へ進学した。小学校のときは別々のクラスであったが、塾が同じということもあり、休み時間や下校など常一緒に行動することが多かった。小柄で大人しいA男はB男、C男にとっては言いなりで何でも頼みやすく、また、A男は内心では『一日も早く離れたい、できることなら仕返しをしたい』と強く思いつつも、文句を言われたり暴力をふるわれたりするのが怖くてズルズルと今日に至っていた。特に、B男は腕力が強く粗暴で、学年でも一目置かれる存在であった。そんなB男に先日も下校途中にコンビニでアイスクリームをおごるよう強要され、それをしぶっているとB男とC男の二人分の通学カバンを持たされたこともあった。こうした関係から、A男は、他者に相談すると余計に自分へのいじめが激しくなると思い込み、誰にも悩みを打ち明けることはなかった。

その日、いつものようにイライラした気持ちで帰宅したA男は、自分専用のパソコンに電源を入れると、インターネット上の掲示板に小学校の卒業アルバムからスキャンしたB男の写真を貼り付け、C男の名前を使って「B男って本当にウザい」「B男は早く死ねばいい」などと誹謗中傷する内容を書き込んだ。A男はかなりすっきりした気持ちになった。これに快感を覚えたA男は、その日からたびたびC男の名前で、B男を誹謗中傷する内容を掲示板に書き込んだが、次第にそれがエスカレートし、クラスの別の生徒の名前を使って書き込みをすることもあった。

2 事実の把握

ある日の生徒の生活ノートに「昨日たまたまネットで掲示板を見たら、B男の悪口がいっぱい書いてあった。悪口を書いている人の名前を見ると、このクラスの人がいたのでびっくりした。…」の記述があった。これを見た担任は掲示板で書き込みを確認するとともに、すぐに学年主任に相談した。担任と学年主任は掲示板の「書込者」から事情を聞いたが、いずれの生徒も身に覚えがないことが判明した。学年主任は「なりすましによる誹謗中傷」と考え、生徒指導主事に報告した。部活動でC男の様子に元気がないことを不審に思った顧問が本人に事情を尋ねたところ、C男はB男から書き込みの件で暴力を受け、謝罪を強要されていることで悩んでいることが分かった。

3 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A男は学級では目立たなくて大人しい。学力は中程度で、パソコンやゲームへの興味が強い。小学校5年生の時にいじめの被害者となっていた。両親は本児が小学校3年生の時に離婚し、現在は母子家庭である。母親はパソコンのSE（システムエンジニア）で、本児のパソコンへの高い関心もその影響が大きい。

加害生徒 B男は腕力があり、少しのことで暴力を振るうことから、周囲から距離を置かれている。C男は口が達者で、冗談もよく言う。B男といつも行動をともにしており、周囲からはB男の友人ということで一目置かれている。

4 指導と措置

学年主任から報告を受けた生徒指導主事は、すぐ校長・教頭に報告、校長の命を受けて生徒指導委員会のメンバーを招集、校長の方針を受け、次のように指示を出した。

〈第1次〉

- ・被害生徒のケア
- ・掲示板の削除依頼
- ・事実の全容解明
- ・学年生徒の観察

〈第2次〉

- ・被害生徒、加害生徒への指導
- ・他生徒への指導（当該学級、学年集会、全校集会）
- ・保護者への協力依頼～広報、PTA役員会

(1) 双方への生き方を問う指導

今回は被害者・加害者双方に自分の行為を考えさせる必要があるため、「どんな考えや気持ちからそうしたのか？」と問い、一つ一つの行動の裏側にある気持ちを引き出させるようにした。A男は「今までずっと怖くて我慢していたこと」「軽い気持ちで書いたことが相手もクラスの子も傷つけてしまったこと」を、B男は「いま冷静に考えるとA男はいつもつらい思いをしていたこと」を、C男は「自分がいじめられねばよいという卑怯な考えをもっていたこと」を、自分の口からそれぞれ切々と語った。互いに足りなかったところを謝罪し合うよう促し、また、今後の努力目標を立てさせた。

(2) 家庭訪問での指導

担任は、「電話で双方の保護者に報告する」と学年主任に伝えてきたが、学年主任は、「家庭訪問をして顔を見て伝えるように」と指示した。保護者も担任が家まで足を運んだことに感謝の気持ちをもったようである。「家庭でも見守っていただきたいこと」「本人が今後の目標を決めたので、担任が見届け、認め、励ますよう指導を続けること」「パソコンを使う場合の約束を家でも決めていただくこと」などを伝えた。

(3) 事後指導

学期に1回は生活満足度調査を行い、「悩みや困っていることはないか」等の実態把握に努めるようにした。また、二者懇談を日常的に行い、生徒との対話の機会を今まで以上に多くもつことにした。

(4) 研修と連携

小学校からの人間関係を引きずる事例についての研修と連携を深める必要がある。

指導のポイント

(生徒指導のポイント25)

2-h、e

生徒指導主事は、情報を敏感かつ迅速に集約し、管理職に速やかに連絡した。校長は、リーダーシップを発揮し、全職員の合意形成を図り、方針を明確にして的確な指示を出した。

3-o、p

学年体制でチームを組んで指導を行った。生徒からの事実確認を個別に行い、事実の擦り合わせを行った。なお、証拠となる画面を印刷して残してから、ネット上から削除した。

4-t、s

生徒指導の基本的なスタンスである「顔を見て話す」「足でかせぐ」「とことん寄り添う」を大切にされた保護者対応、指導を複数の教職員で行った。

5-x

関係生徒に関わる全ての教職員がそれぞれの場で見届け、価値付けて、自己存在感をもたせる指導に当たった。

高等学校事例 1 中学時代のいじめが再発したいじめ

態様 【冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。】
 【嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。】
 被害生徒 2年生（A男） 加害生徒 2年生（B男、C男、D男）

1 問題行動の概要

中学時代にいじめの対象となっていたA男に対して、中学時代の同級生のB男と、別の中学校から進学してきたC、D男の3人が同じバス通学となり、言葉での嫌がらせやカバン持ち、使い走りなどのいじめを行った。

A男は中学時代「ブツブツと文句をよく言う、陰気くさい。」などと級友から嫌がられたり、悪者扱いされたりすることがあった。中学時代の級友から離れたい気もちがあって本校に入学した。しかし、バス通学者の中に、「A男をいじめるとおもしろいぞ。」と中学時代のA男を知っているB男がC男、D男に話したことからいじめが始まった。いじめの内容は嫌がらせ、カバン持ち、使い走りなどで、時には物を投げつけることもあった。度重なるいじめがあったためA男はB男、C男、D男が乗るバスを避け、次のバスで通学することが多くなった。また、このいじめが徐々にクラスの中でも行われるようになった。

2 事実の把握

1年間寮生活を送ったA男が、2年生になりバス通学を希望した。ところが、バス通学に切り替えると同時に遅刻が頻繁になったため、担任が家庭訪問を行った。父親から生活状況などを聞いていくうちに、バスの中で数名の本校生徒からいじめを受けていることを聞いた。本人が加害生徒との同乗を避けて、次のバスに乗るため遅刻が増えている事実が分かった。

3 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A男は性格は温和で、何事につけても消極的である。成績は中の上で経済的に恵まれ、友人の嫉みをかうことがあった。家族構成は、父母、本人の3人家族である。A男に対する家族の姿勢は厳しさに欠ける面がある。

加害生徒 B男は短気で、学校の指導に対して反抗的な態度を取ることがある。家族構成は、父母、妹の4人家族である。家庭での会話はあまりなく、父親とはほとんど話さない。

加害生徒 C男は個別指導に対しては素直に従うが、周りに他の生徒がいると反抗的な態度をとる。家族構成は、父母、兄の4人家族である。

加害生徒 D男は問題行動を何度も繰り返し、学習意欲も乏しい。家族構成は、父母、本人の3人家族である。父親は子どもの教育に無関心である。

4 指導と措置

A男の学級担任から連絡を受けた生徒指導主事は、すぐに加害生徒の担任に連絡し、詳細について調査を指示するとともに校長・教頭に連絡した。事実確認後、生徒指導委員会を開き、いじめについての指導方針を検討し、委員会後全教職員の意思統一を図った。問題の本質の解明に努め、事実の背景に隠されていた中学時代の「嫉み」からのいじめなども考慮し、次のように指導計画を立てた。

(1) 被害生徒への指導

本人のつらかった気持ちに十分共感するとともに、絶対に守り抜くという学校・担任の強い決意を伝えた。

(2) 加害生徒への指導

B男、C男、D男に対して、自分たちの行為が単なる悪ふざけでは済まされない、人間の尊厳を傷つける行為であり、絶対に許されるものではないことに気付かせた。

(3) 保護者への説明

いじめに関わった生徒の保護者を集め、学校の指導方針について説明し、保護者の理解を得た上で、学校の指導に対して協力を依頼した。

(4) 被害生徒を取り巻く集団への指導

この問題の根底にあるものは「集団による個人の排除」である。担任は、単に暴力否定だけの表面的な問題として終わらせないように配慮しながら指導を進めた。発生したいじめの問題を仲間づくりの教材でもあると捉え、生徒が自分たちで学んでいけるように提示した。

① 問題を総合的に分析、整理して、生徒に説明した後で話し合いをさせ、感想文を書かせた。

② クラス全員に、A男の立場に立ったつもりでの作文を書かせた。

③ いじめられる子の苦しさをビデオや新聞記事などで学ばせた。

このような話し合いの中で、「いじめ」の意味を理解させ、A男に対する行為が人権を無視したものであったことを認識させることができた。

A男を取り巻く集団は、初めこの問題の本質を捉えることができず、学校の大がかりな指導に対して「これくらいのことです…」と思う生徒もいたが、学校が筋道を立てて指導し、話し合い、説得を続けていくことで、親と子どもの両方に「人権尊重」と「仲間づくり」の大切さを理解させることができた。

指導のポイント

(生徒指導のポイント 25)

2-d、e

生徒指導主事は、情報を敏感かつ迅速に集約し、管理職に速やかに連絡するとともに、生徒指導委員会において指導方針を打ち出した。

2-h、i

校長は、リーダーシップを発揮し、全教職員の合意形成を図り、方針を明確にして的確な指示を出した。

3-l

中学時代の「嫉み」という背景を含めて生徒理解に努め、指導計画を立てた。

4-s

保護者に対して十分に説明をした上で、保護者の心情を熟慮した対応をした。

5-w、x

心の問題、人間としての在り方に目を向けて内省させるとともに、これからどうしたらよいか具体的な行動について考えさせた。

また、被害生徒を取り巻く集団に対しても、問題の本質に気付かせ、自己指導能力を高め、自己存在感をもたせる指導に当たった。

高等学校事例2 周りには仲間だと見えていた女子生徒からのいじめ

態様 【仲間はずれ、集団による無視をされる。】
 【パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。】
 被害生徒 1年生（A女） 加害生徒 1年生（B女、他3名）

1 問題行動の概要

A女がB女のプライベートな話題を部活動の先輩に話したことがB女に伝わり、いじめのきっかけとなった。B女を中心として5人で行動していたが、4人がA女を無視するようになり、話の輪に入れないで仲間はずれにするなどの行動を取るようになった。クラスの女子の間では、日常の行動をともにする仲良しグループができているため、仲間はずれになっても、他のグループには行きにくい状況である。ましてやA女は一人でいるところをB女たちの仲間に入れてもらった経緯があり、他の生徒たちと仲良くできなかつたため、辛いと感じながらも一緒にいた。

また、B女は、A女を仲間はずれにしていることが他の生徒たちに分かり、「あの子がいじめの加害者だ」と言われることを恐れており、「私たちの悪口を言ったら、私たちがいじめているみたいで悪者になるから絶対に人に言うな」と脅すようなメールをA女に送っていた。A女は、いじめられながらも、このことを誰かに伝えることでB女たちが悪者になると、さらにいじめがひどくなると思い、誰にも言えずにいた。A女の生活の様子を心配した養護教諭に、自分が学校に行けないことがB女たちからのいじめのせいだということを知られないようにしてほしいと訴え、B女を問いただすことはやめてほしいと言った。

2 事実の把握

以前のA女は保健室を利用する生徒ではなかったが、10月頃から保健室への出入りが徐々に多くなっていった。最初は、休み時間に友達の付き添いで少しだけ来室していたが、そのうち体重を測りに来るようになった。気になった養護教諭が声をかけながら、担任とも連携を取って様子を観察した。連絡を受けた担任もクラスでの様子を気にかけていた。12月になり、A女が風邪で欠席をすると母親から連絡があり、心配していた担任が様子を尋ねると、「学校でいじめがあるのではないですか？」と指摘された。A女は厳しい母親にも男性の担任にも口を閉ざすため、養護教諭が話を聞いた。A女は、10月頃から、B女たち4人に声をかけても無視をされて話の仲間に入れてもらえなかったり、さらに人には伝えないようにとのメールを送られたりするなどのいじめを受けていると話した。

3 生育暦・家庭環境等

被害生徒 A女は兄2人がいる3人兄妹の末っ子。義父母と同居する母はきちんと育てなければと厳しいしつけをしている、A女は親には逆らえないおとなしく真面目な性格。年度当初、A女は別のグループにいたが、5月頃そのグループの人間関係が悪くなり、一人でいるところをB女たち4人に誘われ、B女を中心とするグループで行動を友にしていた。

加害生徒 B女は放任的な母親との母子家庭である。活発で常にグループの中心的な存在になっていたタイプである。

4 指導と措置

事実を把握した生徒指導主事が校長に報告し、生徒指導主事、担任、学年主任、教育相談係、養護教諭で今後の対応を話し合うように校長が指示をした。そこでは、B女たちに問いただすことはやめてほしいというA女と保護者の気持ちを尊重し、早急な事実確認をすることは避け、A女の気持ちを落ち着かせることを第一に考えた対応をした。

(1) 被害生徒の心のケアと指導

- ・口を閉ざすA女への対応は養護教諭が行った。
- ・A女は誰とも会いたくないため登校することを嫌がったが、厳しい母親から学校に行くように言われ、相談室に登校できるよう配慮した。B女が「A女が学校に来ているのに教室に来ないのは、私がいじめているみたいで悪者扱いされる」とA女を攻撃するのではないかと不安であったため、他の生徒に相談室登校が分からないような時間帯で登下校させた。
- ・学年主任と担任が、A女と母親にB女からの謝罪はいらぬこと、先生に告げ口をしたと言われたくないこと、今後B女たちと仲良くするつもりはないことを確認し、学校が間に入ることは避けた。
- ・A女は相談室登校をする中で、親身に相談に乗る先生たちを信頼するようになり、他の先生たちにも心を開くようになった。そのうち、他の生徒から姿を見られることに抵抗感をなくしていったため、人の出入りの多い保健室に居場所を移した。しばらくして、B女たちではないクラスメイトに誘われて教室に復帰することができた。

(2) 加害生徒の心の変化の把握

担任がB女に「最近A女が体調不良だが、欠席について何か心配なことはないか、最近どんな様子だったか、悩んでいたようなことはなかったか。」とさりげなく聞いた。A女の登校の様子をうかがっていたと思われるB女であったが、いじめの加害者だということが表面化しなかったためか、A女を攻撃することがなくなり、時間が経過して、A女のことを気にしなくなったようである。そのうち、性格的に合わない子だったということで、自然に離れることができた。

(3) 加害生徒への指導

A女が新しい仲間関係の中で安定して学校生活が送れるようになってから、本人及び保護者の了解を得て、B女らへの指導を個別に行った。その際、A女が味わった悲しみや不安、B女らへの思いをかみ砕いて伝え、自らの言動を深く反省するように指導を行った。

指導のポイント

(生徒指導のポイント25)

1-a、b 2-f、h

管理職への報告が迅速になされ、その指示のもと、生徒指導主事が情報を集約し、職員が協働して共通の意識をもち指導した。

2-g、i

被害生徒の気持ちに寄り添い、ケースに応じて指導を行った。

4-s

本人や保護者の心情に十分耳を傾けた。

5-w、x

自己決定を見届け、本人の意思を尊重した。

4-v

被害生徒の情報が遺漏しないよう配慮した。

5-w

失敗から自己の生き方を見つめ自己決定する場を設定した。

5-w

自己指導能力を高めるための、自己決定の場を設定した。

高等学校事例3 インターネット掲示板を介した誹謗中傷によるいじめ

態様 【パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。】

被害生徒 2年生（A女） 加害生徒 2年生（B女）

1 問題行動の概要

高校の同じクラスに通学する2年生のA女とB女は、普段から行動を共にすることが多い。2人は共に、携帯電話からインターネット上の無料ブログサイトに自分のブログを開設し、それぞれのページの中の掲示板を介してコミュニケーションを取っていた。ある日、A女とB女がクラスで話をしている中で、意見が食い違うことがありA女にはB女を非難や中傷する意図は全くなかったが、そのことを自分のブログ上の掲示板に書き込んだ。ブログを見たB女は自分への誹謗中傷と受け取り、その書き込みを見たショックから翌日は学校を欠席した。

その夜、同じクラスの友人から、A女は普段通り元気に登校していることをメールで知らされたB女は、そのことに腹を立て、自分のブログ上の掲示板に「A女はウザイ性格」、「消えて」などの誹謗中傷する書き込みをした。B女のブログに自分を誹謗中傷する書き込みがあることを見たA女は強いショックを受け、以後、不登校状態に陥った。A女は母親に理由を伝えないまま、「学校に行きたくない。学校を辞めたい。」と訴えたことから、母親が学級担任に相談した。

2 事実の把握

A女の母親から学級担任に、「娘が急に学校へ行きたがらなくなった。友達からいじめられているのではないか。」との相談を受けた。学級担任は、学年主任ならびに生徒指導担当教師に報告を行うとともに、A女と電話で話をしたが、学校へ行きたくなくなった理由について、はっきりとは話すことがなかった。その後、友人から事情を聞く中でブログ上の掲示板にA女を誹謗中傷する書き込みが存在することが分かり、書き込んだのはB女であることが判明した。

3 生育歴・家庭環境等

被害生徒 A女は両親と弟の4人家族。成績は中程度で、運動系の部活動に所属し、意欲的に取り組んでいた。活発な性格で、クラスの中でもリーダー的な存在である。父母ともに正義感が強く、どちらかといえば教育熱心である。

加害生徒 B女は祖父と両親、姉の5人家族。成績は中程度で、どちらかという繊細な心を持ち、クラスでは日頃からあまり目立たない性格である。与えられた役割を地道にこなすなど学級でも問題がない。両親は学校に対して協力的である。

4 指導と措置

A女の担任から報告を受けた学年主任と生徒指導主事は、直ちに担任を含めた協議を行い、詳細について調査することとし、校長と教頭に事実の報告を行った。

校長は関係者を招集し、対応について検討すると同時に「インターネットの掲示板を介した誹謗中傷によるいじめ」と判断し、迅速に指導、対応するよう指示した。

指導のポイント
(生徒指導のポイント25)
2-d、f

生徒指導主事は、情報を敏感かつ迅速に集約し、管理職に速やかに連絡した。

- ・迅速で正確な事実の把握
- ・加害生徒の把握と、加被害生徒への指導
- ・保護者への説明と学校への協力の依頼
- ・学級への指導～当該学級、学年集会、全校集会

(1) 事案の概要の把握

A女の母親からの相談を受け、担任は早速母親に学校へ来ていただき、生徒の現在の状況と最近の様子について話を聞いた。担任はA女と電話で話をしたが、学校が嫌になった詳しい理由を知ることはできなかった。その後、A女と比較的仲がよかったクラスの友人から、A女の最近の様子を聞きとる中で、B女らしい人物がA女のブログの掲示板に、誹謗中傷する書き込みをしている事実を把握した。

(2) 掲示板への書き込み内容とログのプリント

書き込みの内容によっては、警察への被害届の提出や相談をもちかける場合がある。その場合、証拠となる事実が必要で、特に書き込みのログを記録することにより、書き込んだ個人を特定することができる。

(3) 削除の状況

学校では、学年主任と生徒指導部が中心となって、B女から事情を聞き、本人が誹謗中傷する書き込みを認めたのでその場で削除させた。

(4) 加害生徒への対応

B女には、インターネット上の掲示板等へ相手を誹謗中傷する書き込みを行うことは、名誉棄損等の犯罪行為であり、ネットいじめでもあることを説明し、そのような行為を行う前に相手の立場に立って考え、行動をとるよう指導した。また、B女及び保護者を学校に呼び、事実の確認を行った後、指導を行い、最終的には校長が直接指導を行った。

(5) 被害生徒への対応

A女ならびに保護者に対して事実の説明と、B女との人間関係の回復に学校が責任をもつて指導することを説明し、本人及び保護者の理解を得た。父親は、警察への被害届等は提出する意思はないが、他の生徒も含めてこのような他人を深く傷つけるネットへの誹謗中傷の書き込みが行われないよう、学校全体で丁寧な指導がなされるよう希望された。A女に対しては、担任、生徒指導部、教育相談担当の教師が関わり、B女から謝罪させる機会を設け、A女に対する心のケアと学校での見守りによる支援を行った。

(6) 全校に対する指導

全校に対する指導として、全校集会の場で生徒指導主事から、ネットモラルについての話をするとともに、各クラスのLHRにおいて、「情報モラル」をテーマにした活動に取り組むこととした。

2 - g、h

校長はリーダーシップを発揮し、生徒指導主事を中心とした全教職員の合意形成を図りながら、事案に対する対応に取り組んだ。

3 - o、p

不登校に陥らないために、欠席の初期段階での迅速な対応をした。

状況により複数で家庭訪問を実施することが大切である。

3 - q、4 - v

個人情報へも配慮しつつ、誹謗中傷する書き込みについては速やかに削除するよう対応した。

書き込み当事者が特定できない場合は、記録を残した後、サイト管理者へ削除要請を行ったり、県警サイバー犯罪対策室等へ協力を依頼したりする。

5 - y、w

生徒に対しては、ネットモラルの確立や、いじめは絶対に許さない強い意志を身に付けさせる指導と、保護者に対してはフィルタリング等「ペアレンタルコントロール」について説明し、保護者にネット利用について理解を求めた。

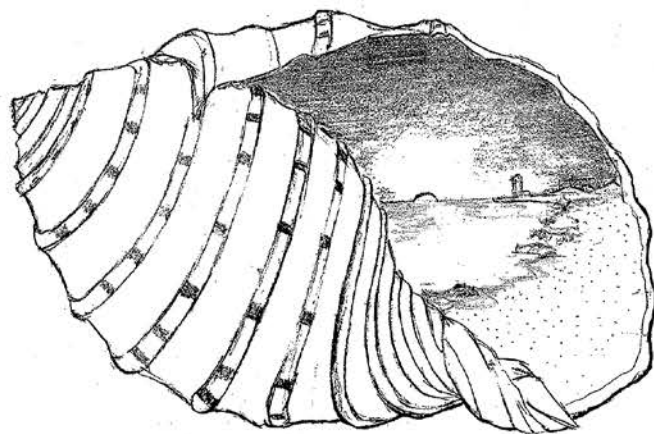
4 - t、s 5 - x

被害者となった生徒が不安なく、学校生活が回復できるよう学校として誠意をもって、組織的な支援に当たった。

登校後は学級担任、教育相談係が、クラス内での人間関係を含めた見届けを行った。



V 失败事例の学 演習



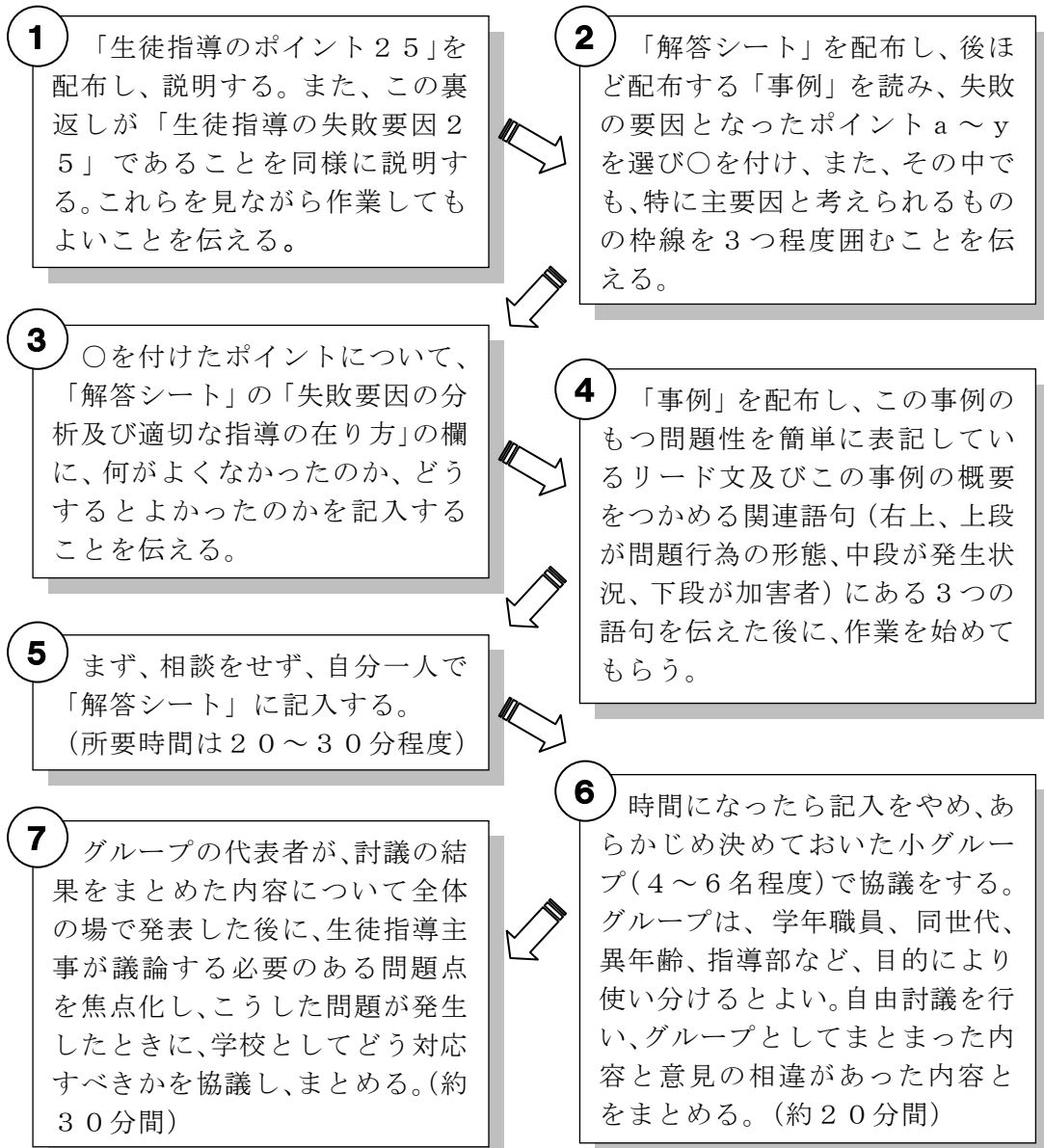
V 失敗事例に学ぶ演習

いじめの問題に限らず、問題行動への対応について、それぞれの教師がバラバラな対応をしていたり、発言力の強い教師が示す方向だけで指導が行われていたりすると、表面上は指導したつもりでいても、児童生徒の内面の変容にまで結びつかず、新たな、より深刻な問題を発生させる場合があります。

この章では、いじめの問題の対応事例をもとに、「大きなトラブルに発展してしまった要因は何か」を考える演習を通して、**教職員**の指導力向上、合意形成を図り、組織的な対応ができるようにすることを目指しています。

本書では事例と合わせて解説も紹介していますが、同じ事例であっても、それぞれの学校のもつ状況や条件が違ふと異なる対応も考えられます。演習を通して十分に意見を出し合うことで、学校としての方向が明らかになり、見直しをもった対応につながっていくと考えています。

演習の行い方



この「失敗事例に学ぶ演習」資料は、平成21・22年度の学校支援課及び各教育事務所の生徒指導担当指導主事がまとめたものです。「失敗事例に学ぶ生徒指導のポイント～生徒指導事例研修シート～」と題して、初版を平成22年3月に、改訂版を平成23年3月に作成し、各学校の生徒指導主事等を中心とした教職員研修での積極的な活用を期待して配布しました。

生徒指導のポイント25



初期の対応を大切に(迅速に・誠実に)

生徒指導の失敗要因 25 (「生徒指導のポイント 25」の裏返し)

大きなトラブルを生んだ失敗の要因はこれだ!

(略語の説明) LS: リーダーシップの略 報連相: 報告・連絡・相談
ML: 学年主任や生徒指導主事などのミドルリーダーの略

| | | |
|----------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 職員集団の意思疎通 [ヨコの連携] | (教育目的の職員間の共有度) |
| ■ a | (職員間の意思疎通の弱さ) | 日常的な職員間の意思の疎通が図られていない。 |
| ■ b | (担任一人で抱え込む) | 担任が報告・連絡・相談することなく、一人で抱え込んでしまう。 |
| ■ c | (気付く同僚がいない) | 小さな変化を見過ごし、聞き流し、問題意識をもてない。 |
| 2 | 組織的な指導体制 [タテの連携] | (管理職・ML・職員の理念の共通理解と連携体制) |
| ■ d | (情報集約役がいない) | 問題意識や気になる情報を集約できるMLがいない。 |
| ■ e | (段取る調整役がいない) | 事実確認の方法や留意点などの指示が出せるMLがいない。 |
| ■ f | (管理職への報連相がない) | 事実や問題性を随時、管理職に報連相しない。 |
| ■ g | (指導仮説がもてない) | MLをはじめ、出口を明らかにした指導仮説がもてない。 |
| ■ h | (管理職のLSの不足) | 管理職がLSを発揮せず、事態を看過したり、指導に関与しない。 |
| ■ i | (合意形成の不足) | 全職員の合意形成がなく、共通理解のないまま対応している。 |
| ■ j | (一貫性・柔軟性に欠く) | 指導理念に一貫性がなく、また、ケースに応じた軌道修正ができない。 |
| ■ k | (関係機関との連携ミス) | 警察や子相との連携と言いながら、丸投げとなってしまう。 |
| 3 | 迅速・正確な事実確認 [教師の指導姿勢・事実確認の方法] | (見極めこそ指導の要) |
| ■ l | (児童生徒理解が不十分) | その子の抱えもつ背景(家庭環境・発達障がいなど)への理解が弱い。 |
| ■ m | (決めつけ・思い込み・不公平) | 児童生徒の内面を受容的、共感的に理解せず、思い込み、決めつける。 |
| ■ n | (曖昧な報告で二転三転) | 5W1Hが不明確であったり、思い込みによる曖昧な報告をする。 |
| ■ o | (事実確認体制の不備) | 複数職員による個別・同時対応がなく、事実の整合性が不十分になる。 |
| ■ p | (タイムオーバー) | 事実の確認や報告に時間がかかり、迅速な対応が取れない。 |
| ■ q | (見切り発車) | 事実関係の見極めが弱く、詰め切れていないまま指導に入る。 |
| 4 | 誠意ある対応 [家庭との連携] | (不安感・不信感を安心感・信頼感に変える) |
| ■ r | (生命・安全意識の欠如) | 生命・安全を第一に考えた適切な対応がなされなかったり、遅れる。 |
| ■ s | (親ごころを考えない) | 決めつけや否定的な見方など、保護者の心情を理解しない。 |
| ■ t | (誠意のない横柄な対応) | 一方的な上から目線や謝罪をしないなど、誠意のない対応をする。 |
| ■ u | (指導したつもり) | 子どもに指導が入っていない状態のまま保護者に説明をしてしまう。 |
| ■ v | (個人情報への配慮欠如) | 被害、加害に関わらず、個人情報配慮せず、他に口外してしまう。 |
| 5 | 見届けと承認 [指導目的] | (指導の出口は、自己指導能力を身に付けること) |
| ■ w | (自己決定の場がない) | 失敗から自己の生き方を見つめ、自己決定する場を設定しない。 |
| ■ x | (見届け・認めなし) | 自己決定を見届け、認め、価値付け、自尊心を高める支援をしない。 |
| ■ y | (指導の目的の欠如) | そもそも自己指導能力を高めるための指導というねらいが弱い。 |

解答シート

| | | | |
|--|--|----------|--|
| | | 関連 語句 | |
|--|--|----------|--|

| 失敗の軸 | | 失敗要因 | | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|------|-----------------------------------|------|---------------|----------------------|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | a | 職員間の意思疎通の弱さ | |
| | | b | 一人で抱え込む | |
| | | c | 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d | 情報集約役がいない | |
| | | e | 段取る調整役がいない | |
| | | f | 管理職への報連相がない | |
| | | g | 指導仮説がもてない | |
| | | h | 管理職のLSの不足 | |
| | | i | 合意形成の不足 | |
| | | j | 一貫性・柔軟性に欠く | |
| | | k | 関係機関との連携ミス | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l | 児童生徒理解が不十分 | |
| | | m | 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n | 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | o | 事実確認体制の不備 | |
| | | p | タイムオーバー | |
| | | q | 見切り発車 | |
| | | | | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r | 生命・安全意識の欠如 | |
| | | s | 親ごころを考えない | |
| | | t | 誠意のない横柄な対応 | |
| | | u | 指導したつもり | |
| | | v | 個人情報への配慮欠如 | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | w | 自己決定の場がない | |
| | | x | 見届け・認めなし | |
| | | y | 指導の目的の欠如 | |

★ 教師の児童生徒理解の不足により発生した事例

| | | | | |
|------|-----|--------------|----------|------------------------|
| 事例 1 | 小学校 | ごっこ遊びと称したいじめ | 関連 語句 | 嫌なことの強要 教室 学級の児童 |
|------|-----|--------------|----------|------------------------|

1 問題発生

6月1日の朝、小5 A男の母親から担任に電話があった。その内容は、「毎日休み時間になると、『仮面ライダーオーズごっこ』と称して、息子をいつも怪獣にして、B君ら4人の男の子が叩いたり、押ししたり、蹴ったりしているようで、息子は大変いやがっている。気が弱く友達の少ない息子からは『やめて』とは言えずにいる。先生から注意して、もう絶対にやらないようにしてほしい。」というものであった。

担任は、「分かりました。早急に確認し、本人が嫌がるようなことは二度としないように注意します。」と答えて電話を切った。

2 指導の概要

- (1) 6月1日、担任はA男の休み時間の行動を観察し、B男とA男が肩を組んで笑いながら遊びに行く姿を観察し、(楽しく仲良く遊んでいるではないか) と思った。
- (2) 担任は、翌日も休み時間の行動を観察し、この日はB男たち5人が、廊下でウルトラマンメデウスごっこを始めたので、その様子を観察し、ごっこ遊びの中で多少叩いたり、押ししたり、蹴ったりする行為があることを確認した。
- (3) 担任は、その日の放課後B男たち4人を呼び、教室で「ウルトラマンメデウスごっこは、A君がいやがっているのもうやらないようにしなさいよ。」と注意した。4人は「ハイ、分かりました。もうやりません。」と素直に返事をしたので、それで下校させた。

3 大きなトラブルに発展

- 1 6月7日の夜、担任の自宅へ、B男たち4人の保護者から相次いで電話があった。その内容は、「A君のお母さんからの電話で初めてA君へのいじめのことを知った。どうして早く連絡してもらえなかったのか。子どもたちに聞くと『遊びでやっていた』と言い、いじめていたという意識はない。もっとしっかり指導してもらわないと困る。」というものであった。
- 2 6月8日、A男の母親から教頭へ怒りの電話があった。その内容は、「1週間前に、学級の友達からいじめを受けていると担任の先生に電話をしたが、やめるどころか、今度は遊びの名前を変えてますます殴る、蹴るがひどくなっている。これはいじめではないか。息子は、『また、B君たちからいじめられるから学校へは行きたくない』と言っている。どうしてくれるのか。」というものであった。さらに、「このいじめについて、B君たち4人の保護者の方々には昨日電話でお伝えしたが、担任の先生からは何も聞いていないとびっくりしておられた。担任の先生は何もしておられないのではないか。担任の先生だけでなく、学校も信頼できない。」と言われた。教頭は、「早急に対処し、必ず報告させていただきます。」と答えた。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|--------------|----------|---|
| 解説 | 事例1 小学校 | ごっこ遊びと称したいじめ | 関連 語句 | 嫌なこと の 強要 教室 学級の児童 |
|----|------------|--------------|----------|---|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------|--|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | Ⓐ 職員間の意思疎通の弱さ | <p>日常の児童観察が不十分で、遊びの中の暴力行為やいじめにつながる行為を見過ごしていた。他の職員もごっこ遊びを何回も見ていただろうに、誰一人として気付けないなど、職員集団全体が小さな変化も見過ごさないようにするという意識が低い。また保護者からの電話があった後も、他の職員に相談することなく、結果的に一人で問題を抱え込んでいる。</p> |
| | | Ⓑ 一人で抱え込む | |
| | | Ⓒ 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d 情報集約役がいない | <p>保護者からの相談や要求等について、必ず管理職に報告・連絡・相談するという体制がとられていない。日頃から、児童に関わる情報については、学年主任や生徒指導主事に報告する体制が重要である。</p> |
| | | e 段取る調整役がいない | |
| | | f 管理職への報連相がない | |
| | | g 指導仮説がもてない | <p>「いじめは絶対に許さない」という教師集団の共通認識が低い。いじめの存在を感じたら、学校としてどういう初動体制で指導していくのかの合意形成を図っておく必要がある。</p> <p>日頃から管理職がいじめに対し危機感をもち、学校全体の問題として解決していく姿勢を示しながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応をとるようリーダーシップを発揮していく必要がある。</p> |
| | | h 管理職の指導性の不足 | |
| | | Ⓘ 合意形成の不足 | |
| | | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l 児童生徒理解が不十分 | <p>学級担任が、いじめの事実を見逃し、ごっこ遊びの中での些細な行為だと安易に考え、「これはいじめではない」と思い込んでしまったことに、この失敗の最大の要因がある。</p> <p>学級担任は、いじめられている本人に「絶対に守ってもらえる」という安心感をもたせた上で、いじめの事実や心の痛みに十分に耳を傾け、聞く必要がある。</p> |
| | | Ⓜ 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n 曖昧な報告で二転三転 | <p>事実確認は複数職員による個別・同時対応、その後のすり合わせが基本である。担任が抱え込み、いじめた4名の児童を一斉に集めて曖昧な事実確認をし、形式的な指導で終わっている。学年主任や生徒指導主事への報告もないため、事実確認ができていない。</p> |
| | | o 事実確認体制の不備 | |
| | | p タイムオーバー | |
| | | q 見切り発車 | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r 生命・安全意識の欠如 | <p>いじめられた児童の保護者から相談を受けたら、まず、家を訪問し、その児童と保護者から直接話を聞く必要がある。話を聞く際には、いじめられた本人や保護者の心の痛みに共感しつつ、いじめの事実やいじめた児童への指導の内容について、いじめられた側に立ち、安心感をもたせることが重要である。</p> |
| | | Ⓢ 親ごころを考えない | |
| | | t 誠意のない横柄な対応 | <p>いじめた児童やその保護者に対しても、いじめの事実や指導の内容だけでなく、相手の心の痛みを分かってもらえるような話し方をする必要がある。</p> |
| | | u 指導したつもり | |
| | | v 個人情報への配慮欠如 | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | Ⓦ 自己決定の場がない | <p>いじめた児童らは、「いじめた」という事実に対せず、自らの行為の至らなさを見つめていないため、すぐにいじめを繰り返している。行為の裏に潜む思いを見つめさせ、自らをじっくり振り返らせる指導が大切である。</p> <p>いじめられた児童への継続的なケアも含めて、担任だけではなく他の教師や保護者等、多くの関係者で、双方を見届け、励ましていくことが大切である。</p> |
| | | Ⓧ 見届け・認めなし | |
| | | Ⓨ 指導の目的の欠如 | |

★ 指導の出口を明らかにした指導方針が曖昧なために発生した事例

| | | | | |
|------|-----|--------------|----------|--------------------------|
| 事例 2 | 小学校 | 長期化する学級内のいじめ | 関連 語句 | 悪口・暴力 登下校・教室 学級の児童 |
|------|-----|--------------|----------|--------------------------|

1 問題の発生

9月20日（火）午後4時、小6 A女の母親から生徒指導主事に電話が入った。「娘が今日の下校中に、同じ学級のB君、C君から足を蹴られた。この2人は前から娘をいじめている。7月にも下校中に近寄るなどと言って叩かれたことがあった。今も教室の机を近づけるなど言われている。何とかしてほしいと担任に相談したが、全然解決しない。特にB男がひどいが、最近是他の子も娘を避けているようだ。娘は学校に行きたくないと言っている。きちんと指導してほしい。」との内容だった。生徒指導主事は、「申し訳ありません。まずB君、C君から事情を聞いてきちんと指導しますので、しばらく待ってください。」と答えた。生徒指導主事が担任に話を聞くと、今までもその都度2人を指導してきたが、教師の見えない所でいじめているようで全てを把握できないでいるとのことだった。そこで、生徒指導主事は担任に、すぐにB男、C男から事情を聞くように指示した。

2 指導の概要

- (1) 担任は、すぐにB男、C男宅に電話をして、それぞれから事情を聞いた。
- (2) B男は、「わざとではなく、足を上げたらAさんに当たってしまった。」と言い、C男は、「B君と一緒にいたけれど、僕は蹴っていない。」と言った。B男には、明日、学校でA女にきちんと謝ることを約束させた。
- (3) 担任は、B男、C男から聞いたことを生徒指導主事に話した後、午後6時、A子宅に電話をして、放課後の出来事の概要とA女への謝罪の場を明日設定することを母親に話した。
- (4) 翌21日（水）の朝の会終了後、担任がA女とB男を別室に呼んで、A女への謝罪の指導をB男に対して行った。
- (5) 同日午後6時、担任がA女宅を訪問して、謝罪の指導内容と今後の対応について母親に説明をした。

3 大きなトラブルに発展

- 1 21日（木）午後6時30分、B男の母親から学校に電話があった。教頭が対応すると、「今日息子がAさんを蹴ったということで指導された。息子はわざと蹴ったわけではないと言っているし、一緒にいたC君だって叩いたのに叱られていないと言っている。どうなっているのか説明してほしい。」との内容だった。教頭は、「確認して連絡します。」と答えた。
- 2 21日（木）午後7時、A女の母親から電話があった。教頭が対応すると、「B君やC君は全く反省していない。今日の帰りも娘の方を見てにやにやしていた。先ほど担任が家に来たときにそのことを話したが、B君は十分反省しているはずだし、これからこういうことが起きないようによく観察していますと言うだけで話にならない。昨日、生徒指導の先生にもお願いしたのに。校長先生と話がしたいから、明日、学校へ行きます。娘が安心して学校に行けるようにしてほしい。」との怒りの電話だった。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|--------------|----------|--------------------------|
| 解説 | 事例2 小学校 | 長期化する学級内のいじめ | 関連 語句 | 悪口・暴力 登下校・教室 学級の児童 |
|----|------------|--------------|----------|--------------------------|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|------------------------|--|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | a 職員間の意思疎通の弱さ | これまでにあつたいじめの行為について、担任は生徒指導主事に相談をせず抱え込んでいたため、指導が後手になっている。日頃から、職員間で相談しやすい雰囲気醸成することが大切である。また、下校指導時や他の活動時などの学級担任不在の場で、目に見えにくい小さな言動を見逃さずに、連絡し合うことが大切である。 |
| | | b 一人で抱え込む | |
| | | c 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d 情報集約役がいない | 学年主任、生徒指導主事が担任任せの指導を傍観しているだけで、生徒指導体制が弱い。長期化したいじめを知った段階で、生徒指導主事が中心となり、管理職の指導を受けながら、チーム体制を組み、今後の具体的な指導の方向を明らかにする必要がある。 |
| | | e 段取る調整役がいない | |
| | | f 管理職への報連相がない | |
| | | g 指導仮説がもてない | |
| | | h 管理職の指導性の不足 | |
| | | i 合意形成の不足 | |
| | | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l 児童生徒理解が不十分 | A女の母親の電話だけですぐにB男、C男への聞き取りを行うなど、正確な事実を明らかにして指導する姿勢が弱い。まず、A女の家を訪問し、直接話を聞き、つらい気持ちにさせていたことを謝りながら共感的な理解に徹する。その上で、A女や保護者の願いを受け止め、指導の方針を立てる必要がある。また、A女の聞き取りをもとに、A女の気持ちに立てる周囲の児童から学級内でのいじめの事実について聞き取り、客観的な事実を明らかにすることが重要である。また、A女に心配していた仲間の存在を知らせ、安心感をもたせるとともに、必ず解決することを伝えていくことが大切である。 |
| | | m 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | o 事実確認体制の不備 | |
| | | p タイムオーバー | |
| | | q 見切り発車 | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r 生命・安全意識の欠如 | すぐに家を訪問し、まずA女と保護者に、対応が遅れてしまったことについて誠実な謝罪を行い、その上で、問題を必ず解決することを約束することが重要である。A女も保護者も不安なままでは、つらい思いを安心して話すこともできない。A女が安心して学校生活を送れるための具体的な方法と今後の指導方針及び随時の報告等についても伝える必要がある。その場ですぐにできない場合は、日にちを決めて伝えることを約束する。B男やC男についても、自分を振り返り、十分内省をさせた上で、保護者に伝えたい。 |
| | | s 親ごころを考えない | |
| | | t 誠意のない横柄な対応 | |
| | | u 指導したつもり | |
| | | v 個人情報への配慮欠如 | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | w 自己決定の場がない | B男、C男の指導については、それぞれのよさに立ちながら、十分に自己の内面を振り返らせ、自己決定の場を位置付け、認め、励ましながらか見届けていく必要がある。また、学級の他の児童についても、同様に、それぞれ観客や傍観者となっていた自分を見つめさせ、考えさせる必要がある。 |
| | | x 見届け・認めなし | |
| | | y 指導の目的の欠如 | |

| | | | |
|---------|-------------|----------|-------------------------|
| 事例3 中学校 | 部活動内での中傷メール | 関連 語句 | 悪口・誹謗中傷 部活動 学年の生徒 |
|---------|-------------|----------|-------------------------|

1 問題の発生

中2 A女は、活発な生徒で、バスケット部でも中心的な存在であった。6月5日の放課後、A女の母親から、担任へ電話が入った。その内容は、「娘が、同じ部活動で同級生のBさんから悪口を言われている。何とかして欲しい。」という訴えの電話であった。翌日、担任がB女に対して、仲間に悪口を言わないように指導し、トラブルは解消されたかに思われた。

6月15日朝、A女の父親から学校に対して、「子どもがメールで悪口を書かれているので学校へ行きたくないと言っているが、どういうことか。」「いじめがあるのに学校は放っておくのか。」と怒りの電話が入り、「分かりました。早速事実を確認して指導します。」と教頭が対応した。

2 指導の概要

- (1) 15日の放課後、教頭は学級担任に、A女の父親からの電話内容を伝え、A女の様子について尋ねた。学級担任は、以前にA女の母親から悪口の相談を受けたことがあり、A女とB女が二人とも給食委員に立候補したことが原因だと考え、B女に注意をした。B女は素直に事実を認め、悪口を止めると約束したし、A女から中傷メールについては聞いたこともないと言った。
- (2) 16日の朝、教頭は、中傷メールは他のバスケット部員によるものではないかと考え、部顧問へA女の保護者の訴えを伝え、まずB女にメールについて聞くように指示した。
- (3) 部顧問が、B女に事情を聞いたところ、B女の他に数名の部員がA女に対して中傷メールを送っていたことが分かった。
- (4) 17日の放課後、部顧問は生徒指導主事に聞き取った事実を報告した。生徒指導主事は、部会を開いて部員へ指導すること、翌週行われる予定の部活動保護者会で事実を報告することを部顧問へ指示した。
- (5) 18日の昼休み、部顧問が部員全員を集め、「中傷メールを受けとったA女の気持ちを考えること。同じチーム内で悲しい思いをする仲間をつくらないこと。」を指導した。

3 大きなトラブルに発展

- 1 翌週行った保護者会で、部顧問が中傷メールに関わる指導の報告をしたところ、A女の父親は「一方的に集団でいじめられた娘のつらさをわかって欲しい。」と他の保護者に訴えた。すると、B女の母親は「うちの娘だって、入部当時からAさんにプレーに対して厳しく指摘されたり、きついことを言われたりしながら、つらい思いをして部活動を続けてきた。」と反発し、双方が納得しない状況のまま会が終了した。
- 2 保護者会の翌日、中2 C女の母親から学校へ電話が入り、教頭が対応した。「昨日は話せなかったが、うちの娘もこれまでに、部員から悪口を言われていた。仲間はずれが怖くて、仕方がなくメールを送ってしまった。このトラブルは、部活動の顧問がしっかり指導していないから起こったのではないか。学校として部活動の指導について責任をもってもらいたい。」と抗議してきた。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|-------------|----------|-------------------------|
| 解説 | 事例3 中学校 | 部活動内での中傷メール | 関連 語句 | 悪口・誹謗中傷 部活動 学年の生徒 |
|----|------------|-------------|----------|-------------------------|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|----------------|-----------------------------------|-------------------|---|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | (a) 職員間の意思疎通の弱さ | 学級や部活動の中でのいじめにつながる人間関係のゆがみを、担任や部顧問が把握できていない。また、学級内のトラブルをつかんだ担任は、部活動でも同様なトラブルが発生することを予測し、部顧問と情報交流したり、学年主任や生徒指導主事に相談をする必要がある。 |
| | | (b) 一人で抱え込む | |
| | | (c) 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | (d) 情報集約役がいない | 生徒指導主事は指示を出しただけで見届けがなく、学年主任に至っては、この問題に関わっていない。問題行動発生時の初動体制ができておらず、職員間の合意形成もされていない。 |
| | | (e) 段取る調整役がいない | |
| | | (f) 管理職への報連相がない | |
| | | (g) 指導仮説がもてない | 父親からの電話を受けた教頭が、生徒指導主事や学年主任にチーム体制で情報集約や今後の指導方針等について対応するよう指導をせず、担任や部顧問に丸投げしている。担任や部顧問が個別に対応するだけで、生徒指導主事や学年主任が中心となって、事実確認や指導が組織的に進められていない。また、いじめへの対応や保護者会のもち方について、管理職の指導を含め、合意形成や見届けが必要である。 |
| | | (h) 管理職の指導性の不足 | |
| | | (i) 合意形成の不足 | |
| | | (j) 一貫性・柔軟性に欠く | |
| (k) 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | (l) 児童生徒理解が不十分 | 保護者からの訴えを受けた後に、いじめを受けているA女に直接話を聞く必要がある。また、B女や他の部員に対しても、個別・同時に事実と思いを十分に聞き、問題行動の背景についての理解を深める必要がある。 |
| | | (m) 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | (n) 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | (o) 事実確認体制の不備 | いじめを受けているA女本人からの聞き取りが行われていないため、トラブルの全体像をつかめていない。また、B女に対しても、顧問がメールの事実確認だけで終わっている。複数の職員で、A女、B女、その他の部員から事実やそれぞれの思いを個別・同時に聞き取り、トラブルの全体像を明らかにする必要がある。すでに保護者会が計画されていたこともあり、十分な事実確認・指導がなされぬままの指導報告に終始している。 |
| | | (p) タイムオーバー | |
| (q) 見切り発車 | | | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | (r) 生命・安全意識の欠如 | 「今後も、お互いに協力して生徒たちを支えていこう。」とする前向きな保護者会になるよう、まず、理解・協力が得られそうな保護者会役員等に事前に事実を伝え、会の出口を明らかにした上で、保護者会を開催する必要がある。また、この会では指導の不十分さを学校として謝罪し、今後の指導方針を保護者に対して誠意をもって説明する必要がある。 |
| | | (s) 親ごころを考えない | |
| | | (t) 誠意のない横柄な対応 | |
| | | (u) 指導したつもり | 担任や部顧問は、悪口やメールなどの行為に対する指導だけを行い、指導したつもりになっている。何が問題なのかを理解できていない。 |
| (v) 個人情報への配慮欠如 | | | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | (w) 自己決定の場がない | 関係した生徒の思いや悔しさ、つらさ、自分たちの弱さを見つめさせた上で、今後、自分はどうしていきたいのかを決意させていく場をもつ必要がある。さらに、それぞれの生徒の決意を関係職員だけでなく、部員の間でも共有し合い、自分自身の在り方の問題として考えさせていくことが大切である。 |
| | | (x) 見届け・認めなし | |
| | | (y) 指導の目的の欠如 | |

★ 児童生徒の自己決定を大切にせず、指導したつもりで終わっている事例

| | | | | |
|------|-----|---------------|----------|-------------------------|
| 事例 4 | 中学校 | 歪んだ部員関係による不登校 | 関連 語句 | 嫌なことの強要 部活動 学年の生徒 |
|------|-----|---------------|----------|-------------------------|

1 問題の発生

8月27日(水)夜、中1 A女の父親から、バレー部顧問でもある担任あてに電話が入った。その内容は、「8月22日(金)の部活動後、うちの娘が自転車置き場で同じ部内の同級生4人に囲まれ、Bさんとしゃべるなときつい口調で責められたようだ。20日(水)にも同様なことがあった。Bさんと仲のよいうちの娘は悩んでいる。事情を把握して部内の人間関係がうまくいくよう相談にのってほしい。」というものであった。中1 B女は、同じバレー部のただ1人の1年生レギュラーである。A女はおとなしい性格で自分の意見を主張するような子ではないが、バレー部内には友達もいて真面目に参加していた。

2 指導の概要

- (1) 8月28日(木)、担任は学年主任に電話の内容を報告した。
- (2) 同日、担任がA女の保護者と連絡を取ると、その日の夜、A女と母親が来校して相談すると言われた。
- (3) 28日(木)の夜、A女と母親が来校し、担任と学年主任を交えて事実関係と今後の対応について話し合った。その結果、夏休み中に解決したいということで、翌29日(金)に事実確認のうえ謝罪の会を設定することになった。
- (4) 学年主任は、話し合いの内容を生徒指導主事と教頭に報告した。
- (5) 29日(金)、部活動のため登校した加害者4人を学年体制で個別に話を聞き、事実関係をすり合わせた。4人へは各担任と学年主任が中心となって、仲間はずれをなくし、お互い力を合わせて頑張っていくことの大切さを指導した。4人からの聞き取りとA女の言い分(B女と付き合わないことを迫る)が一致したので、学年主任と各担任が入り謝罪の会を設定した。
- (6) A女及び加害者4人の保護者には、その日の夜、各担任から事実と謝罪の会までの指導内容を電話連絡して納得してもらった。
- (7) 教師側は一応解決したと捉え、30日(土)、31日(日)は部活動が休みなので、9月以降、見届けを行っていくことを確認した。

3 大きなトラブルに発展

- 1 9月1日(月)、A女は2学期始業式に参加したが、翌日、母親から「娘が学校へ行きたくないと言っている。しばらく休みます。」という電話があった。放課後、担任と学年主任が家庭訪問すると、父親が「8月29日も、娘はやっとの思いで登校して謝罪の会にのぞんだのに、謝罪の会の後、一人は娘をにらんで出て行ったようだ。また、9月1日の朝、自転車置き場でやはり4人の内の2人ににらまれ、廊下でも同じことがあったようだ。娘はもう怖くて学校へ行けないと言っている。わざわざ学校まで相談に行ったのに何やったんや。親として見通しがもてない。転校も考えている。」と怒りをぶちまけられた。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|---------------|----------|--|
| 解説 | 事例4 中学校 | 歪んだ部員関係による不登校 | 関連 語句 | 嫌なこと の 強要 部活動 学年の生徒 |
|----|------------|---------------|----------|--|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|---------------------|--|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | a 職員間の意思疎通の弱さ | |
| | | b 一人で抱え込む | |
| | | c 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d 情報集約役がいない | 夏休み中のため、事実確認から謝罪の会まで一度に行おうとするところに無理がある。事実確認や関係生徒への指導、保護者への連絡や協力依頼、謝罪、見届け等、どのように指導していくのかを組み立てる力が弱い。 |
| | | e 段取る調整役がいない | |
| | | f 管理職への報連相がない | |
| | | g 指導仮説がもてない | |
| | | h 管理職の指導性の不足 | |
| | | i 合意形成の不足 | |
| | | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l 児童生徒理解が不十分 | 加害者4人の事実確認については、チーム体制で個別・同時に行われているものの、行為の確認だけに終始しており、形式的な謝罪にとどまっている。事実の聞き取りについては、関係職員が部活動内での人間関係を確認し合い、事実とその背景にある意識まで聞き取ることが必要である。 |
| | | m 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | o 事実確認体制の不備 | |
| | | p タイムオーバー | |
| q 見切り発車 | | | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r 生命・安全意識の欠如 | 保護者と本人がわざわざ学校まで相談に向いているのにも関わらず、学校側は家を訪問して、保護者や本人の顔を見て指導の経過を報告していない。こうしていれば、謝罪の会後ににらまれた事実を把握できたと考えられる。また、担任からの加害者の保護者への報告も電話連絡だけで済まされており、学校と家庭とが連携して、生徒を認め、励ましていこうとする信頼関係を築けない状況を生み出している。 |
| | | s 親ごころを考えない | |
| | | t 誠意のない横柄な対応 | |
| | | u 指導したつもり | |
| v 個人情報への配慮欠如 | | | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | w 自己決定の場がない | 謝罪の会の後、加害者に自己決定の場を設ける必要がある。謝罪後に再度自分を見つめさせ、その上で今後どうしていくのかを明らかにさせる。その決定を、保護者も含めて認め、励ましていくことを大切にしたい。こうした学校側の指導姿勢があれば、9月1日以降も全教職員が情報を共有し、関係生徒の動きや心の有り様を見届け、認め、励ましていくことができる。 |
| | | x 見届け・認めなし | |
| | | y 指導の目的の欠如 | |

| | | | | |
|------|-----|-----------------|----------|----------------------|
| 事例 5 | 中学校 | 仲良しグループからの仲間はずれ | 関連 語句 | 仲間はずれ 教室 学級の生徒 |
|------|-----|-----------------|----------|----------------------|

1 問題発生

中学校 1 年 3 組の女子 5 人は仲良しグループであり、いつも一緒に行動していた。休日は派手な服装で出歩き（丈の短いスカート、指にマニキュア、色つきの髪飾り、やや茶髪）、学校生活においても携帯電話を持ち込むなど、ルールを守らず、先生方からよく注意を受けている。5 人の生徒の親たちは、子どもの派手な服装はおしゃれだと捉えていた。そんなこともあり学校の指導もなかなか入らない生活ぶりとなっていた。しかし、1 1 月に入ってから、A 女は他の 4 人から離れて、教室に一人でいることが多くなった。そして 1 2 月に入ると「学校に行きたくない。」と申し、学校を休むようになった。原因は A 女と B 女が二人でいるときに、ちょっとしたことで言い合いになったことから、B 女が他の 3 人に「A 女はこのごろ生意気だから、仲間からはずそうか！」と相談を持ちかけ、A 女を仲間はずれにしたのであった。

2 指導の概要

- (1) A 女が休み始めて 3 日目に、担任が家庭訪問を行った。休んでいる理由は「仲良しグループからの仲間はずれ」と分かった。翌日の放課後、担任が、関係生徒を 1 人ずつ呼び、事情を聞いた。4 人はその事実を認めたので、「よく素直に話してくれたね。ありがとう。」と言葉をかけた。時刻は 5 時を過ぎており、安全面を最優先に考え、関係生徒全員を集めて指導をすることなく下校させた。
- (2) その後、学年主任に報告し、臨時学年会を開き対応を検討した。翌日の朝の会で、担任が学級全体に事実について話し、「仲間はずれはいけない」と指導した。
- (3) その日の放課後、学年主任が、休んでいた A 女を登校させ、他の 4 人を集め、A 女への謝罪の会を開いた。4 人は A 女に謝罪をし、A 女にも笑顔が戻り、学校にもこれまでと同様に登校するようになった。

3 大きなトラブルに発展

- 1 しばらくして、今度は C 女が仲間はずれにされた。5 人は携帯のブログを通しやり取りをしていた。ブログ上で、C 女に対して「あの子、気に入らないね。」「死ねばいいのに…」という誹謗中傷を書き込んでいた。さらにこれを見た他のクラスの生徒数名までがこれに加わり、C 女へのいじめは広がっていった。
- 2 ブログ上の書き込みを見た C 女の母親が、書き込んだ B 女の家に行き、親の前で B 女に直接注意した。B 女と C 女は幼なじみであり家族ぐるみでの交流もあったのだが、それが原因となり家同士のトラブルへと発展していった。そして、その苦情は両家庭から学校へ来た。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|-----------------|----------|----------------------|
| 解説 | 事例5 中学校 | 仲良しグループからの仲間はずれ | 関連 語句 | 仲間はずれ 教室 学級の生徒 |
|----|------------|-----------------|----------|----------------------|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | Ⓐ 職員間の意思疎通の弱さ | 日頃から援助を必要とする生徒たちであるが、学級担任が一人で指導に当たっており、指導体制に問題が見られる。学年職員や教科担任など、職員全員が生徒の小さな変化を見逃さないよう、日常的な情報交流が必要である。 |
| | | Ⓑ 一人で抱え込む | |
| | | Ⓒ 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | Ⓓ 情報集約役がいない | 日常的に問題行動傾向のある生徒については、教師間で慣れが生じると危機意識が薄れ、管理職・生徒指導主事への報告や相談がなされなくなることがある。学校全体としてどう指導していくのかという組織的な対応が必要となる。 |
| | | Ⓔ 段取る調整役がいない | |
| | | Ⓕ 管理職への報連相がない | |
| | | Ⓖ 指導仮説がもてない | |
| | | Ⓗ 管理職のLSの不足 | |
| | | Ⓙ 合意形成の不足 | |
| | | ⓫ 一貫性・柔軟性に欠く | |
| ⓬ 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | ⓭ 児童生徒理解が不十分 | 11月頃に一人でいることが多く、おかしいと感じた時点で速やかに対応できていない。よくある仲間同士のもめごと程度と決めつけ、背景にあるものを探ろうとしないところに問題がある。 |
| | | ⓮ 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | ⓯ 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | ⓰ 事実確認体制の不備 | 関係生徒5名に対し、担任一人で事実を確認したため迅速さと正確性に欠けた対応となった。複数生徒の事実確認の際には、チーム体制をつくり、個別、同時の聞き取りを行う必要がある。 |
| | | ⓱ タイムオーバー | |
| | | ⓲ 見切り発車 | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | ⓳ 生命・安全意識の欠如 | ネット等により、仲間はずれを行うという事案は近年増加している。生徒だけではなく保護者も含め、情報機器の適切な使用について、問題事案を含め具体的に指導する必要がある。 |
| | | ⓴ 親ごころを考えない | |
| | | ⓵ 誠意のない横柄な対応 | |
| | | ⓶ 指導したつもり | 「仲間はずれはいけない」という一斉指導と謝罪で指導が終わっている。数名が、派手な服装をしたり、ルールを守らず行動したり、たむろしたりしている状況の背景に何があるのかを捉え、それらを改善していくための指導が大切である。 |
| | | ⓷ 個人情報への配慮欠如 | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | ⓸ 自己決定の場がない | 関係生徒による事情の確認はされたものの、何がいけなかったのか、自分はどうすればよかったのかを一人一人に考えさせる指導がされていない。その上で、よりよい自分づくりのため自己決定の場が位置付けられておらず、見届けもなされていないために、同じ行動を繰り返させたとも言える。 また、こうした機会をとらえ、自分にとって本当の仲間とは何かを考えさせていくことが大切である。 |
| | | ⓹ 見届け・認めなし | |
| | | ⓺ 指導の目的の欠如 | |

* 表中の「LS」はリーダーシップの略

| | | | | |
|-----|-----|------------------|----------|------------------------------|
| 事例6 | 中学校 | 遊びで撮った動画がサイトへアップ | 関連 語句 | 嫌なことの強要 自宅・動画サイト 学級の生徒 |
|-----|-----|------------------|----------|------------------------------|

1 問題の発生

中3のA男とB男は、遊び仲間であるが、力関係ではB男の方が上で、A男はあまりはっきりと意思表示ができない性格である。11月の中旬、同じクラスのC男の家で、B男がものまねのうまいA男に、ものまねをさせて携帯電話で動画を撮って遊んでいた。次に、A男が好きな同じ学年のD女への告白動画を撮ろうということになり、D女の名前を呼んで告白する動画を撮った。内容は徐々にエスカレートしていき、B男はA男に対して、上半身裸になることを強要した。最初は拒んだA男は、B男には逆らえず、「いいじゃないか、やれよ」というC男の声もあり、仕方なく裸になり、告白する動画を撮らされた。

B男は後日、仲の良いE女やF女ら数人へこの動画をメールで送った。メールをもらったそのうちの一人のG男が、動画サイトへ投稿し動画がアップされた。このことは、この件とは全く関係のない、保健室へ来た生徒が、その動画を見たことを養護教諭に話して分かった。

2 指導の概要

- (1) 25日、話を聞いた養護教諭は、すぐに3年学年主任と生徒指導主事へ報告した。
- (2) 報告を受けた生徒指導主事は、サイトへアクセスし、本事案の動画がアップされていることの確認を行い、管理職にも報告した。
- (3) 26日朝、3年学年主任は、まずA男の担任に対して、A男から事実確認をするよう指示し、他の学年職員には、関係生徒を別室に呼んで、それぞれの担任による事実確認を行うよう指示し、その後生徒が話した内容のすり合わせを行い、事実関係を捉えた。
- (4) 27日夜、A男、B男、C男本人とその保護者を学校へ呼び、学年主任、担任が対応し、事実の報告と、例えば遊びとは言え、裸の動画を撮ったり、それを多数の人にメールで送ったりすることは絶対にしてはならないことであることを指導した。

3 大きなトラブルに発展

- 1 28日朝、A男の父親から教頭へ抗議の電話が入った。「話を聞くと、うちの子はB男に無理やり動画を撮られたと聞いているが、どうしてうちの子や親が呼ばれて指導されなくてはいけないのか納得がいかない。これはうちの子に対するいじめではないのか。B男からの謝罪もないし、遊んでいた3人だけが悪いのではなく、動画を投稿した生徒も悪いのではないか、指導はどうなっているのか。」というものであった。教頭は、「関係する全ての生徒に対して、きちんと指導しているはずであるが、確認をしてまた連絡します。」と言って電話を切った。
- 2 今度は、動画の中でA男に告白されたD女の母親から担任へ電話が入った。「友達のお母さんから聞いて知っただけで、今回の件で、うちの子の名前が出ているということではないか。本人もそれを知っていたようで、もう学校へは行きたくないと言っているがどうしてくれるのか。その動画はもう削除されているのか。」と言われた。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|------------------|----------|------------------------------|
| 解説 | 事例6 中学校 | 遊びで撮った動画がサイトへアップ | 関連 語句 | 嫌なことの強要 自宅・動画サイ ト学級の生徒 |
|----|------------|------------------|----------|------------------------------|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | a 職員間の意思疎通の弱さ | |
| | | b 一人で抱え込む | |
| | | c 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d 情報集約役がいない | 生徒指導主事や学年主任は指示を出しただけで見届けが十分でなく、特に生徒指導主事はこの問題に深く関わっておらず、指導状況等について、管理職への報告がされていない。 |
| | | e 段取る調整役がいない | |
| | | f 管理職への報連相がない | |
| | | g 指導仮説がもてない | 最初に報告を受けた教頭が、生徒指導主事や学年主任にチーム体制で情報集約や今後の指導方針等について対応するよう指導をせず、学年に丸投げしている。担任が個別に対応するだけで、生徒指導主事や学年主任が中心となって、事実確認や指導が組織的に進められていない。また、保護者会のもち方について、管理職の指導を含め、合意形成や見届けが必要である。 |
| | | h 管理職の指導性の不足 | |
| | | i 合意形成の不足 | |
| | | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l 児童生徒理解が不十分 | A男からは、その行為に及んだ経緯や、友達関係についての思いを十分に聞き、問題行動の背景についての理解を深める必要がある。 D女には、本人の思いを聞きながら、心のケアに努める必要がある。 |
| | | m 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n 曖昧な報告で二転三転 | A男、B男、C男から名前が挙がった生徒からの事実確認だけでなく、学年の全生徒に対して、この事実を知っている生徒、メールを実際にもらったり送ったりした生徒、動画をアップした生徒を調べ、同様に事実確認と指導を行う必要がある。また、すぐに投稿サイトへの削除依頼と、動画を持っている生徒は、携帯電話を持って来させ、職員の見ている前で、本人に削除させる必要がある。 |
| | | o 事実確認体制の不備 | |
| | | p タイムオーバー | |
| | | q 見切り発車 | |
| 4 | 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r 生命・安全意識の欠如 | 例え遊びとはいえ、A男は被害者であり、本人や保護者の心情を十分に理解し、その立場に立つことが大切である。そのため、保護者一斉の会とせず、それぞれ分かれて話をし、動画を撮ったB男や、動画をアップしたG男からは、職員立ち会いのもと、A男に対する謝罪をする場を設定する必要がある。 |
| | | s 親ごころを考えない | |
| | | t 誠意のない横柄な対応 | 担任は、動画を撮ったことやそれをメールで多数の人に送ったことなどの行為に対する指導だけを行い、指導したつもりになっている。何が問題の本質なのかを理解できていない。 |
| | | u 指導したつもり | |
| v 個人情報への配慮欠如 | | | |
| 5 | 見届け と承認 〔指導目的〕 | w 自己決定の場がない | 関係した生徒の思いや自分たちの弱さを見つめさせた上で、今後自分はどうしていきたいのかを決意させていく場をもつ必要がある。さらに、学年集会や全校集会を開いて、携帯電話やPC等情報機器の適切な利用とブログへの書き込み、動画の投稿等についての情報モラルについて指導していくことが大切である。 |
| | | x 見届け・認めなし | |
| | | y 指導の目的の欠如 | |

| | | | | |
|-----|-----|------------------------|----------|----------------------|
| 事例7 | 中学校 | いじめられた生徒の保護者からの要望書への対応 | 関連 語句 | 誹謗中傷 部活動 学年の生徒 |
|-----|-----|------------------------|----------|----------------------|

1 問題の発生

中2 A女は、親友の中2 B女とのブログ仲間であり、同じバスケットボール部員同士であった。クラスは違ったが、楽しく中学生生活を送っていた。A女は、どちらかというとおしゃべりで人に合わせて話をするタイプである。B女は、A女の八方美人的なタイプとは正反対で、口は堅く固定した人間関係を好んだ。ある日、B女と同じクラスのC男が、2人だけの秘密であることを知っていたことでB女は、C男を問い詰めたところ、A女がC男に話したことが分かった。そこで、B女はブログにA女の悪口や中傷する書き込みを始めるようになった。C男も一方的に話してくるA女が気に入らず、B女と同様にブログに中傷する書き込みを続けた。A女は、ショックで不登校となり、その様子を心配した保護者が原因を聞きだし、学校へ訴えたことで初めて担任は知った。

A女の保護者は、いじめの事実を文書化し、要望書を作成して学校へ持参した。要望書については、期限付きで、学校の対応や加害者への要求を強く迫るものであった。

2 指導の概要

- (1) 休み始めたA女に担任が、家庭訪問し様子を伺う。その晩、両親による相談で事実を知る。
- (2) 両親は、いじめのあった事実書と要望書を作成し、翌日学校へ来校し発覚する。
 - ・きっかけを作ったのはA女であることについては理解を示したが、不登校になった原因がB女、C男にあることについては断固として譲らず、以下の内容の要望書を作成し、学校側に対応するよう迫った。

<要望書>

- ①早急にいじめを防止すること ②加害者への厳重注意を即日行うこと ③加害生徒と保護者からの謝罪（3日以内）④いじめの対策と再発防止の文書提示（5日以内）⑤対策期間中の保健室登校を許可する事

- (3) 要望書①～⑤について、学校は誠実に行うが、謝罪の会の際にA女の保護者が随分ひどい言い方を加害者やその保護者にされた。そのことについて、加害者の保護者から不満が出ていた。さらに、被害者の保護者から要望書2が提出された。

<要望書2>

- 本人・保護者の署名捺印をした ①謝罪文の提出 ②誓約文の提出 ④連絡先交換用紙の提出

- (4) 学校側は、被害者と加害者の間に立って、歩み寄れる対策について議論を深めたが、被害者の一方的な要望ばかりがクローズアップしてしまった。

3 大きなトラブルに発展

- 1 後日、加害者の保護者から学校に電話が入り、「要望書2は過当要求である。」「謝罪の会での被害者の一方的な罵倒は我慢ができない。」などについて納得できない旨、抗議があった。このことにより、一旦は謝罪の気持ちを示した加害者やその保護者が、一転して被害者意識をもつに至り、苦勞して設定した謝罪の会が水の泡となった。
- 2 学校は、被害者の心情に十分寄り添った対応を心がけたが、対立する双方の思いを全て受け止めることはできず、解決の糸口が見つからないままであった。被害者のA女は依然として不登校のままである。また、加害者B女、C男の保護者は、被害者保護者と歩み寄ることができずにいる。

■ 失敗事例を考える！

| | | | | |
|----|------------|------------------------|----------|----------------------|
| 解説 | 事例7 中学校 | いじめられた生徒の保護者からの要望書への対応 | 関連 語句 | 誹謗中傷 部活動 学年の生徒 |
|----|------------|------------------------|----------|----------------------|

| | | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 職員集団の 意思疎通 [ヨコの連携] | a 職員間の意思疎通の弱さ | 部活動やクラブ活動内で起きた事案については、顧問や関係者に任せきりの場合が多い。携帯電話による連絡については、誹謗中傷などのいじめの発生率も常に高くなるため危機管理意識を高くもつ必要がある。 |
| | | b 一人で抱え込む | |
| | | c 気付く同僚がいない | |
| 2 | 組織的な 指導体制 [タテの連携] | d 情報集約役がいない | 担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長と事実確認から、指導計画を迅速に立てる中心となる人物が不明確であった。 冷静な父親の対応のために、担任と教頭が前面に立ち、事実確認と関係生徒の状況把握は、生徒指導主事と主任が行うなど、役割も不明確であった。 謝罪の会のもち方や運営についても、教頭、校長のリーダーシップによる十分な準備が必要である。 |
| | | e 段取る調整役がいない | |
| | | f 管理職への報連相がない | |
| | | g 指導仮説がもてない | |
| | | h 管理職の指導性の不足 | |
| | | i 合意形成の不足 | |
| | | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | | |
| 3 | 迅速・正確な 事実確認 [指導姿勢・ 確認方法] | l 児童生徒理解が不十分 | 要望者に関する指導内容について、できることとできないことの理解を被害者の保護者に求めることが曖昧であった。 あくまでも被害者優先であることは、加害者の保護者にも理解はしてもらいが、具体的な指導に移ったときのトラブルの予測やそのときの対応の見通しについても明確にしておく必要がある。 |
| | | m 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | | n 曖昧な報告で二転三転 | |
| | | o 事実確認体制の不備 | |
| | | p タイムオーバー | |
| q 見切り発車 | | | |
| 4 | 誠意ある 対応 [家庭との 連携] | r 生命・安全意識の欠如 | 謝罪の会では、被害者の執拗な叱責に対して、加害者の気持ちも反映できるような歩み寄りの手立てを講じず、言われるままの状態であり、謝罪というより今後の対応に向けての話し合いの雰囲気が強くなってしまった。連絡先の交換については、謝罪した上に、常に弱みを握られた状態での心痛を配慮する手助けが必要であった。 |
| | | s 親ごろろを考えない | |
| | | t 誠意のない横柄な対応 | |
| | | u 指導したつもり | |
| v 個人情報への配慮欠如 | | | |
| 5 | 見届け と承認 [指導目的] | w 自己決定の場がない | 何よりも、被害者の気持ちを優先させ、学校へ登校できる配慮について話し合いをするべきであった。心の開放と癒しとなる方法を保護者へ伝えるべきであった。 |
| | | x 見届け・認めなし | |
| | | y 指導の目的の欠如 | |

| | | | | |
|------|-----|----------------|----------|----------------------------|
| 事例 8 | 中学校 | 転校後のいじめによる登校渋り | 関連 語句 | 誹謗中傷・無視 ブログ・教室 学級の生徒 |
|------|-----|----------------|----------|----------------------------|

1 問題の発生

4月、家庭の事情で隣県から転居してきた中2 A女は、なかなか友達ができないで寂しい思いをしていた。その後、ブログを介して、友人も多く中心的存在であった同級生のB女と仲良くなった。しかし、ブログ上での些細なトラブルがきっかけで、6月上旬頃から、A女はB女から「きもい」などと悪口を言われるようになった。6月15日、A女は、自分のブログに「死んでよ」などと書き込まれているのを見つけ、翌日、学級担任に相談した。学級担任がB女から事情を聞いたところ、「A女に言うつもりはなかったけど、エスカレートするうちに書いてしまった。」と話したので、今後絶対にこのようなことがないようにB女に指導をした。その日の夕方、学級担任と学年主任でA女宅、B女宅を訪問し、双方の保護者に事実や指導したことを説明した。その後しばらく2人の間でトラブルはなかった。

しかし、9月25日の朝、A女の父親から「娘が学校に行きたくないと言っている。」と学級担任に電話が入った。放課後、学級担任と学年主任で家庭訪問をすると、父親は「いじめはなくなっていない。本人は苦しんでいる。」と訴えた。

2 指導の概要

- (1) 9月26日、学級担任が双方から別々に事情を聞いた。A女は「B女やその友達が無視をする。」と訴えた。B女は「A女とは話が合わないの、今はブログでもやりとりはしていない。無視をしているわけではない。」と担任に話した。担任はB女に「A女が無視をしていると感じることのないよう、学級の仲間として受け入れてほしい。」と話した。
- (2) 担任はA女の父親に対して二人から聞いた内容を伝えた。また、いじめのない学級づくりのためにB女だけではなく、学級全体にも指導することを学年主任が約束をした。B女の母親には、担任が事実や指導内容を伝えた。
- (3) 学級に対しては、言葉遣いや仲間への気配りについての指導を行った。

3 大きなトラブルに発展

- 1 9月28日、登校中のB女に対してA女の母親が詰め寄り、「あなた、まだうちの子をいじめているでしょう。」と大声で怒鳴りつけた。始めは、いじめていないと言っていたB女だったが、母親のあまりの剣幕に事実を認めた。近くで登校指導していた職員が騒ぎを聞きつけ、その場は収まった。A女の母親は、「私が叱ったのは、B女に対する学校の指導が甘いからです。しっかりしてほしい。」とその場にいた職員に怒りをぶつけた。
- 2 その日の放課後、B女の母親が来校し、「娘を安心して学校に登校させられない。いじめていないと言っているのに相手の親からひどいことを言われた。いじめているのは相手の親ではないか。しっかり指導してほしい。」と教頭に訴えた。その晩、教頭と学年主任はA女宅を訪問し、気持ちは理解できるが登校中のあのような行為は控えてもらうように母親に依頼した。同日夜、A女父親からも電話が入った。父親は、「娘はもう学校へ行けないと言っている。娘を守るのは親の役目だ。学校が信用できないから、警察に被害届を出すことも考えている。」と怒りをあらわにした。

■ 失敗事例を考える！

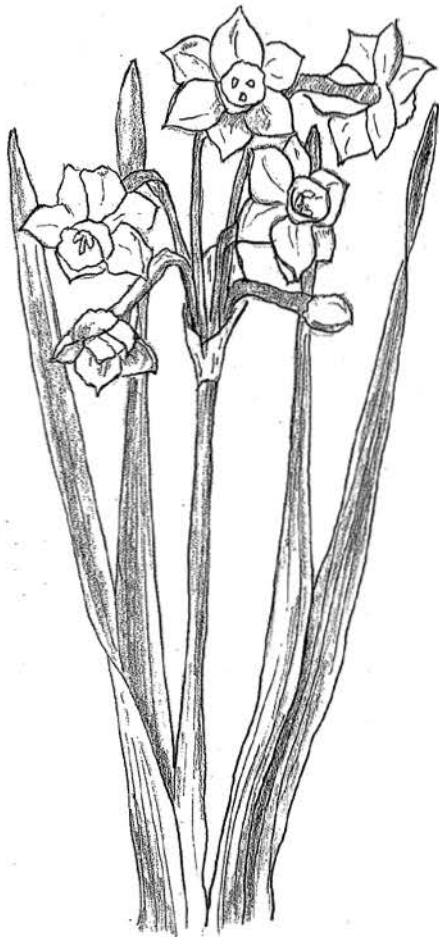
| | | | | |
|----|------------|----------------|----------|----------------------------|
| 解説 | 事例8 中学校 | 転校後のいじめによる登校渋り | 関連 語句 | 誹謗中傷・無視 ブログ・教室 学級の生徒 |
|----|------------|----------------|----------|----------------------------|

| 失敗の軸 | 失敗要因 | 失敗要因の分析 及び 適切な指導の在り方 |
|--|-----------------|---|
| 1 職員集団の 意思疎通 〔ヨコの連携〕 | a 職員間の意思疎通の弱さ | |
| | b 一人で抱え込む | |
| | c 気付く同僚がいない | |
| 2 組織的な 指導体制 〔タテの連携〕 | d 情報集約役がいない | <p>ブログの書き込み事件について、担任と学年主任が対応しているが、行為そのものの指導のみになっている。情報モラルという視点と、望ましい人間関係づくりという視点を踏まえて、学級、学年に対する指導をどのように行っていくかを明確にしたい。</p> <p>B女の母親に訴えられた教頭は、学年主任と共にA女宅を訪問し、B女の母親の訴えについて理解を求めようとしている。一番辛い思いをしているのはA女とその両親である。6月からの指導の経過を管理職が十分把握し、指導の弱い部分についての適切な助言を行うことができていなかった。B女の母親に対しては、気持ちを十分に聞いた上で、A女の両親の思いを理解してもらうよう努力する必要がある。</p> |
| | e 段取る調整役がいない | |
| | f 管理職への報連相がない | |
| | g 指導仮説がもてない | |
| | h 管理職のLSの不足 | |
| | i 合意形成の不足 | |
| | j 一貫性・柔軟性に欠く | |
| k 関係機関との連携ミス | | |
| 3 迅速・正確な 事実確認 〔指導姿勢・ 確認方法〕 | l 児童生徒理解が不十分 | <p>ブログに書き込みをしたB女の行為は、刑法に触れる行為であることを十分に理解させる必要がある。その上で、B女の思いを十分に聞き、A女との行き違いを修復させる場の設定と支援が大切である。</p> <p>また、9月の件は、B女からだけではなく、B女の周囲の生徒からも話を聞いて、いじめの構造をきちんと捉えて指導することが必要である。</p> <p>9月の件について、B女がA女を無視しているということを前提にして、事実関係を十分に把握しないで指導しているので、両者とも納得していない。学級全体への指導をする際には、いじめた生徒が反省するだけではなく、観衆や傍観者の生徒が自分の行為を反省し、いじめを許さない集団づくりを考えていけるように指導すべきである。</p> |
| | m 決めつけ・思い込み・不公平 | |
| | n 曖昧な報告で二転三転 | |
| | o 事実確認体制の不備 | |
| | p タイムオーバー | |
| q 見切り発車 | | |
| 4 誠意ある 対応 〔家庭との 連携〕 | r 生命・安全意識の欠如 | <p>A女の母親がB女を怒鳴りつけた心情を十分にくみ取った上で、今後の対応について父親も交えてじっくり話す場をもつことが大切である。両親に学校の対応方針をきちんと説明する必要がある。</p> <p>B女の母親の訴えは、B女に対する決めつけた見方があることに起因している。6月の事件及びその後B女の母親に対して、学校でのB女の頑張りや伝えたり、家での様子を聞いたりして連携を図ることが大切である。</p> <p>A女、B女の気持ちを十分理解した上での指導が不十分な状態で、それぞれの保護者に説明をすると、双方の保護者の間で板挟みの状態になることがある。生徒への指導に時間がかかることが予想される場合、指導の見通しや途中経過を保護者に定期的に知らせ、安心させることが大切である。</p> |
| | s 親ごころを考えない | |
| | t 誠意のない横柄な対応 | |
| | u 指導したつもり | |
| 5 見届け と承認 〔指導目的〕 | v 個人情報への配慮欠如 | <p>6月の事件後、しばらくはトラブルがなかったようだが、A女とB女の間には明らかに変化しているはずである。2人の言動に注意を払うとともに、継続して2人の気持ちを理解しながら、見届けることが必要である。</p> |
| | w 自己決定の場がない | |
| | x 見届け・認めなし | |
| y 指導の目的の欠如 | | |

* 表中の「LS」はリーダーシップの略



VI 參考資料



平成7年3月30日

教 育 事 務 所 長
市町村教育委員会教育長
小・中・高等学校長
各 盲・聾・養護学校長 様
幼 稚 園 長
教 育 セ ン タ ー 所 長
グリーンテクノセンター所長
情報処理教育センター所 長

岐阜県教育委員会

教育長 大 宮 義 章

いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について（通知）

このことについて、別添写のとおり、文部省から通知がありました。

児童生徒のいじめの問題については、既に平成6年12月6日付け教学第1137号及び平成6年12月19日付け教学第1177号-1をもって取組の徹底をお願いし、各市町村教育委員会、学校において指導の充実が図られているところでありますが、今後さらに関係者のいじめの問題への理解を深め、この問題の解決に向けた取組が強化される必要があります。

については、貴職におかれては、本通知中のいじめ対策緊急会議の報告「いじめの問題の解決のために当面とるべき方策について」及び調査結果を踏まえ、いじめの問題の解決のための取組を強化するとともに、今回の取組が一時的なものに終わらないよう、その取組について不断の見直しをしていただくようお願いします。



文初中第313号
平成7年3月13日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長

殿

文部省初等中等教育局長

井 上 孝 美

いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について（通知）

児童生徒のいじめの問題については、既に平成6年12月16日付け文初中第371の1号をもって取組の徹底をお願いし、各関係機関、学校において特段の努力が払われているところであります。

文部省においては、昨年12月「いじめ対策緊急会議」を開催し「緊急アピール」を出していただくとともに、その後、さらに、いじめの問題の解決のために必要な方策等について検討をいただいていたところですが、このたび、同会議において、別添のとおり「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について」の報告がとりまとめられました。

この報告においては、いじめの問題に関して、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つべきことなどの5つの基本認識に基づき、学校、教育委員会、家庭、国、社会のそれぞれにおいて取り組むべきこと等が具体的に示されております。

ついては、貴機関におかれては、この報告の趣旨を十分御理解の上、いじめの問題の解決のための施策の一層の充実を図るとともに、あわせて、貴管下の関係機関においても所要の措置が講じられるよう周知徹底をお願いします。また、この報告が教員研修等様々な機会において活用され、関係者のいじめの問題への理解を深め、この問題の解決に向けた取組が強化されるよう御指導願います。さらに、今回の取組が一時的なものに終わらないよう、その取組について不断の見直しを行っていくようお願いします。

なお、平成6年12月16日付け文初中第371の2号をもって照会した、いじめの問題への取組について、このたび、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので併せて通知します。今回の調査結果からは、いじめの問題の解決のため、教育委員会及び学校において既に各般の取組が行われていることがうかがえますが、一部に取組が十分でない例も見受けられるところであり、関係機関においては、このたびの報告及び調査結果を踏まえ、改めてその取組の体制等を見直し、いじめの問題の解決に向けた万全の取組が図られるようお願いします。また、今回の点検等によって明らかとなったいじめについては、既に十分な対応が行われていることと考えますが、未だ解決されていないいじめについては、早急に解決が図られるよう貴管下の関係機関に御指導願います。

いじめ対策緊急会議報告概要

-いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について-

1 いじめの問題への対応に当たっての基本的認識

- (1)「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
誰よりもいじめる側が悪いのだという認識と責任の所在の明確化
- (2)いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
子どもの苦しみや辛さを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号を鋭敏に捉えるよう努めること
- (3)いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
児童生徒の人格のより良き発達を支援するという観点に立った指導
- (4)関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
親や教師等の関係者の一体となった取組み
- (5)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
家庭教育の役割の重要性の再認識

2 学校における取組

- (1)実効性ある指導体制の確立
 - 学級担任の自覚と責任ある指導及び学校全体での一致協力した取組
 - 全教職員の参加による実践的な校内研修の積極的な実施
 - 保健主事の役割の重視と養護教諭の積極的な位置付け
 - カウンセリング等に関する専門家や関係機関等との連携の強化
- (2)事実関係の究明と、いじめる児童生徒に対する適切な教育的指導
 - 事実関係の迅速かつ正確な把握と保護者とのきめ細かな連携による適切な対応
 - いじめの非人間性等に気付かせるなどいじめを行う児童生徒に対する教育的指導
 - いじめが一定の限度を超える場合には出席停止等の厳しい対応も必要
 - その場限りではない継続的かつ徹底的な指導
 - 学校における児童生徒の「心の居場所」作り
- (3)日々の触れ合いを通じた教育相談的活動の充実
 - 教師の全人格的な接し方による児童生徒との深い信頼関係の醸成
 - 校務運営の効率化による児童生徒や保護者と接する機会の確保・充実
- (4)積極的な生徒指導の展開
 - 学校教育活動全体を通じてのお互いの個性を尊重する態度等の育成
 - 学級活動等の集団活動やボランティア活動等を通じた良好な人間関係、社会性の涵養
 - 生命を尊重する態度や生きる力を育む教育
- (5)家庭・地域のより良きパートナーとしての努力
 - 「開かれた学校」の観点に立った意義のある連携協力関係の構築

3 教育委員会における取組

- (1)いじめの問題の解決に向けた各学校の取組への支援
指導主事や教育相談の専門家等の派遣等など学校に対するきめ細かな支援

(2) 効果的な教員研修の実施

あらゆる機会を捉えた研修の実施及びその内容・方法の工夫等

(3) 相談体制の充実

- 教育センター等における相談員の配置等相談体制の整備・充実(平成7年度地方財政措置予定)及びその周知広報
- 学校と相談機関相互間の連携
- 専門的な研修による相談担当者の資質向上

(4) 関係団体との連携協力による多様な教育活動の充実

学校外における多様な体験活動や集団活動の機会の積極的な提供

(5) 家庭の教育力の活性化への支援

家庭の教育力の活性化のための保護者等への啓発活動や支援方策の工夫

4 家庭における取組

(1) 家庭教育の重要性の再認識

思いやりや正義感など基本的な生活習慣・態度等を身に付けさせる第一義的な責任の自覚

(2) 子どもにとって真の『心の居場所』となる家庭づくり

何でも率直に語り合え、子どもにとって真にやすらぐことのできる家庭づくり

(3) 地域活動への親子での積極的な参加

ボランティア活動や地域における行事等への親子での積極的な参加による親子の絆の強化

5 国における取組

(1) 教育委員会や学校における指導体制を充実させるための支援

- 教育相談に関し専門家を活用すること等についての積極的な指導・援助
- 教諭のみならず、養護教諭も保健主事に充てることのできるようにするための措置
- 養護教諭に対する研修の充実
- いじめの問題に関する教師用指導手引書の作成についての検討

(2) 教員研修の効果的実施

国レベルの教員研修の内容、対象、実施方法等の施策の一層の充実

(3) 教育相談体制の充実

- 関係者の相談に応じるとともに、いじめの問題に関する事例や全国の相談窓口等の情報の提供を行う「いじめ問題対策センター(仮称)」(平成7年度予定)の早急な整備
- 学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、「スクールカウンセラー(仮称)活用調査研究委託事業」(平成7年度予定)の早期かつ効果的な実施

(4) 家庭教育関連施策の充実

家庭の教育力の活性化のための取組への支援

6 社会における取組

- 一人一人がそれぞれの立場でその責務を自覚し、いじめの解消に向けて可能な取組を行うこと
- 諸メディアの内容が不適切なものとならないような関係者の理解と協力

教学第 886 号
平成8年8月13日

各 教育事務所長
市町村教育委員会教育長
小・中・中学校長
高等学校長
盲・聾・養護学校長 様

岐阜県教育委員会
教育長 大宮 義章

いじめの問題に関する総合的な取組について（通知）

このことについて、別添のとおり平成8年7月26日付け文初中第386号にて、文部省初等中等教育局長及び文部省生涯学習局長から通知がありました。

いじめの問題に対する取組については、これまでも関係者において特段の努力が払われているところではありますが、依然としていじめ問題はその解決に向けて緊急かつ総合的に取り組まねばならない状況にあります。

県教育委員会としましても、いじめ対策本部を設置し、いじめの問題の根絶に向けて総合的に各種の施策の充実に取り組んでいるところであります。

貴職におかれても、平成7年12月19日付け教学第1367号「いじめの問題への取組みの徹底等について」をはじめとして各種の通知等を踏まえるとともに、本通知の趣旨を十分に理解し、下記のことには留意の上、緊急かつ積極的に取り組むよう指導の徹底を願います。

記

- 1 各市町村教育委員会においては、「学校における取組の充実」の周知徹底を図るとともに、「教育委員会における取組の充実」のうち、各教育委員会の実情に応じた施策が推進されるようにする。その際、特に次のことに配慮する。
 - ①家庭・地域社会との連携に関する施策
 - ②教育相談体制の整備に関する施策
 - ③いじめ問題の基本的認識の徹底

- 2 各学校においては、本通知の周知徹底を図るとともに、特に「学校における取組の充実」の適切な対応を図る。その際、特に次のことに配慮する。
 - ①「児童生徒の問題行動等に関する総合的な取組について」（概要）の「学校運営改善の基本姿勢（・子どもの立場に立った学校運営、・開かれた学校）」の十分な認識
 - ②学校の指導の基本姿勢の明示、情報の提供等によるPTAとの連携、協力
 - ③本通知の夏休み中における全教職員の熟知と二学期からの適切な対応

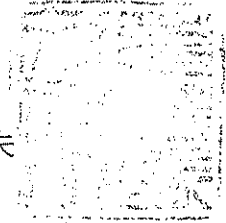


文初中第386号
平成8年7月26日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学長

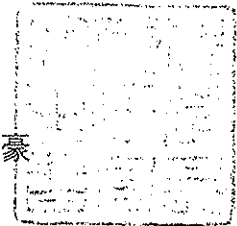
文部省初等中等教育局長

辻村哲夫



文部省生涯学習局長

草原克豪

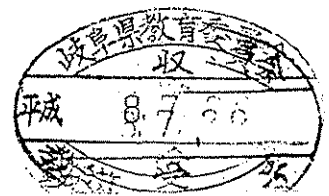


いじめの問題に関する総合的な取組について（通知）

児童生徒のいじめの問題への取組については、平成7年12月15日付け文初中第371号「いじめ問題への取組の徹底等について」をはじめとする一連の通知等を踏まえ、関係者において特段の努力が払われているところですが、依然としていじめの問題は極めて憂慮すべき状況にあります。

文部省としても、これまで、いじめの問題の解決のため、各種の施策を総合的に進めてきたところであり、平成6年7月以来、「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、いじめの問題に関する総合的な調査研究を行っていただいていたところ、このたび、別添のとおり、「いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～」（報告）を取りまとめていただきました。

この報告は、本会議が先に行った「児童生徒のいじめ等に関するアンケート調査」や現地調査の結果等を踏まえ、全ての人々が「弱い者をいじめめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つことなど、いじめの問題に関する5つの基本的認識を改めて確認した上で、家庭・地域社会、学校、教育委員会、国の具体的な取組について総合的な提言を行っています。



特に、いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うこと、また、少なくとも大人の一人一人がそれぞれの立場からその責務を果たすことについて強く述べているところです。

学校については、「子どもの立場に立った学校運営」「開かれた学校」という二つの改善の視点を示した上で、①実効性ある指導体制の確立、②事実関係の究明、③いじめる児童生徒への適切な教育的指導、④いじめられる児童生徒への弾力的な対応、⑤積極的な生徒指導、⑥家庭・地域社会との連携協力等について具体的に述べています。とりわけ、いじめる児童生徒に対して適切な指導が必要であること、また、いじめられる児童生徒を徹底して守り通すということが強調されています。

また、教育委員会については、①家庭教育に対する支援の充実、②学校での取組に対する支援の充実、③効果的な教員研修の実施、④教育相談体制の充実、⑤学校外における多様な教育活動の充実等について具体的に述べています。

文部省としては、この報告を踏まえ、今後さらに関連施策の充実に取り組むこととしております。貴機関におかれては、特に下記の点に留意しつつ、本報告に盛り込まれている各種の提言を十分踏まえ、いじめの問題の解決のため取組の一層の充実、徹底を図るとともに、あわせて貴管下の学校及び市町村教育委員会その他の関係機関にこれらの趣旨を周知し、教師をはじめとする関係者の一人一人がこの問題の重大性を強く認識し、自らの切実な問題として積極的に取り組むよう改めて指導の徹底をお願いします。

記

I 学校における取組の充実

1 基本的な考え方及び教育指導の在り方

- (1) 学校は児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であること。学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る必要があること。

- (2) いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童生徒に持たせること。
- (3) いじめられる児童生徒やいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示すこと。
- (4) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図ること。
- (5) 学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義があること。
- (6) すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要があること。また、学習の遅れがちな児童生徒には十分な補充指導を行うとともに、学校行事や部活動等において自己存在感を持つことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努める必要があること。

2 学校運営及び学級経営等の在り方

- (1) 各学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する必要があること。

- (2) いじめは児童生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならないこと。また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意すること。
- (3) いじめの問題への取組に当たっては、いじめの多寡以上に、いじめに如何に迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図るかが大切であること。
- (4) 児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、養護教諭等との連携を積極的に図るとともに、教育相談室等の整備をはじめ、児童生徒にとって相談しやすい体制を整えること。また、全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施すること。
- (5) 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、児童生徒や保護者と接する機会の確保と充実に努める必要があること。給食、遊び、清掃活動などを通して児童生徒と触れ合う機会の確保に努めること。
- (6) 部活動の本来的機能を生かし適切に運営することは、いじめの問題に対する有効な方策となり得るものであること。部活動指導においては、児童生徒同士の間関係や一人一人の個性に配慮するとともに、教師が部活動指導の多忙が理由で他の児童生徒との触れ合いを不足させることがないように、校務分掌をはじめ学校全体として十分に配慮する必要があること。
- (7) 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、学校教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する必要があること。また、グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う必要があること。

3 いじめる児童生徒又はいじめられる児童生徒への対応

- (1) いじめる児童生徒に対しては、保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行うほか、一定期間、校内においてほかの児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効と考えられること。また、いじめた児童生徒が、いじめを繰り返したり、いじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導すること。
- (2) いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめる児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要であること。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携が積極的に図られてよいこと。
- (3) いじめられる児童生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよいこと。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要があること。
- (4) いじめられる児童生徒又はいじめる児童生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要であること。また、必要に応じて児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよいこと。
- (5) いじめられる児童生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見等も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要があること。この場合、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応すべきこと。
- (6) 上記(1)から(5)の措置を講ずることについて、学校、教育委員会、及び保護者は、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切であること。

4 家庭・地域社会との連携

- (1) 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の対処方針や年間指導計画などいじめに関する情報を十分に提供して、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。また、いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応することが必要であること。
- (2) いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けるほか、特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保して、積極的に連携を図る必要があること。休日や学校外などにおけるPTA懇談会や保護者面談の開催など、開催時間や開催場所を見直して多くの保護者が参加しやすいように工夫する必要があること。

5 その他

- (1) 体罰は学校教育法第11条において厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。あってはならない教師の体罰がいじめへの取組に少なからぬ影響を及ぼしていることに留意すること。
- (2) 校則は、学校の責任と判断において決定されるべきものであるが、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、きめ細やかで「個に応じた生徒指導」という観点から、より適切なものとなるよう絶えず見直しを行う必要があること。

II 教育委員会における取組の充実

1 家庭・地域社会との連携

- (1) 家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育機能の充実を図る施策を計画的に推進すること。その際、家庭教育の意義に関心を示さない、あるいは、学校との連携に協力的でない保護者などへの方策について、子育てのネットワークづくりの推進などきめ細やかな施策が望まれること。

(2) 児童生徒が、学校外で豊かな生活体験を積み、健全な人間関係を育てていくため、青少年関係団体等とも協力しながら、学校外における多様な体験活動や集団活動の機会を積極的に提供していくことが必要であること。

(3) いじめの問題の解決のため、子どもたちに様々な社会体験、生活体験、自然体験を得させることを目的とした青少年団体やスポーツ団体などの各種団体の活動の一層の活発化、民間活力を生かした各種のプログラムの展開など、各地域の実情に応じ、創意工夫を生かした活動が積極的に展開されるよう、教育委員会としての支援策を積極的に講じること。

特に、地域を挙げた様々な取組がなされるよう、教育委員会として地域の関係団体や機関などに積極的に働きかけること。

2 学校に対する支援の充実等

(1) いじめの問題の解決に向けて、例えば、校内研修の講師として指導主事や教育相談の専門家を派遣するなど各学校の取組を積極的に支援する必要があること。特に、生徒指導上困難な課題を有する学校に対しては、教職員の加配、年齢や経験を考慮した教員構成の在り方など教職員配置等について、可能な限り重点的、かつ優先的に行うよう配慮する必要があること。

(2) できる限り多くの教師がいじめの問題に関する実践的な研修を受けられることができるよう配慮するとともに、管理職研修や専門的な研修をはじめ各種研修の受講者の区分に応じたきめ細かで効果的なプログラムを用意する必要があること。

(3) いじめの問題に関する国や教育委員会の通知などの資料が、具体的に学校でどのように活用されたか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行って、学校の積極的な取組を促す必要があること。また、いじめの問題に関する校内研修や児童生徒に対する具体的な指導内容などについての点検も必要であること。

3 いじめる児童生徒又はいじめられる児童生徒への対応

(1) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合があること。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮すること。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行うこと。

(2) いじめられる児童生徒を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないよう留意すること。

この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応すべきこと。

4 組織体制の充実等

(1) 都道府県や市町村の教育委員会においては、学校指導事務担当課だけでなく、広く関係する部課においてもいじめの問題を自らの課題として取り組み、教育委員会が一丸となってこの問題に対する取組を進めていく必要があること。また、私立学校担当課と情報交換をはじめ十分な連携を図りながら取組を進めていくことが必要であること。

(2) 教育相談員の配置を積極的に進めるなど、教育委員会や教育センター等の相談体制の整備・充実を図るとともに、利用者の相談ニーズに配慮し、相談時間を延長するなど相談窓口の開設時間の工夫等を行うことが必要であること。教育センター等の相談員や臨床心理士などの指導助言の下に、教員養成学部の学生など児童生徒に比較的年齢の近い者を相談相手とする方策なども検討されてよいこと。

(3) 適応指導教室や民間の施設との指導面でのより一層緊密な連携を図るとともに、校内研修や教育委員会が実施する教員研修への講師の派遣について協力を求めることも大切であること。児童福祉、人権擁護、警察、医療等の関係相談機関と定期的な情報交換・研究協議の機会を設けるとともに、研修会の講師など機関相互における人材の有効活用等の工夫を行うなどして、これらの機関と学校との一層緊密な連携を図る必要があること。

(4) 各学校において、教師と児童生徒や保護者が触れ合う機会を十分確保する観点から、教育委員会は例えば学校を対象とする諸会議の開催や調査報告の求め方、各種の調査研究の在り方、教員研修の体系化等について積極的に検討し改善することが必要であること。

なお、国においても、学校を対象とする各種調査の方法や内容、調査研究の在り方などについて検討し改善を図ることとしている。

各 { 公立高等学校長 } 様
 { 盲・聾・養護学校長 }

学校支援課長

いじめの問題への取組の徹底について（依頼）

このことについては、平成18年10月3日付け学支第681号で、いじめへの迅速かつ適切な対応を徹底するようお願いしたところですが、すでに報道等で御存じのとおり、再び、他県で中学生がいじめにより自ら命を絶つという事件が起きました。今回の事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題があったとされ、学校教育に携わる関係者に対する家庭や地域の信頼が著しく損なわれる結果となっています。

そこで、学校教育に携わるすべての関係者一人一人は、現にいじめに苦しんでいる児童生徒のため、また、今回のような事件を決して起こさないためにも、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。

については、別添写しの文部科学省初等中等教育局長からの通知の趣旨及び内容も十分理解のうえ、別紙「総点検実施要項」にしたがっていじめの問題への取組の総点検を実施するとともに、総点検の結果について下記の留意事項を踏まえ今後の改善策を明らかにし、更なる徹底を図るよう職員を指導願います。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラー等との連携などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨

むこと。

- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

- (5) 学校におけるいじめへの対応の方針等について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係者等に対して正確な情報提供を行う事により、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対に許されないことなど、人間としての倫理観や規範意識について、学校教育全体を通じて、全教職員で徹底して指導に当たり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置等も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、折に触れて必要な指導を行うこと。

- (4) 幼小、小中、中高での情報交換・情報共有の場を多くし、いじめの被害者及び加害者となってしまった児童生徒の個々の成長を継続的に見届け、支えられるようにすること。

3 教育委員会による支援について

教育委員会においては、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

いじめの問題への取組点検票

| | |
|-----|--|
| 学校名 | |
|-----|--|

| | |
|------------------------|--|
| 1 指導体制について | |
| (1) | いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。 |
| (2) | いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。 |
| (3) | いじめの問題について、学校の中で「報告・連絡・相談・確認」などが円滑に行われ、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。 |
| 2 教育指導について | |
| (4) | お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に作る指導などの充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。 |
| (5) | 全校集会のような機会に、校長や担当教師などが、児童生徒に対していじめの問題に関する講話をしたり、積極的に指導を行ったりするよう努めているか。 |
| (6) | 道徳の時間や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。 |
| (7) | 学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、仲間や友だちの中に悲しんだりつらい思いをしたりする子がいないか児童生徒が確かめ合うことができるようにするなど、適切な指導・助言が行われているか。 |
| (8) | 児童生徒に幅広い生活体験を積ませるなどして、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。 |
| (9) | 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。 |
| (10) | いじめを行う児童生徒に対しては、毅然とした対応を行うことができるよう、具体的な対応方法が明確になっているか。 |
| (11) | いじめられる児童生徒に対し、心のケアや問題の解決が確認できるまで別室で学習できるようにするなどさまざまな弾力的措置を講じて、いじめから守り通すための対応を行っているか。 |
| (12) | いじめが解決したと見られる場合でも、いじめを受けた児童生徒の教育相談を実施するなど、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。 |
| 3 早期発見・早期対応について | |
| (13) | 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。 |
| (14) | 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かな把握に努めているか。 |
| (15) | いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などの学校内の専門家との連携に努めているか。 |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| (16) | 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。 | |
| (17) | いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人からの情報収集などを通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 | |
| (18) | いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察などの地域の関係機関と連携協力を行っているか。 | |
| (19) | 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。 | |
| (20) | 学校における保護者などの相談体制が整備され、保護者に十分理解されているとともに、相談内容に応えることができるようになっているか。 | |
| (21) | 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関やスクールカウンセラーなどの専門家との連携が図られているか。 | |
| (22) | 教育センター、人権相談所、児童相談所など学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 | |
| (23) | 児童生徒などの個人情報の取扱いについては、十分な配慮をして適切に取り扱われているか。 | |
| 4 家庭・地域社会との連携について | | |
| (24) | 学校においていじめに対する対応の方針などを説明するなどして、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。 | |
| (25) | 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。 | |
| (26) | いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。 | |
| (27) | いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。 | |
| (28) | P T Aや地域の関係団体などとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。 | |

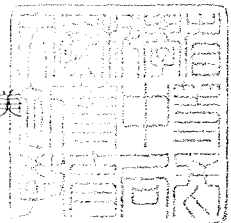


18文科初第711号
平成18年10月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長

錢 谷 眞 美



(印影印刷)

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢

を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にしている教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

〈チェックポイント〉

I 学 校

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。
特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。

- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解

を得るよう努めているか。

- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

学支第588号
平成22年7月13日

各市町村教育委員会教育長 様
各小・中学校長 様

岐阜県教育委員会
学校支援課長

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

平素より各市町村教育委員会、各学校におきましては、いじめの問題への取組について、多大なるご尽力をいただき、誠に感謝申し上げます。

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、平成21年度の「いじめの認知件数」は、前年度に比較して、小学校で約900件（23%）、中学校で約300件（17%）減少する見込みであり、3年連続して減少する傾向にあります。

これは、日頃から、各学校において、いじめの予防や早期発見・早期対応に尽力し、一人一人の児童生徒を大切にされた指導の賜物であるととらえています。また、学校の内外を問わず、家庭・地域のすべての大人が連携して、いじめの未然防止や撲滅を目指す「子どもを地域で守り育てる県民運動」が継続して展開されていることの成果であるととらえています。

こうした中で、新聞やテレビなどで報道されたとおり、県内の中学校で、いじめがエスカレートして、被害生徒が裸にされるとともに、その行為を撮影した画像を携帯電話等により送受信されるという、悪質な事件が発生しましたことは、極めて遺憾であり、重大な問題であると深刻に受け止めているところです。

今回の事件については、詳細な状況把握が学校で進められている段階ですが、現時点で把握している事実に照らしてみると、

- ・いじめという範疇を超えて、携帯電話を使った悪質な犯罪であるにもかかわらず、加害者側の生徒に重大な犯罪行為をしたという認識が希薄であったこと
- ・学校外の場所や保護者が不在の自宅という学校が把握しにくい状況の中で行われていたため、学校での発見が遅れ、約1ヶ月半に渡っていじめが継続的に行われるとともに、徐々に激化し悪質化したこと
- ・関与した生徒が多数であるにもかかわらず、初期の段階でそれらの生徒による学校への相談や通報が無かったため、学校での発見や対応が遅れが生じたこと

などが、再発防止策を考える上で見逃すことができない主たる特徴と言えます。

このような事件を二度と繰り返さず、いじめで苦しむ子どもたちを出さないためには、教職員も保護者も、これまで以上にいじめの未然防止に努めるとともに、その兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があります。

とりわけ、携帯電話やインターネットを通じた行為の場合には、被害者に直接的な暴行等を行うものでない場合が多いため、当該行為が悪質な犯罪であることの認識が希薄となるとともに、当該行為が簡単に行え、かつ大人に発見されにくいいため、加害行為に心理的な抑制が働かずエスカレートするおそれが強くなります。そのため、これらの行為が重大な犯罪行為であることを十分に認識させ、規範意識を高めることが必要となります。

また、学校外でいじめが行われる場合には、学校外の生徒の活動まで学校が把握することは困難であり、その結果、発見が遅れ、学校が状況を把握した段階では、取り返しのつかない事態となっている可能性が高くなります。そのため、早期発見・早期対応というこれまでの取組を一步進めて、「未然防止」にこそ重点を置く必要があります。

さらに、学校が把握しにくい状況でいじめが生じた場合、学校が事案を早期発見するためには、いじめの被害者や傍観者からの通報が不可欠となります。そのため、被害者や傍観者が学校の教職員に相談しやすい環境を作っていく必要があります。

については、各市町村教育委員会、各学校においては、これまでの取組について引き続き努めていただくとともに、特に下記の点についての取組を徹底していただきますようお願いいたします。また、夏季休業日を控えた児童生徒・保護者に対して適切に指導・助言願います。

記

- 1 未然防止を重視し、いじめなどの問題行動が起こらない（起きにくい）学校づくりについて
 - (1) 児童生徒の規範意識を高めること
 - ・悪質ないじめ等の問題に対しては、警察等の関係諸機関との連携を図り、毅然とした指導を行うことを児童生徒に周知徹底すること
 - ・いじめ集団には、加害者・被害者だけではなく、傍観者・観衆の役割があることを踏まえ、「見て見ぬふりをすることはいじめに加担することである」、「犯罪行為については共犯となる」という認識をもつことができるよう指導すること
 - ・インターネットに悪口を書き込む行為が刑法の名誉毀損に当たることや、携帯電話等で性的な写真を撮影したり、そのファイルを転送したりすることが児童ポルノ防止法の児童ポルノの提供等に当たるなど、これらの行為が重大な犯罪に当たることを十分に指導すること
 - (2) これまで以上に、全校体制でいじめなどの問題行動の未然防止に努めるよう、教職員の意識を高めること
 - ・国立教育政策研究所生徒指導研究センターの「いじめ追跡調査 2007-2009 Q&A」や過去の事例等を踏まえ、いじめなどの加害行動に至る要因や背景の分析を行い、いじめが発生するメカニズムを踏まえた、未然防止につながる取組を行うこと
 - ・学校生活において、授業が分からない、教員に話をよく聞いてもらえずに叱られる、勉強のことで友人にからかわれるなどのストレスが、いじめの加害行為に向かわせていることを踏まえ、分かる授業を行うことや、児童生徒に対していたずらに「勝ち負け」を強調したり、相手をおとしめたりするような表現を用いることを避けること
 - ・児童生徒の話に真摯に耳を傾けることなどにより、学校の教育活動全体の中でいたずらに児童生徒へストレスが生じないような工夫を講じること
- 2 いじめの早期発見・早期対応について
 - (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを再認識し、いじめの被害者や傍観者から学校へ相談しやすい環境をつくること
 - ・学級担任、養護教諭はもとより、学校にいるすべての教職員が相談相手となることを児童生徒に周知すること
 - ・いじめを受けている被害者や傍観者は、学校に相談することでいじめが激化することや自分がいじめのターゲットとなることをおそれ、相談することを躊躇していることを踏まえ、学校に相談した児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと
 - ・学校が相談を受けた事案について、軽い気持ちで甘い対応をすることや、訴えた児童生徒への配慮に欠けた対応をすることにより、学校への信頼を失わせ、ひいては学校への相談を躊躇させることを助長していることをしっかりと踏まえ、教職員全員がいじめに

対する甘い考えを捨て、慎重かつ真摯に対応し、児童生徒の学校への信頼感を醸成すること

- ・校長のリーダーシップの下、教職員間の迅速・緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して、早期対応する体制で臨むこと
- ・「心と身体健康調査」やアンケートの実施、生活記録ノートの活用、教育相談週間等の設定などにより、児童生徒の状況を把握すること

3 その他

(1) 「平成22年度第1回いじめに関する調査（4月～7月）」については、その趣旨を十分踏まえ、いじめに対する早期発見・早期対応のみならず、未然防止に資するよう、全職員の共通理解のもと、危機意識を高めて実施する。

- ・本事件の発生を受けて、調査項目を追加（11頁）する。それに伴い、実施要項及び留意事項を一部追加して実施する。（別紙）

(2) いじめをはじめとする問題行動等の未然防止のための職員研修を夏季休業中などに、全学校で実施する。

- ・「ほほえみと感動のある学校をめざして」（平成18年11月 岐阜県教育委員会）を適切に活用する。
- ・生徒指導支援資料2「いじめを予防する」（国立教育政策研究所生徒指導研究センターより各学校に配付）を適切に活用する。

| | |
|----------|--------------------------------|
| 課名 担当名 | 学校支援課 生徒指導担当 |
| 担当者氏名 | 橋本 勇治 |
| 電話番号 | (058)272-1111 内線 3695 |
| FAX番号 | (058)278-2822 |
| 担当E-mail | hashimoto-yuji@pref.gifu.lg.jp |

学支第1043号
平成22年11月17日

各教育事務所長 様

学校支援課長

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（依頼）

標記の件について、別添写しのとおり、文部科学大臣政務官から通知がありました。

このことについては、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月25日付け学支第753号依頼、平成22年7月13日付け学支第588号通知）において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり等について、取組の徹底を図っているところです。

また、「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（平成22年10月14日付け学支第943号依頼）において、いじめ問題への取組の基本として、①「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義、②個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることの二点を大切にしていじめの問題に取り組むことを依頼したところです。

岐阜県内の各学校においては、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けるための手法として、「アンケート調査」等を、すでに非常に高い実施率で行っており、その結果から更に必要な取組を推進することが大切にされています。しかしながら、県外においては先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、後に当該児童生徒がいずれもいじめにあってきた事実が確認されました。

については、改めて、これらの通知の内容を貴管内の市町村教育委員会及び各学校に対して周知徹底し、いま一度総点検を実施するよう指導願います。さらに、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、以前にいじめの被害を受けたことがある児童生徒や日頃から一人でいることが多い児童生徒はもとより、すべての児童生徒に対して、その兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するよう併せて指導願います。

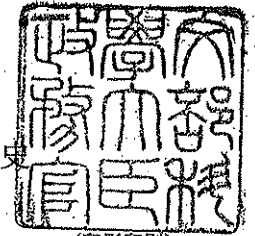
| | |
|-----------|--------------------------------|
| 本件担当名 | 学校支援課生徒指導担当 橋本 |
| 電話番号 | (058)272-1111 内線 3695 |
| FAX 番号 | (058)278-2822 |
| 担当 E-mail | hashimoto-yuji@pref.gifu.lg.jp |



22文科初第1173号
平成22年11月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学大臣政務官
笠 浩



(印影印刷)

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）

標記の件については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）において、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

また、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について（平成22年9月14日付け初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があり、その方法として、「アンケート調査」を実施した上で、更に必要な取組を推進すること、また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めることをお願いしたところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、当該児童生徒がいずれもいじめにあっていた事実が確認されました。

つきましては、改めて、これらの通知の内容を所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底し、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知の別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考にしながら、いま一度総点検を実施するようお願いいたします。なお、平成18年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「いじめ」とは、「当

該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としていることに御留意ください。

その上で、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するようお願いいたします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底するようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線 3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

学支第1312号
平成23年1月26日

各教育事務所長 様

学校支援課長

「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について（依頼）

標記の件について、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

このことについては、「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月17日付け学支第1043号依頼）、「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（平成22年10月14日付け学支第943号依頼）、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月25日付け学支第753号依頼、平成22年7月13日付け学支第588号通知）等において、その実態把握や取組の徹底をお願いしてきたところです。別添調査結果によれば、県内の各学校においては、いじめの問題への取組に対する定期的な点検の実施やアンケート調査の実施などについて適切な対応がなされており、各市町村教育委員会及び各学校、また一人一人の教職員のいじめの問題に対する意識の高さを再確認することができました。今後も各々において、取組に対する点検の結果やアンケート調査の結果から、更に必要な取組を状況に応じて確実に実施することが求められます。

については、貴管内の市町村教育委員会及び学校に対して、下記の事項に留意の上、取組の点検結果やアンケート調査等の結果から更に必要な取組を推進することを、いま一度大切にするとともに、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるよう改めて指導願います。

記

1 学校の取組について

- (1) 各学校では、いじめの問題への取組について、定期的な点検が確実に実施されているが、それぞれの実情に応じた適切な点検項目を設けたり、点検結果を踏まえた取組の充実を図ったりする必要がある。
- (2) 点検は基本的に全教職員で行う必要がある。
- (3) 各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」を、基本的に複数回実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートの活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。
- (4) 各学校は、いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

2 教育委員会の取組について

- (1) 各教育委員会は、管内の学校に対して、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた点検項目に基づく定期的な点検を求め、報告を求めるなど、取組の充実を促す必要がある。
- (2) 各教育委員会は、管内におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、すべての学校で実施されている「アンケート調査」について、その結果から更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努める必要がある。
- (3) 各教育委員会は、いじめの問題への自らの取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目を作成し、定期的に点検を行う必要がある。
- (4) 各教育委員会は、管内の学校等に対し、すでに明らかにしているいじめの問題に関する指導の方針に基づき、積極的な指導を行う必要がある。
- (5) 各教育委員会は、管内の学校におけるいじめの問題の状況について、実態の的確な把握に努め、各学校のニーズに応じて、適切な支援を行う必要がある。
- (6) 各教育委員会は、関連の通知などの資料の活用や、その趣旨の周知・徹底について学校の取組状況を点検し、必要な指導・助言を行う必要がある。
- (7) 各教育委員会は、いじめの問題について、研修の実施や教師用手引書等の作成により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促す必要がある。
- (8) 各教育委員会は、学校のみならず、保護者からの相談の内容に応じ、学校と協力した継続的な事後指導や医療機関など専門機関との連携が求められる。
- (9) 各教育委員会は、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 本件担当名 | 学校支援課生徒指導担当 橋本 |
| 電話番号 | (058) 272-1111 内線 3695 |
| FAX 番号 | (058) 278-2822 |
| 担当 E-mail | hashimoto-yuji1@pref.gifu.lg.jp |

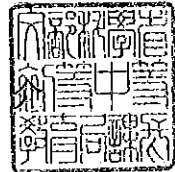


22初児生第50号
平成23年1月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人の長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷桂



(印影印刷)

「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について（通知）

標記の調査について、このたび、調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。

いじめの問題については、「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月9日付け22文科初第1173号文部科学大臣政務官通知）、「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け22初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）等において、その実態把握や取組の徹底をお願いしてきたところですが、別添調査結果のとおり、定期的な点検の実施やアンケート調査の実施などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各学校や教育委員会において、下記の事項に御留意の上、いじめの問題への取組の更なる徹底を図るようお願いします。

なお、標記調査は、教育委員会及び公立諸学校を対象として行ったものですが、いじめの問題への取組の徹底は私立学校や国立学校においても当然求められるものであり、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るようお願いします。

記

1. 学校の取組について

- (1) 各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- (2) 点検は基本的に全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題について全教職員で共有する必要がある。
- (3) 各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートの活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。
- (4) 各学校は、いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

2. 教育委員会の取組について

- (1) 各教育委員会は、管下の学校に対して、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す必要がある。
- (2) 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努める必要がある。
- (3) 各教育委員会は、いじめの問題への自らの取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目を作成し、定期的に点検を行う必要がある。
- (4) 各教育委員会は、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにし、積極的な指導を行う必要がある。
- (5) 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの問題の状況について、実態的確な把握に努め、各学校のニーズに応じて、適切な支援を行う必要がある。
- (6) 各市区町村教育委員会は、出席停止の手続きに関する教育委員会規則を定める必要がある。
- (7) 各市区町村教育委員会は、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるようにする必要がある。
- (8) 各教育委員会は、関連の通知などの資料の活用や、その趣旨の周知・徹底について、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行う必要がある。
- (9) 各教育委員会は、いじめの問題について、研修の実施や教師用手引書等の作成により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促す必要がある。
- (10) 各教育委員会は、いじめの問題に関して、学校のみならず、保護者からの相談も直接受け止められるよう教育相談体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知徹底を図る必要がある。また、教育相談の内容に応じ、学校と協力した継続的な事後指導や医療機関など専門機関との連携が求められる。

(11) 各教育委員会は、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線 3298）

（データについて）

生徒指導調査分析係

電話：03-5253-4111（内線 3208）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp

引用・参考資料一覧

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>岐阜県生徒指導の手引 「信頼と愛情に基づく 教育をめざして～いじめ・非行の克服ために」 昭和62年 1月 岐阜県教育委員会</p> | | <p>「ひびきあい」 平成16年 3月 岐阜県人権同和教育協議会</p> |
| | <p>「いじめを早期に発見し、適切に 対応できる体制づくり～子どもを 守り育てる体制づくりのための有 識者会議のまとめ（第1次）」 平成19年 2月 文部科学省</p> | | <p>「いじめの問題に関する 取組事例集」 平成19年 2月 文部科学省</p> |
| | <p>「いじめのメカニズム とその対応」 平成19年 2月 福岡県教育委員会</p> | | <p>小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年 6月 文部科学省</p> |
| | <p>中学校学習指導要領解説 総則編 平成20年 7月 文部科学省</p> | | <p>「教職員のための子ども の健康観察の方法と 問題への対応」 平成21年3月 文部科学省</p> |
| | <p>「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」 平成21年 3月 文部科学省</p> | | <p>『「いじめを理解する」 いじめ追跡調査 2004-2006 いじめQ & A』 平成21年 4月 文部科学省</p> |
| | <p>「いじめを理解する」 「いじめを予防する」 「いじめを減らす」 平成21～23年6月 国立教育政策研究所</p> | | <p>「子どもの自殺が起きた ときの緊急対応の手 引き」 平成22年 3月 文部科学省</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>「生徒指導提要」</p> <p>平成22年 3月</p> <p>文部科学省</p> | | <p>「心のキャッチボール 【三訂版】」</p> <p>平成22年 3月</p> <p>岐阜県教育委員会</p> |
| | <p>「生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制」</p> <p>平成22年 3月</p> <p>国立教育政策研究所</p> | | <p>「生徒指導の役割連携 の推進に向けて」(中学校編)</p> <p>平成22年 3月</p> <p>国立教育政策研究所</p> |
| | <p>『「いじめを予防する」 いじめ追跡調査 2007-2009 いじめQ & A』</p> <p>平成22年 6月</p> <p>文部科学省</p> | | <p>「子どもの心のケアの ために」</p> <p>平成22年 7月</p> <p>文部科学省</p> |
| | <p>「生徒指導の役割連携 の推進に向けて」(小学 校編)</p> <p>平成23年 3月</p> <p>国立教育政策研究所</p> | | <p>「生徒指導の役割連携 の推進に向けて」(高等 学校編)</p> <p>平成23年 3月</p> <p>国立教育政策研究所</p> |
| | <p>「失敗事例に学ぶ生徒 指導のポイント～生徒 指導事例研修シート」</p> <p>平成23年 3月</p> <p>岐阜県教育委員会</p> | | <p>「生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との 連携」</p> <p>平成23年 3月</p> <p>国立教育政策研究所</p> |
| | <p>「平成23年度 自殺 対策白書」</p> <p>平成23年 6月</p> <p>内閣府</p> | | <p>「教職員のための子ど もの健康相談及び保健 指導の手引」</p> <p>平成23年 8月</p> <p>文部科学省</p> |

■ ほほえみと感動のある学校をめざして(初版)編集委員・執筆委員 ■

■ 編集委員

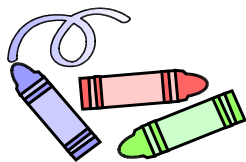
| | | |
|----|-----|-----------|
| 瀧本 | 寛 | 県教委学校指導課長 |
| 松田 | 孝弘 | 県教委学校指導課 |
| 郷 | 峰男 | 〃 |
| 田口 | 和男 | 〃 |
| 阿部 | 芳久 | 〃 |
| 平井 | 昭彦 | 〃 |
| 古澤 | 哲男 | 〃 |
| 藤本 | 十美夫 | 〃 |
| 高木 | 満夫 | 〃 |
| 山本 | 譲子 | 〃 |
| 杉山 | 恵子 | 〃 |
| 江崎 | 敏之 | 〃 |
| 石井 | 正志 | 〃 |
| 近藤 | 一郎 | 〃 |

■ 執筆委員

| | | |
|----|-----|---------|
| 岡田 | 清二 | 教育センター |
| 谷本 | 龍馬 | 〃 |
| 小森 | 保直 | 〃 |
| 西山 | 史子 | 〃 |
| 森 | 真砂子 | 〃 |
| 酒井 | 寛 | 岐阜教育事務所 |
| 辻 | 初郎 | 〃 |
| 福井 | 勝彦 | 西濃教育事務所 |
| 渡辺 | 敏彦 | 〃 |
| 古田 | 保夫 | 美濃教育事務所 |
| 武藤 | 哲夫 | 〃 |
| 片山 | 厚之 | 可茂教育事務所 |
| 柳橋 | 広志 | 〃 |
| 井口 | 道雄 | 東濃教育事務所 |
| 柘植 | 洋一 | 〃 |
| 関根 | 昭三 | 〃 |
| 森谷 | 新三郎 | 飛騨教育事務所 |
| 金森 | 修 | 〃 |

■ 絵・カット

| | | |
|----|----|--------|
| 安藤 | 恭子 | 教育センター |
|----|----|--------|



■ 執筆委員(学校)

小・中・高・特殊教育諸学校から
7名の先生の執筆協力を得ました。

■ ほほえみと感動のある学校をめざして(改訂版)編集委員 ■

■ 編集委員

| | | |
|-----|----|-----------|
| 佐々木 | 信雄 | 県教委学校支援課長 |
| 塩谷 | 章 | 県教委学校支援課 |
| 加藤 | 誠昭 | 〃 |
| 深尾 | 雅人 | 〃 |
| 青山 | 孝 | 〃 |

■ 編集委員

| | | |
|----|----|----------|
| 田中 | 陽治 | 県教委学校支援課 |
| 川崎 | 保男 | 〃 |
| 後藤 | 善朗 | 〃 |
| 錦見 | 政哲 | 〃 |
| 古嶋 | 佳代 | 〃 |



■ ほほえみと感動のある学校をめざして(三訂版)編集委員 ■

■ 編集委員

| | | |
|----|----|-----------|
| 南谷 | 清司 | 県教委学校支援課長 |
| 和田 | 満 | 県教委学校支援課 |
| 高木 | 俊明 | 〃 |
| 杉山 | 昭彦 | 〃 |
| 那須 | 明彦 | 〃 |
| 長村 | 信宏 | 〃 |
| 古田 | 勇治 | 〃 |
| 橋本 | 由美 | 〃 |

■ 編集委員

| | | |
|----|-----|---------|
| 棚橋 | 智仁 | 岐阜教育事務所 |
| 井関 | 佳代 | 〃 |
| 渡部 | 浩行 | 西濃教育事務所 |
| 田中 | 浩 | 〃 |
| 寺澤 | 徹夫 | 美濃教育事務所 |
| 後藤 | 敦 | 〃 |
| 水野 | 純明 | 可茂教育事務所 |
| 安藤 | 裕子 | 東濃教育事務所 |
| 春日 | 井尚武 | 〃 |
| 矢嶋 | 美智昭 | 飛騨教育事務所 |
| 細江 | 雅紀 | 〃 |

※表紙カット：額額則和 教諭（土岐市立土岐津小学校）

教師用生徒指導の手引

ほほえみと感動のある学校をめざして (三訂版)

くいじめの未然防止のために

平成 24 年 3 月 岐阜県教育委員会